

はじめに

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「NASVA（ナスバ）」という。）は、平成23年度の事業年度が終了したことに伴い、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定）に基づき、NASVAに係る平成23年度の業務実績報告書を以下のとおり作成した。

目 次

I. 業務運営評価に関する事項

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 組織運営の効率化	1
(2) 人材の活用	2
(3) 業務の運営の効率化	
①指導講習業務・適性診断業務	4
②療護施設の設置・運営	10
③交通遺児等への生活資金の貸付	14
④業務全般	19
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 指導講習業務・適性診断業務	29
(2) 指導講習業務・適性診断業務の実施機関になろうとする民間団体等への支援	43
(3) 療護施設の設置・運営	44
(4) 介護料支給等支援業務	54
(5) 交通遺児等への生活資金の貸付	63
(6) 自動車事故による被害者への情報提供の充実	70
(7) 自動車アセスメント情報提供業務	73
(8) 自動車事故対策に関する広報活動	86
3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	89
4. 短期借入金の限度額	95
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画	96
6. 剰余金の使途	97
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 施設及び設備に関する計画	98
(2) 人事に関する計画	100

II. その他事項

1. 内部統制に関する取組み	102
2. 職員による不正経理について	103

I. 業務運営評価に関する事項

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

(中期目標)

主管支所及び支所ごとの業務実態を把握した上で、業務の集約化・効率化を図る。

(中期計画)

業務量が比較的少ない支所について業務を近隣の支所や主管支所と一体的に行うなど業務の集約化を図りつつ、主管支所及び支所ごとの業務実態に対応した職員配置とします。

(年度計画)

顧客ニーズに対応した業務体制の構築のため、業務の実態に対応した職員配置を引き続き実施します。

また、インターネットを活用した新適性診断システム（i-NATS）の全国の支所等への導入完了及び事業者への普及による効果を踏まえ、被害者援護業務の拡充に向けた業務配分等の見直しを検討します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

支所職員の配置状況、業務の繁忙状況や地域特性等を勘案し、利用者サービスの確保の観点から踏まえつつ、支所の職員配置を見直し、マネージャー制度を維持しつつ、一層効率的な業務体制の構築を図ることとした。

◎ 当該年度における取組み

顧客ニーズに対応した業務体制の構築を図るため、管理体制のスリム化として管理職の配置に係る見直しを進め、平成20年度までに独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に定められた平成18年度（前中期目標期間最終年度）末比10%を上回る14.4%（△28人）の削減を行い、更に平成21年度1人、平成22年度1人、平成23年度において1人を削減した。

- i-NATSの全国の支所等への導入完了及び事業者への普及の効果を踏まえ、その効果の検証を継続的に行うとともに、被害者援護業務の拡充に対応するため、被害者支援専門員（コーディネーター）の配置を実施した。

（配置箇所：東京、名古屋、大阪、広島、高松の各主管支所1人）

- 支所における大規模な講習会や業務繁忙期の診断業務等において、主管支所の職員が支所へ出向いて業務を行うなど、職員の弾力的運用を実施した。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

東日本大震災によって、東北地方の企業が業務縮小による解雇または就職予定の学生の内定が取り消されるといった雇用情勢が悪化している状況にあり、復興対策の一環としてこれらの雇用環境にも早急な対応が求められていることから、NASVAとしても雇用対策への貢献を検討するとともに、被害のあった仙台主管支所を中心に業務の正常化・安定化を早急に図るため、一定の人的補強を図る必要があったことから、「震災復興のための職員採用特別枠」を設定し、東北地方在住者（被災等により他県等に一時避難している者を含む）に限定した職員5人の採用を7月に行った。

(2) 人材の活用

(中期目標)

業務に必要な職員を確保するとともに、職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。

(中期計画)

業務に必要な職員を確保するとともに、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。

(年度計画)

- ① 機構が、事故防止、被害者援護の分野で中核的な機能を果たすための組織を構築するため、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。
- ② 事故防止業務や被害者援護業務の質の向上を図るため、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 産業カウンセラー等の資格取得者について、全国的に適正に配置し、職員の活用を積極的に図ることとした。
- 専門的知見を有する者や即戦力となる経験者等を採用し、職員の資質向上を図る。
- 平成19年11月より全職員を対象に能力・実績評価制度を導入したことから、引き続き、適正な評価を行うとともに、職員が意欲をもってその能力を発揮し、NASVA職員としての使命を積極的に果たせるよう人材の有効活用を図る。
- 研修の充実を図り、職員の資質向上を図る。

◎ 当該年度における取組み

- 産業カウンセラーの資格取得者21人について、新たにカウンセラーとして指名し、128人の有資格者を配置した。
- 職員の資質向上を図る観点から、専門的知見を有する者5人（社会福祉士：1人、ホームヘルパー2級：1人、貨物運行管理者資格を有する者：2人、社会福祉学を専攻した者：1人）を採用した。
- 引き続き勤務評価制度を適正に運用し、勤勉手当及び定期昇給の判定に際し、評価結果を反映させた。
- 各種研修の実施
 - (1) 指導講習業務における講師の育成強化
 - ・ 指導講習業務のうち、「自動車運転者の適性管理に関すること」等について講義することができる^{*1} 第三種指導講習講師を育成するため、41人に対して第三種指導講習講師育成研修を実施した。
 - ・ 飲酒運転防止指導の観点から指導講習におけるアルコール専門教育を行う講師の育成をするために、「^{*2}ASK飲酒運転防止インストラクター養成講座」を20人に受講させ、育成強化を図った。

※1 第三種指導講習講師：（基礎、一般、特別）講習の一部について講義できる講師
※2 ASK：（NPO）アルコール薬物問題全国市民協会の略称

(2) 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化

- ・ 初任診断や適齢診断などにおいてカウンセリングを実施することができる※3カウンセラーを養成するため、21人に対してカウンセラー研修を実施した。
- ・ ※4指導主任者46人に対して、指導主任者教育訓練研修を実施し、助言・指導の事例検討や交通心理学の講義により、カウンセリング技術の向上及び知識の習得を図った。
※3 カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者（産業カウンセラー資格取得者）
※4 指導主任者：カウンセラーの指導を行う者（カウンセラーのうち研修修了後、部内試験合格者）

(3) 安全マネジメント業務の充実に向けた対応

- ・ 安全マネジメント業務を新たに担当する職員39人に対して、安全マネジメント担当者研修を実施し、安全マネジメントに関する最新の情報提供及び知識の習得並びに技能向上を図った。
- ・ 安全マネジメント業務のうちコンサルティングを新たに担当する職員25人に対して、※5アドバイザー資格を習得するためのアドバイザー・資格取得研修を実施しコンサルティング手法の習得を図った。
また、アドバイザー34人に対して、資質向上を図るためアドバイザー・スキルアップ研修を実施し、コンサルティング手法の技術の向上を図った。
※5 アドバイザー：コンサルティング業務を担当する者（アドバイザー・資格取得研修終了後、支所長により指定された者）
- ・ 運輸安全マネジメント評価業務を担当する※6安全評価員を育成するため安全評価員候補者13人に対して、運輸安全マネジメント評価スキルアップ研修を実施し、評価に係る最新の情報、評価に必要なとされる知識の習得及び向上を図った。
また、安全評価員12人に対して評価実施時の※7OJTにより、インタビュー技法、評価報告書の作成等に係る力量の維持・向上を図った。
※6 安全評価員：運輸安全マネジメント評価を行う者（資格要件：国土交通省が認める専門研修等を修了し、かつ評価業務の立会について一定の経験を有する者）
※7 OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練。

(4) 被害者援護業務の質的向上に向けた取組み

- ・ 被害者援護業務を専従的に行うコーディネーター制度を創設し、候補者5人に対して、本部及び千葉療護センターにおいて、医師、看護師、社会保険労務士等を講師としたコーディネーター養成研修を実施し、被害者援護業務の質的向上及び業務の拡充を図った。
- ・ 介護料受給者宅等への訪問支援の充実に図るため、支所等の職員35人に対し、看護師、メディカルソーシャルワーカーを講師とした訪問支援業務研修を各療護センターにおいて実施し、自宅介護で使われる医療機器、用語及び介護に関する専門的な知識の習得を図った。
- ・ 各主管支所の被害者援護担当マネージャー9人に対して、被害者援護業務研修を実施し、各主管支所管内における訪問支援や交流会の取組等について議論することにより、被害者援護業務に関する知識の向上を図るとともに、被害者救済の意識の向上を図った。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(3) 業務の運営の効率化

① 指導講習業務・適性診断業務

(中期目標)

IT化等を通じた業務の効率化による経費の削減と受講者・受診者数の拡大等を図るとともに、義務講習・義務診断の受益者による実費の全額負担を目指しつつ、今中期目標期間における自己収入比率については、最後の事業年度において50%以上とする。

(中期計画)

ア ITの活用等により指導講習・適性診断の業務の効率化を図ります。

(年度計画)

ア インターネットを活用した新適性診断システム（i-NATS）の全国の支所等への導入を完了したことに伴い、適性診断業務の更なる効率化を図ります。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

適性診断業務においては、平成22年度にインターネット通信網を利用した新適性診断システム（i-NATS）の全支所導入が完了したことから、*契約事業者へ導入されたi-NATS及び貸出用i-NATSによる受診を促進するとともに、インターネット予約システムの利用率向上を目指し、更なる効率化を図ることとした。

*NASVAのインターネット適性診断システム利用規約に基づき、NASVA間で利用契約を締結した契約当事者

◎ 当該年度における取組み

○ 契約事業者へ導入されたi-NATSについては、利用促進が図られ、平成23年度の一般診断の受診者数は85,458人（対前年度34.7%増）となった。なお、平成23年度末現在の契約事業者数は1,640者で、i-NATS導入台数は1,660台となっている。また、新たに平成22年度末に配備した貸出用i-NATSによる一般診断受診者数は23,282人となった。

これにより、一般診断受診者総数（255,965人）のうちNASVA支所以外での受診者（108,740人）の割合は、42.5%を占めるまでになり、測定に係る業務の効率化を図ることができた。

【i-NATSで診断を受けるドライバー】



i-NATSによる適性診断と従来の適性診断との比較

診断項目



- ・ i-NATSが整備されるまでは、ペーパー診断、NATS診断及び視覚機能測定をそれぞれ別室で行っていたが、i-NATSは1台で全ての診断項目（適齢診断で測定する夜間視力を除く。）を実施できる。
- ・ i-NATSは、インターネットを活用して利用できることから、運送事業者等が導入することで24時間いつでも導入事業所内で診断が受けられるようになった。（平成23年度末現在のi-NATS導入契約事業者の内訳は、バス事業者147者、ハイタク事業者128者、トラック事業者1,209者、その他156者の合計1,640者）
- ・ i-NATSは従来の診断機器より小型、軽量、低コストで、さらに診断時間が短縮できる。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 適性診断については、i-NATSと連動するインターネット予約システムが、全支所において平成22年9月より本格的な運用を開始したことにより、いつでも予約が可能になるなど、利用者の利便性が高まるとともに、支所職員による受診者情報入力作業の軽減が図られた。
なお、平成23年度におけるインターネット予約システムの利用率は、18.4%であった。

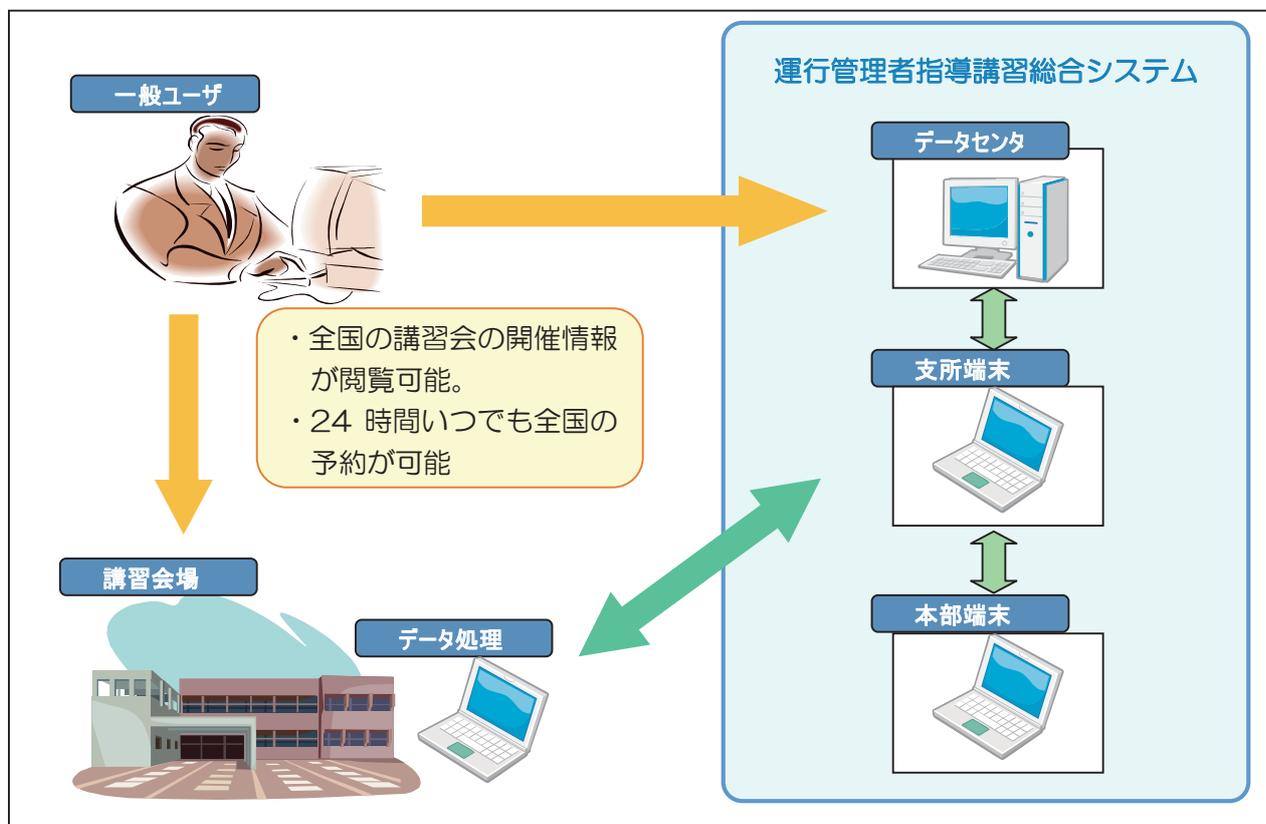
インターネット予約による受診割合（平成23年度）	
インターネット予約による受診者数（A）	57,978人
全受診者数（B）※	315,655人
インターネット予約率（A/B）	18.4%

※一般・初任・適齢診断の支所内受診合計。

- 指導講習については、運行管理者指導講習総合システムのインターネット予約機能の運用を平成23年3月より開始し、いつでも予約が可能になるなど、利用者の利便性が高まるとともに、支所職員による受講者情報入力作業の軽減が図られた。
なお、平成23年度におけるインターネット予約システムの利用率は、18.0%であった。

インターネット予約による受講割合（平成23年度）	
インターネット予約による受講者数（A）	24,662人
全受講者数（B）※	137,369人
インターネット予約率（A/B）	18.0%

※一般・基礎講習の合計。



(中期目標)

IT化等を通じた業務の効率化による経費の削減と受講者・受診者数の拡大等を図るとともに、義務講習・義務診断の受益者による実費の全額負担を目指しつつ、今中期目標期間における自己収入比率については、最後の事業年度において50%以上とする。

(中期計画)

イ 業務の効率化による経費の削減を図るとともに、次のとおり指導講習・適性診断の種類ごとに取組みを行うこと等により、受講者・受診者数の拡大を図ります。

指導講習

基礎講習	運行管理者試験の受験資格等を取得しようとする者のほか、安全管理業務に従事する者等に対して積極的なPR活動を行い、受講者数を中期目標期間の最終年度までに850人(前中期目標期間の実績(3年間)の平均比4%)以上増加させます。
一般講習	地方運輸局等との連携強化により、運行管理者の受講漏れをなくすようにします。また、運行管理者を補助する者等に受講を勧めます。
特別講習	地方運輸局等との連携強化により、重大事故等を惹起した営業所の運行管理者の受講漏れをなくすようにします。

適性診断

一般診断 特別診断	貸出自動適性診断機器の活用等によりいつでも診断ができるという受診者の利便性の向上を図り、あらゆる機会をとらえ、積極的にPRを行い、受診者数を中期目標期間の最終年度までに11,300人(前中期目標期間の実績(3年間)の平均比5%)以上増加させます。
初任診断 適齢診断	地方運輸局等との連携強化により、運転者として新たに雇用された者及び65歳以上の者の受診漏れをなくすようにします。
特定診断	地方運輸局等との連携強化により、重大事故惹起者の受診漏れをなくすようにします。

また、受講者・受診者数の状況や業務に要する経費の状況を踏まえ、受講者・受診者の適切な費用負担の水準について検討します。

以上の措置を講ずること等により、自己収入比率(注1)について、中期目標期間の最終年度までに50%以上に引き上げます。

(年度計画)

イ トップセールス等により事故防止に関する機構の取組み等のPRを促進するとともに地方運輸局等との連携を強化し、受講者・受診者の拡大を図ります。

また、インターネットを活用した新適性診断システム(i-NATS)の利便性を積極的にPRし、同システムの利用促進、受診者の拡大を図ります。

以上の措置を講ずることにより、自己収入比率^(注1)(平成23年度)について中期計画目標の50%以上に引き上げます。

(注1) 自己収入比率=自己収入(手数料収入等)/総収入(=総経費)

◎ 年度計画における目標設定の考え方

トップセールス等によるNASVAの取組み等のPRの促進、地方運輸局等との連携強化により、受講者・受診者の拡大を図るとともに、義務講習である一般・特別講習の受講漏れや、義務診断である初任・適齢・特定診断の受診漏れを防止することとした。

i-NATSの利用を促進し、事業者の受診需要に適切に対応した受診機会を提供することにより、受診者の拡大を図ることとした。

◎ 当該年度における取組み

○ 運送事業者や事業者団体等に対するトップセールス等において、21年度に策定した※「NASVA事業用自動車安全プラン2009」に基づく、事故防止に関するNASVAの取組み等をPRすることにより、受講者・受診者の拡大を図った。

※ 「NASVA事業用自動車安全プラン2009」：国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」に掲げられた死者数半減、人身事故件数半減、飲酒運転ゼロ等の目標の達成に向けて、NASVAが自動車運送事業者の事故防止活動を総合的に支援する取組み。

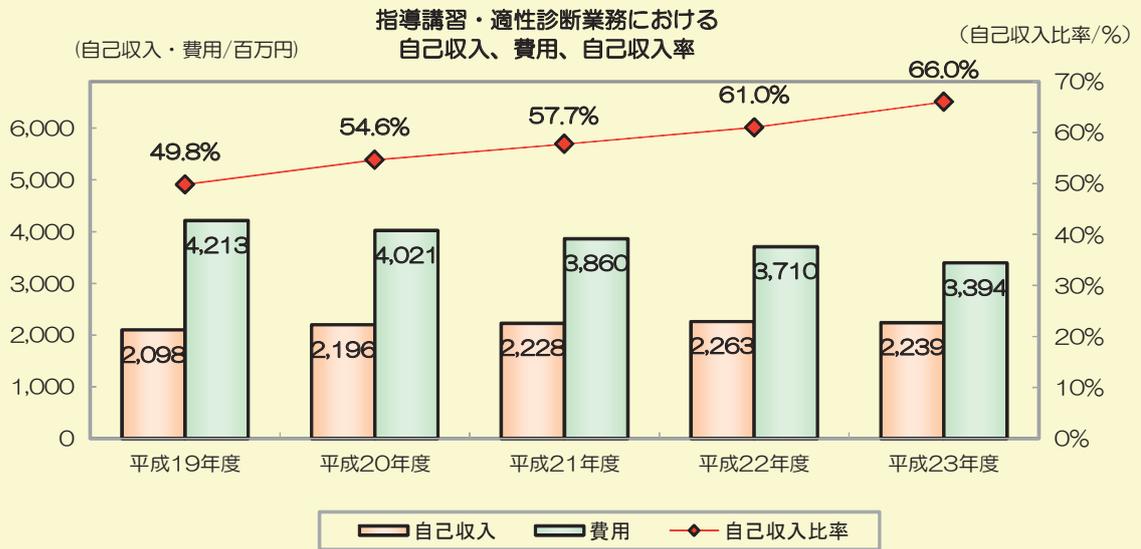
○ 基礎講習（任意）の受講者数は、運行管理者補助者制度の定着により前年度に比べ1,573人（4.1%）減少の37,019人となった。また、一般・特別診断（任意）の受診者についても、景気の悪化等により前年度に比べ21,700人（7.8%）減少の256,247人となった。

	18年度実績 〔前中期計画期間 最終年度〕	中期計画目標値	23年度実績 〔中期計画期間 5年度〕
基礎講習	23,149人	23,999人	37,019人
一般・特別診断	252,031人	263,331人	256,247人

（参考）平成23年度 受講者数・受診者数実績			
講習全体	140,421人	診断全体	437,519人
基礎講習	37,019人	一般・特別診断	256,247人
一般講習	100,350人	初任診断	133,195人
特別講習	3,052人	適齢診断	45,058人
		特定診断	3,019人

○ 義務講習（一般・特別講習）・義務診断（初任・適齢・特定診断）の受講・受診漏れを防止するため、地方運輸局等との連携を強化し、綿密な情報交換等を行うとともに、各事業者団体等に対し、受講・受診促進の働きかけを行った。

- 指導講習・適性診断業務における自己収入は若干減少したものの費用削減努力を継続した結果、自己収入比率は前年度に対して、5.0ポイント増となる66.0%（指導講習70.3%、適性診断63.8%）となった。



◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

② 療護施設の設置・運営

(中期目標)

ア 質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

(中期計画)

ア 医療水準・コスト水準等に関シタスクフォース^(注2)により外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

(年度計画)

ア 医療水準・コスト水準等に関シタスクフォース^(注2)により外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

(注2) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

◎ 年度計画における目標設定の考え方

医療水準・コスト水準等に関シタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。

◎ 当該年度における取組み

平成23年度の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表した。

タスクフォースによる外部評価結果

(1) 運営経費の節減に対する取組み

運営経費(委託費)については、前年度と比較して68百万円(3.5%)の増加となった。これは、前年度と比較して、収入が15百万円減少したこと、また、支出が49百万円増加したことによるものである。

収入の減少に関シ、医業収入では、延べ入院人日数は74,329人日となり、平成19年度から入院期間を3年間に短縮した影響で、入退院が増加したこと、東日本大震災の影響等により、前年度比554人日、0.7%の減となったが、千葉療護センターにおけるリハビリテーションの充実等により、全体としては、対前年度比8百万円増となった。他方、外部検査収入では、中部療護センターのポジトロン(陽電子)断層撮影装置(PET)更新に伴い利用不可能期間が88日間あったこと、東日本大震災の影響等による外部受託検査件数の減少等により減少し、収入額は2,485百万円で、対前年度比15百万円減となっている。

また、支出の増加に関しては、入院患者家族からの要望が強いリハビリテーションに関しての体制の強化、療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できることなどを目的とする新看護プログラムの試験的实施に必要なスタッフの増強等により、人件費等が増加したことが要因となり、支出額は4,522百万円で、対前年度比53百万円増となった。

他方、物件費については、各療護センターの節減努力により、前年度と比較して32百万円の減少となっている。

療護センターは遷延性意識障害者に特化した治療及び看護を行う特殊性があり、一般病院とはその目的及び経営環境が異なるものの、今後も安定的に入院患者を確保し、円滑な入院手続きの実施等病床のより効率的な運用を行うとともに、運営経費節減に努めるなど、引き続き業務運営の効率的実施に取り組む必要がある。

また、平成23年度に実施したリハビリテーション体制の強化など医療水準の確保に向けた取組は評価できるものであり、引き続き実施する必要がある。

(2) サービス水準の向上に対する取組み

療護センターでは、患者への適切な治療・看護を行うことにより、脱却による退院患者数は13人であり、個別の事情により目標の15人は下回ったものの、治療改善効果の分析結果においては、ナスバスコア平均値の減少（改善）が認められ、脱却に至らない場合であっても相当の治療改善効果が得られるなど、努力が認められる。

また、在宅で療養生活を送る重度後遺障害者及び介護を行う家族が療護センターの施設を活用し成果を受益する上で有効と認められる短期入院の受け入れは1,063人日で、前年度比42%の増と積極的に取り組んでおり、評価できる。

他方、療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的とする新看護プログラムについても、全国6か所の療護施設に段階的に試験的導入するなど、治療・看護への積極的な取組みが行われており、評価できる。今後は、平成24年度に計画している評価基準の策定により、本格導入に向け取り組む必要がある。

広報活動については、事故後早期の入院が可能となるよう、NASVAの各主管支所及び支所の職員が全国救命救急センターを対象に療護施設のPRを実施するとともに、各種イベント、被害者家族の会等の場において積極的にPRを行うなど、努力が認められる。

今後もこうした広報活動をより効果的かつ効率的に行い、情報を得られないことにより公平な治療機会が損なわれることのないよう、引き続き取り組んでいく必要がある。

多数存在する遷延性意識障害者に対応する上での療護センターの不足を補い、特に地理的理由等による療護施設入院困難者の要請に応えるための委託病床の拡充については、平成23年2月に有識者を委員とした「委託病床の拡充に係る検討委員会」を設置し、委託病床の拡充地区、拡充規模等について、患者の需要予測等を基に検討がなされ、近畿地区に16床、関東地区に12床の委託病床を設置する必要があるとの結論を得て、平成25年1月からの患者受入に向けた手続きを着実に実施しており、評価できる。

【「業績評価のための特別なタスクフォース」
における審議の様子（H24.6.21）】



(中期目標)

イ 自己収入の増加の観点から、療護施設が保有する高度先進医療機器を有効活用し、外部検査を積極的に受け入れる。

(中期計画)

イ 療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中期目標期間の年度毎に11,000件以上の外部検査を受託します。

(年度計画)

イ 引き続き、療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、年間11,000件以上の外部検査を受託します。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

地域医療機関との連携を図り、年間11,000件以上の高度先進医療機器の検査を受託することとした。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

○ 外部検査の受託については、地域医療への貢献として、MRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、10,331件（対前年度比 △700件、6.3%減）の外部検査を受託し、1億8,609万円（対前年度比 △1,891万円、9.2%減）の収入を得た。

なお、外部検査の受託件数については、高度先進医療機器が療護センター周辺病院にも整備されてきた影響もあり、減少傾向となっている。



◎ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由

外部検査の受託件数については、高度先進医療機器が療護センター周辺病院にも整備されてきた影響もあり、減少傾向となっていることに加え、平成23年度においては、中部療護センターのPETの更新により88日間使用できなかったことや平成23年3月11日の東日本大震災の影響により仙台市にある東北療護センターの受託件数が落ち込んだこと等があげられる。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

③ 交通遺児等への生活資金の貸付

(中期目標)

ア 業務運営等の見直しにより、債権回収率90%以上を確保しつつ、更なるコスト削減を図る。

(中期計画)

ア 債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図ります。

イ 債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。

(年度計画)

ア 債権回収等に関して効率的な業務運営に努め、債権管理規程等に基づく、効果的な債権回収を行うことにより、回収率90%以上を確保します。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

債権管理規程に基づく適正な債権管理及び債権管理マニュアルによる効果的な債権回収を行い、債権回収率を90%以上確保することとした。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

○ 債権回収率の実績

債権回収率

回収予定額 (A) ※1	回収額 (B) ※2	回収率 (B÷A)
23,916百万円	21,684百万円	90.7%

※1 「回収予定額」とは、返済期限が到来した債権の総額(請求総額)

※2 「回収額」とは、回収予定額のうち回収した総額

「回収予定額」及び「回収額」には、認可法人時に発生した金額が含まれている



○ 効果的な債権回収の取組み

(1) 債権管理規程に基づく適正な債権管理の実施

債権管理規程に基づく債権の適正な管理を図る目的から、状況に応じて債権を分類し、それぞれの債権の状況に応じた管理方法を定めて管理を実施した。

(2) 債権の状況に応じた目標設定による債権管理

効果的な債権回収を図るため、特に延滞等の問題が生じ又は生じる可能性のある債権について、延滞金が付加されないように早期に折衝を行い、適切な措置を講ずることとし、早期折衝実現の目標値を設定。貸倒懸念債権への移行を抑止するため、重点をおいて取り組んだ。

貸倒懸念債権についても、同様に債務者折衝の目標値を設定して取り組んだ。

以上の取組みにより、債権管理を行う上で必要性の高い債権について、債務者の生活状況把握の上、個々の状況に応じた効率的かつ効果的な債権管理を推進した。

これにより、平成22年度に比べ平成23年度では、新たに一般債権から貸倒懸念債権に分類換えされた債権について約65%（約58百万円）の改善が見られたことから、同目標値の設定効果によるものと推測される。



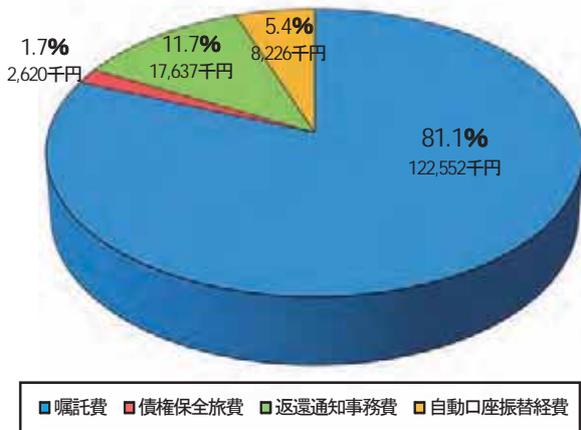
◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 債権回収経費等のコスト要因の分析及びコスト削減

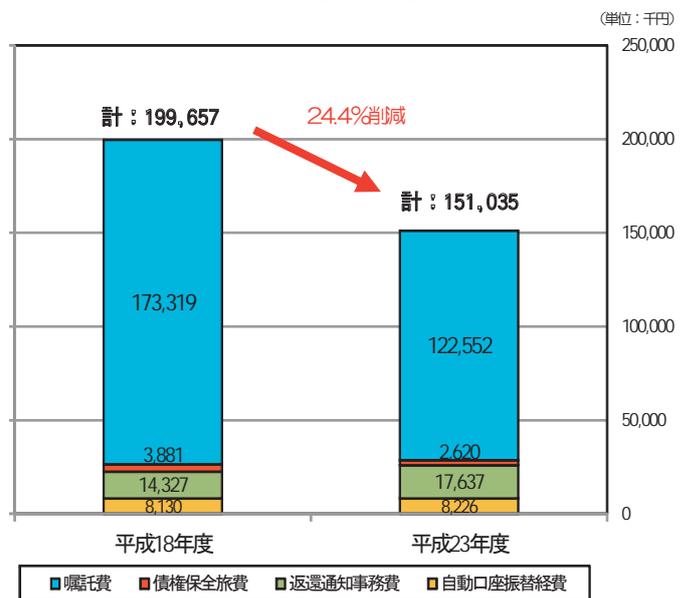
債権回収の経費等に係るコスト要因については、債権回収のための訪問折衝等の旅費、債務者に対する通知等の事務費、返還金の自動口座引落のための経費及び事故対策事業推進員の嘱託費（人件費）などであり、いずれもが、債権回収業務に必要な不可欠なものである。

特に嘱託費は債権回収経費の8割以上を占めていることから、事故対策事業推進員の主管支所への集約化に加え、計画的な債務者訪問折衝を行うなど債権回収業務の効率化を図ることにより、平成20年度に平成18年度末比で20%程度を削減するとする「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）を上回る24.4%の経費を削減した。

債権回収経費の内訳（平成23年度）

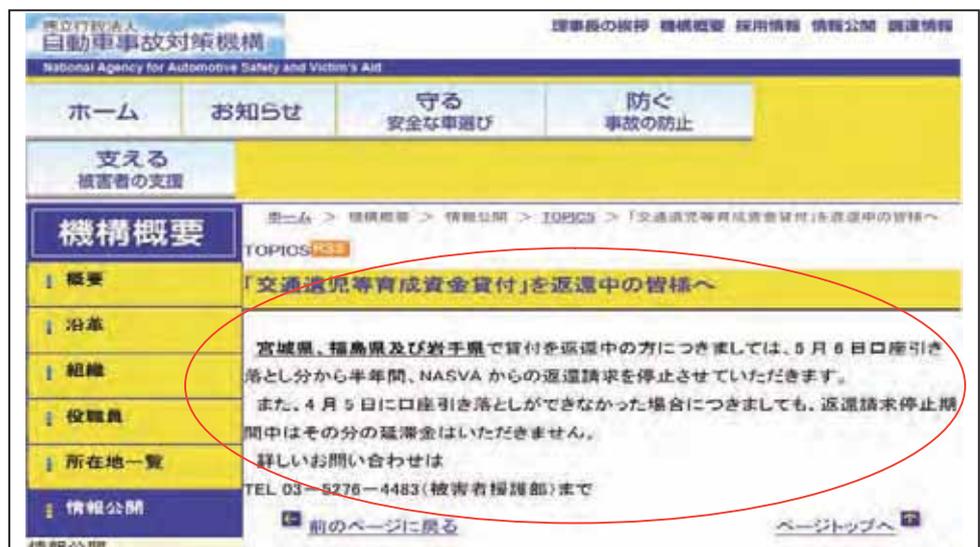


債権回収経費の推移



○ 平成23年3月に発生した東日本大震災により被災された地域の貸付金返還中の方々等について、被害状況を確認するとともに、例外的に一定期間の返還請求を猶予することとした。

【ホームページにおける掲載】



(中期目標)

イ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。

(中期計画)

ウ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。

(年度計画)

イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表することとした。

◎ 当該年度における取組み

○ 債権管理委員会において、貸付債権の評価及び適正な引当金の計上について審議し、その結果についてホームページで公表した。

貸付債権の評価

(単位：千円)

債権の区分※	債権残額 (a)	評価率 (b)	評価額 (a×b)
一般債権	5,492,023	99.8%	5,481,039
貸倒懸念債権	5,199,901	56.6%	2,943,144
破産更生債権等	347,148	0%	0
合計	11,039,072	76.3%	8,424,183

貸倒引当金

(単位：千円)

債権の区分※	債権残額 (a)	引当率 (b)	貸倒引当金 (a×b)
一般債権	5,492,023	0.2%	10,984
貸倒懸念債権	5,199,901	43.4%	2,256,757
破産更生債権等	347,148	100%	347,148
合計	11,039,072	23.7%	2,614,889

※ 貸付債権の適正な管理を図る目的から、債権管理上は独立行政法人会計基準に基づく上記区分よりさらに細分化して管理

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 債権残額の推移（債権区分別）

（単位：百万円）

	一般債権 (1)	貸倒懸念債権 (2)	破産更生債権等 (3)	合計 (4=1+2+3)	貸倒懸念債権、破産更生債権等計 (5=2+3)	債権残額に占める貸倒懸念債権、破産更生債権等の割合 (5/4)	対前年度増減ポイント
平成19年度	8,424	4,874	385	13,683	5,259	38.4%	+ 3.3
平成20年度	7,635	4,976	372	12,982	5,348	41.2%	+ 2.8
平成21年度	6,879	5,079	365	12,323	5,443	44.2%	+ 3.0
平成22年度	6,161	5,168	363	11,692	5,531	47.3%	+ 3.1
平成23年度	5,492	5,200	347	11,039	5,547	50.2%	+ 2.9

○ 貸倒懸念債権、破産更生債権等の増加要因

生活資金貸付は、生活保護、所得税の非課税など生活困窮家庭の者に対する貸付であることから、最近の社会、経済情勢の影響等により債務がすべて滞りなく返済されているとはいえない状況にある。

平成23年度において、一般債権から不良債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に分類換えとなった137件について要因調査を行ったところ、その理由が判明しているものは93件であり、安定した収入が確保できないことを理由とするものが73件（94件）、その他の理由が20件（26件）となっている。安定した収入を確保できないことを要因とするものが大半であり、景気の低迷が大きく影響していると考えられる。一方、その他の理由については、病気、死亡等突発的な理由によるものとなっている。

<内訳>

安定した収入が確保できないことによる滞納 計73件（94件）

- ・「無職・失業」 10件（24件）
- ・「低所得・収入減」 25件（27件）
- ・「パート・アルバイト」 15件（26件）
- ・「生活保護受給、非課税者等」 23件（17件）

その他 計20件（26件）

- ・「多重債務等」 7件（4件）
- ・「病気・身体障害等」 10件（11件）
- ・「破産、連帯保証人の死亡等」 3件（11件）

（ ）内は前年度実績

④ 業務全般

(中期目標)

ア 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度^(注)において、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減する。(注)平成23年度

(中期計画)

ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減します。
 イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減します。

(年度計画)

ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成22年度予算の4%程度に相当する額を削減することにより、平成23年度末までに平成18年度比で15%以上の額を削減します。
 イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成22年度予算の2%程度に相当する額を削減することにより、平成23年度末までに平成18年度比で10%以上の額を削減します。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。以下「特殊要因等を除く」という。）について、中期計画予算の「運営費交付金の算定ルール」（P.90参照）における効率化係数（一般管理費0.98/年、業務経費0.99/年）に基づき、一般管理費については対前年度予算の4%程度、業務経費については対前年度予算の2%程度に相当する額を削減することとした。

一般管理費・業務経費（特殊要因等を除く）年度別削減計画

年 度	一般管理費	業務経費
平成19年度	対前年度予算の7%削減	対前年度予算の7%削減
平成20年度	対前年度予算の2%削減	対前年度予算の1%削減
平成21年度	対前年度予算の5%削減	対前年度予算の4%削減
平成22年度	対前年度予算の3%削減	対前年度予算の3%削減
平成23年度	対前年度予算の4%削減	対前年度予算の2%削減

(注1) 平成21年度の削減率は、予算編成過程において当初計画（一般管理費2%削減、業務経費1%削減）にそれぞれ3%が上乗せされている。

(注2) 平成22年度の削減率は、予算編成過程において当初計画（一般管理費2%削減、業務経費1%削減）にそれぞれ1%、2%が上乗せされている。

(注3) 平成23年度の削減率は、予算編成過程において当初計画（一般管理費2%削減、業務経費1%削減）にそれぞれ2%、1%が上乗せされている。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

○ 一般管理費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進すると共に、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取組み、年度計画（前年度予算に対し▲4%程度削減）を上回る経費削減（▲4.9%）を達成。

一般管理費（特殊要因等を除く）の平成23年度削減目標額と削減実績額

削減目標額	削減実績額	対前年度予算比
		▲ 4.9%
▲ 14百万円	▲ 17百万円	▲ 4.9%
削減目標額 ▲ 14百万円 = 前年度予算額 345百万円 × 削減目標率 ▲ 4%	削減実績額 ▲ 17百万円 = 平成23年度決算額 328百万円 - 前年度予算額 345百万円	対前年度予算比 ▲ 4.9% = 削減実績額 ▲ 17百万円 ÷ 前年度予算額 345百万円

(参 考)

平成23年度一般管理費（人件費を除く）予算・決算額

(単位：百万円)

区 分	基 準 (平成22年度 予 算 額 (A))	平成23年度		比較増▲減額		
		予 算 額 (B)	決 算 額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	345	331	328	▲ 14	▲ 17	3
特殊要因等経費	797	783	782	▲ 14	▲ 15	1
合 計	1,142	1,114	1,110	▲ 28	▲ 32	4

※ 特殊要因等経費 … 公租公課、事務所借料等

○ 業務経費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進すると共に、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取組み、年度計画（前年度予算に対し▲7.1%程度削減）を上回る経費削減（▲8.2%）を達成。

これは、療護センターの運営経費における医業等収入が予定を上回ったことに伴う運営委託費の減少等によるものである。

業務経費（特殊要因等を除く）の平成23年度削減目標額と削減実績額

削減目標額	削減実績額	
	対前年度予算比	
▲ 321百万円	▲368百万円	▲ 8.2%
削減目標額 ▲ 321 百万円 = 前年度予算額 4,518 百万円 × 削減目標率 ▲ 7.1 %	削減実績額 ▲ 368 百万円 = 平成 23 年度決算額 4,150 百万円 - 前年度予算額 4,518 百万円	対前年度予算比 ▲ 8.2 % = 削減実績額 ▲368 百万円 ÷ 前年度予算額 4,518 百万円

(注) 削減目標率には、効率化係数による2%削減のほか、事業仕分け結果の反映による削減を含んでいる。

(参 考)

平成23年度業務経費（介護料を除く）予算・決算額

(単位：百万円)

区 分	基 準 (平成22年度 予 算 額 (A))	平成23年度		比較増▲減額		
		予 算 額 (B)	決 算 額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	4,518	4,197	4,150	▲ 321	▲ 368	47
特殊要因等経費	322	402	306	80	▲ 16	96
合 計	4,840	4,599	4,456	▲ 241	▲ 384	143

※ 特殊要因等経費 … 「一般病院への委託経費」、「看護機能の強化経費」、「安全マネジメント支援経費」、「交通事故被害者ホットライン経費」

(参 考)

経 費 削 減 方 策

1. 経費削減の基本方策

年度毎の削減目標を達成するために、役職員全員に対してコスト意識の徹底をこれまで以上に図ると共に、次のような削減方策を実施

- ① 既定経費の徹底した見直し
- ② 一般競争入札の推進（契約方法は、少額随意契約を除き、原則として一般競争入札又は企画競争若しくは公募とする。）
- ③ 予定価格の適正な設定
- ④ 随意契約の適正な運用
- ⑤ 少額随意契約対象案件についても見積合わせによる競争的手法の実施徹底
- ⑥ 電話料料金の割引制度の活用
- ⑦ 事務用品の一括購入の推進
- ⑧ 出張旅費の効率化（割引航空運賃制度等の活用）
- ⑨ 内部監査における随意契約の重点的監査 等

2. 個別方策

【印刷物、用紙関係】

- ・ 印刷物全般について、利用方法等を踏まえながらできるだけ電子媒体化（ペーパーレス化）を図る。
- ・ 紙での出力が必要な場合は、両面・縮小としたコピー、プリントとする。
- ・ 内部広報誌等については、紙媒体での提供手段を見直し、イントラネットへの掲載を行う。
- ・ 回覧、周知文書はイントラネット、電子メール等を使用し、紙を使わない。
- ・ 印刷物については、作成部数の検討を厳格に行い、余剰在庫が発生しないようにする。

【定期購読物等】

- ・ 定期購読物等については、共同利用や必要性の徹底した見直しにより対象や部数を削減する。
- ・ 法令検索情報システム等の活用により加除式法令集の購入を取りやめる。

【物品等の調達】

- ・ 物品等の調達にあたっては、過剰な仕様となっていないかの見直しを行う。
- ・ ボールペン、蛍光ペンは替芯式やインク補充式を使用する。
- ・ 使用済みハードファイルの再使用

【光熱水料の削減】

- ・ 休憩時間等の節電（昼休み時の消灯、残業時の不在スペースの消灯等）
- ・ 冷暖房の適正温度の徹底（冷房28度、暖房20度）
- ・ O A機器等については、未使用時にはこまめに電源スイッチをオフにする。
- ・ 機構車運行の際のエコドライブ励行（不要なアイドリング防止、タイヤ空気圧の点検等）
- ・ 節水

【電子メール等の利用】

- ・ 外部との連絡は、できる限り電子メールを使用する。やむをえず、ファクシミリを使用するときは、送り状と用件を1枚で済ませるようにする。

【出張旅費の削減】

- ・ 宿泊パック等割引制度の積極的活用
- ・ 航空機を利用する際には、原則として割引航空運賃を活用

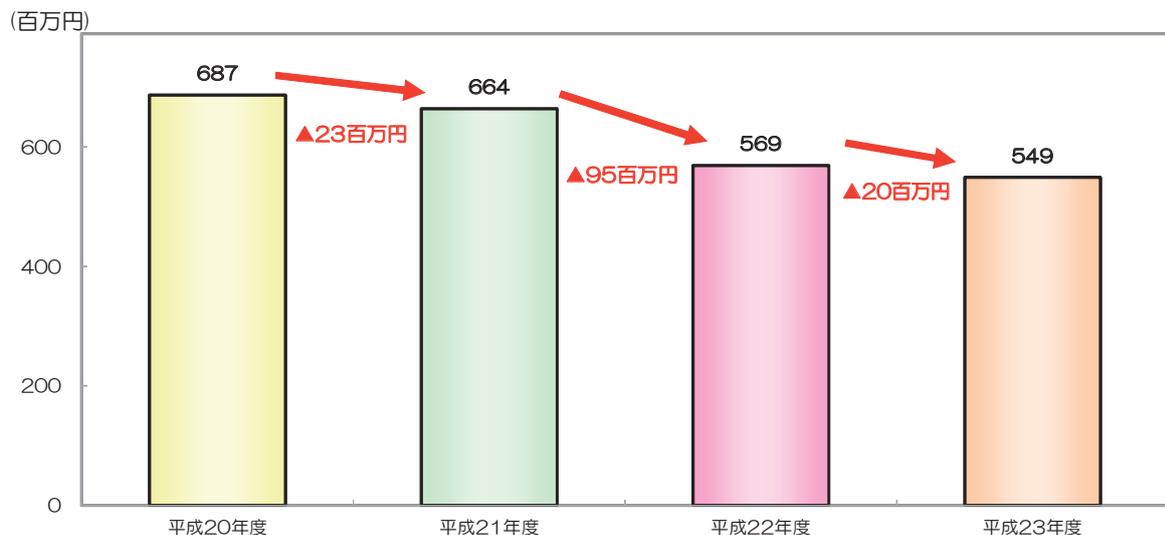
【事務所賃借料の見直し】

- ・ 事務所周辺の不動産情報を入手し、交渉を積極的に行うことにより、事務所借料の削減を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

ネットワーク端末機導入に伴い、事務室のレイアウト見直しによる余剰スペースの返還及び賃借料の値下げ交渉を実施し、節減を図った。

事務所賃借料の節減状況



（中期目標）

イ 業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

（中期計画）

ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

（年度計画）

ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえるとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の競争性の確保等、契約の点検・見直しを受け公表した「随意契約見直し計画」（平成22年6月）に基づき、22年度に締結された契約について改善状況をフォローアップし、競争性及び透明性の確保を図ります。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

契約に関しては、中期計画に基づき、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえるとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の競争性の確保等契約の点検・見直しを受けることにより、競争性及び透明性の確保を図ることとした。

◎ 当該年度における取組み

○ 契約件数及び契約金額の状況

①一般競争入札の状況

平成23年度においても、一般競争入札を推進した結果、契約金額については、随意契約見直し計画（平成19年12月策定）における基準年度である平成18年度実績と比較し、1億円減少した。

入札件数については平成18年度の実績35件に比べ、61件と大幅に増加（26件増）した。

②競争性のある随意契約（企画競争、公募）の状況

平成23年度においても、企画競争に加えて公募を推進したことにより、競争性のある随意契約については、契約件数で平成18年度実績14件に比べ、30件と増加（16件増）し、契約金額では、平成18年度実績1.4億円に比べ、4.3億円と増加（2.9億円増）した。

③競争性のない随意契約

平成23年度においても、一般競争入札を推進し、公募の導入等契約方法を見直した結果、契約件数で平成18年度実績143件に比べ、78件と大幅に減少（65件減）し、契約金額では平成18年度実績36.9億円に比べ、30.2億円と減少（6.7億円減）した。

区 分		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		件数	金額 (億円)										
一般競争入札等	一般競争入札	35	11.8	49	10.5	80	11.8	78	9.9	93	10.0	61	10.8
	うち総合評価入札方式	1	8.2	4	4.2	2	2.6	2	5.2	4	3.8	4	4.1
	競争性のある随意契約 (企画競争、公募)	14	1.4	17	1.4	34	7.0	33	6.1	32	6.1	30	4.3
競争性のない随意契約		143	36.9	111	34.1	89	30.6	86	29.5	86	29.0	78	30.2
合 計		192	50.1	177	46.0	203	49.5	197	45.5	211	45.1	169	45.3

※金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

○ 情報公開の充実

随意契約の見直しとして「平成19～23年度における随意契約見直し計画のフォローアップ」及び「平成20～23年度に締結した競争性のない随意契約に係る契約情報」、また、平成23年度一般競争落札結果・随意契約、公益法人への支出状況等についてホームページに掲載し情報公開の充実を図った。

○ 契約監視委員会による契約等に関する点検・見直しについて

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）の趣旨を踏まえ設置した「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」（平成21年12月15日付理事長達（経理）第23号）により、平成22年度に締結した一般競争入札93件（うち1者応札・1者応募5件）、競争性のある随意契約（企画競争、公募）32件、競争性のない随意契約86件のそれぞれについて点検・見直しを行い、議事録等をホームページに掲載し公表した。

○ 個々の契約における監事等のチェックについて

① 監事等のチェックプロセスの状況

監事及び会計監査人（監査法人）による実地及び書面監査を行っている。

平成23年度においては、監事監査については本部外19支所（5主管支所及び14支所）、会計監査人については本部外3主管支所の監査を実施している。

なお、監事による監査は、本部は毎年、主管支所は原則2年に1回、支所は原則3年に1回行われることとしており、会計監査人による監査は、本部については毎年、主管支所については中期計画期間内に全主管支所を監査することとしており、例年2～3主管支所において監査が行われている。

また、契約予定金額が1千万円を超える事案については、契約執行決裁文書を回覧する方法により、事前に監事のチェックを受けている。

② 監事による具体的なチェック状況

監事による監査では、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に従い平成21年12月15日に設置された「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」に於いて、平成22年度の契約につきその透明性・公平性について厳格な見直しを行い、平成23年度は、「実施された契約については、真に随意契約とせざるを得ないものの精査及び競争入札の手法改善により、引き続き透明性・公平性の確保に努められたい。」として監査報告書に記載され、特段の指摘はなかった。

③ 会計監査人による具体的なチェック状況

随意契約を含めた契約に関する会計監査人によるチェックは、財務諸表監査の枠内で内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価の一環として行われた結果、特段の指摘はなかった。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 平成23年度の競争性のない随意契約78件の内訳

事務所賃貸借（本部及び50支所）	53件	549百万円
事務所清掃業務	4件	8百万円
療護センター等運営委託費	7件	2,387百万円
自動車アセスメント試験車両購入	13件	70百万円
22年度財務諸表官報掲載料	1件	2百万円
合 計	78件	3,016百万円

（注1）金額は、四捨五入してあるので、合計とは端数において一致しない場合がある。

（注2）事務所賃貸借契約について、東京主管支所は貸主が2社である。

○ 内部統制のための取組み

「独立行政法人自動車事故対策機構会計内部監査実施細則」（平成20年3月26日施行）により、監査員の権限及び義務が明文化されたことにより、監査結果の監事への報告等、監事との連携・チェック体制の強化を図り継続実施した。

○ 契約手続の審査体制の整備状況

（1）契約の審査

契約の審査は、各担当グループからの要求を受けて、契約担当部門が決裁時に行っており（1千万円以上3千万円未満は理事決裁、3千万円以上は理事長決裁）、更に1千万円を超える契約については、重要な契約に関する文書として、事前に監事に回付しチェックを受けている。

（2）監事及び会計監査人等の監査

監事及び会計監査人による契約に係る監査を実施しているほか、上記「内部統制のための取組み」による内部監査強化の一環として「契約方法について（随意契約の点検など）」を平成23年度監査の重点項目に掲げ、監査を実施した。

（3）予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合の審査体制

予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、「申込みの価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき」に契約事務権限者が意見を求める必要がある場合には、理事長がその意見を表示すべき者3人を役員又は職員のうちから「契約審査委員」として指定し、契約審査委員は必要な審査を行い、書面により意見を表示することとしている。

なお、平成23年度においては、契約審査委員に意見を求める案件は、発生していない。

（4）総合評価落札方式による入札を行う場合の審査体制

総合評価落札方式による入札を行う場合、総合評価委員会を設置し、評価委員を案件毎に8～9名任命することとし、総合評価委員会においては、

① 評価項目及び得点配分の決定

② 総合評価資料により技術的評価案の審査を行い総合評価点の決定

を行っている。

なお、平成23年度においては、中部療護センターが高度先進医療機器（ポジトロン（陽電子）断層撮影装置）の購入・据付1件、また、各主管・支所において使用する自動車計3件22台を総合評価落札方式により調達している。

（5）企画競争を行う場合の審査体制

企画競争を行う場合、企画競争審査委員会を設置し、審査委員を案件毎に3名以上（本部においては、企画競争を実施しようとする担当マネージャーの所属する部又は室を担当する理事及び部長又は室長並びに経理部長、主管支所及び支所においては、支所長及び担当マネージャー又は経理担当マネージャーを原則として含める。）任命することとし、企画競争審査委員会においては、

- ① 提案者に求める内容等の妥当性
- ② 契約の相手方として最適な者を特定するための企画提案書の評価基準の決定
- ③ 提案書の特定
- ④ その他企画競争の実施に関して、必要と認める事項

について審査を行っている。

なお、平成23年度においては、10件の企画競争を実施している。

（6）審査体制の実効性の確保

審査体制の実効性の確保の観点から、契約の審査結果について速やかに理事長に報告し、契約の決裁を受け、各審査体制を有効に機能させることにより、契約の適正性確保に努めている。

○ 1者応札・1者応募に係る改善方策について

平成19年12月の随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進してきたところであるが、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行したものであっても、1者応札・1者応募となっている事例が散見されたことから、実質的な競争性を確保するため、以下の具体的な改善方策を進めている。

（1）公告期間等の十分な確保

①公告期間

現在、公告期間については、原則10日間以上を確保しているが、入札参加のための準備期間を更に確保できるようにするため、公告期間をできる限り長く設定するよう努めている。

具体的には、入札参加の申請期限を公告日から原則として10日以上で設定することとし、また、入札説明を要する事案については、入札説明会の日を申請期限後に設定し、更に入札説明会から入札日まで原則として10日間をとることとし、入札参加希望者の準備期間を十分確保している。

②業務準備期間

専門的な業務従事者の確保等が必要な業務については、入札から業務開始までの準備期間を①以上確保することが可能となるよう入札日の設定を行っている。

（2）競争参加資格の緩和

一般競争に参加する者の資格は、現状では、国における競争参加者の資格を有する者とし

ており、資格等級の制限を行っていないが、資格等級以外に参加資格要件を定める場合においても、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定する。

(3) 仕様書の見直し

仕様書の作成に当たっては、新規参入希望業者でも入札価格を算出できるよう、業務内容をより具体的かつ詳細に記載する。また、異なるメーカーが同様の製品を製造している汎用品の場合、参考商品を1社にすることが障害となる可能性を考慮し、参考商品を複数社とする。

(4) 入札説明会の開催等

一般競争入札の実施に当たっては、単純な物品購入等以外については、原則として入札説明会を開催し、業務内容に対する入札参加希望者の理解度を高める。また、入札参加希望者からの質問に対しては随時回答する。

(5) 公募の公告について

公告に契約予定者名を入れていたが、それが公募への参加希望者に対して障害となっていた可能性があることから、契約予定者名を入れないこととする。

(6) 一者応札となった場合の検証

複数者の応募があったが結果として一者応札となった案件に関しては、辞退者に対して辞退の理由を確認し、今後の一者応札の対応策の参考とする。

○ 第三者に再委託している状況の把握

当機構における契約においては、契約書に「この契約の履行については、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、第三者の住所、氏名、行わせようとする業務の範囲、その必要性及び契約金額等を記載した書面を提出し、承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定し、再委託について制限を課しており、平成23年度においても、再委託のための書面が提出されたことはない。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 指導講習業務・適性診断業務

(中期目標)

- ① 受講者・受診者・事業者のニーズに適切に対応した講習及び診断を実施するとともに、より事故防止に効果的なものとするため、講習内容及び診断内容の充実・改善を図る。

(中期計画)

- ① 受講者・受診者・事業者のニーズを踏まえ、指導講習の教材等の充実を行うなど効果的な講習を実施及び診断機器の改良・導入等により、事業者の安全対策の充実・改善を図ります。

(年度計画)

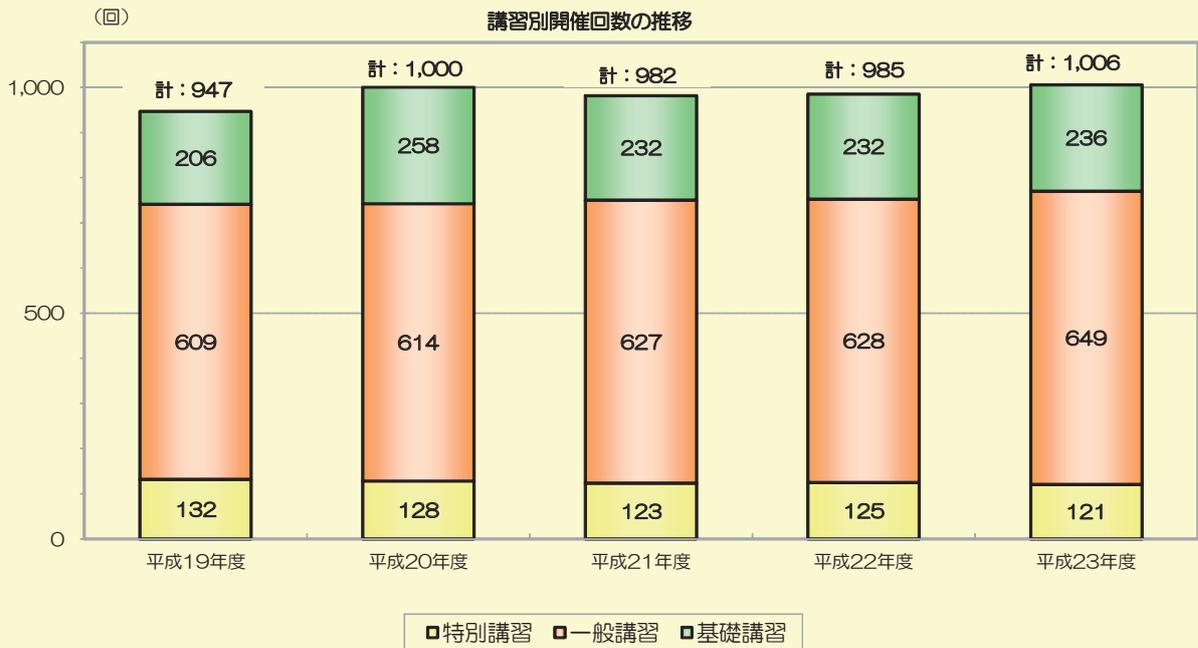
- ① 講習内容及び診断内容の充実・改善
 - ア 運行管理者等指導講習の受講需要に適切に対応した講習の開催回数の設定及び自動車運送事業者を取り巻く経営環境に応じて適切に講習用テキストの改訂を行います。
 - イ 受診需要に適切に対応した受診機会を提供するため、インターネットを活用した新適性診断システム（i-NATS）及び同システムによる貸出機器の利用促進を図ります。
 - ウ より事故防止に効果的なカウンセリング付一般診断の普及促進を図ります。
 - エ i-NATSの機能を改良し、事業者の安全対策の充実を図ります。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 平成23年度は、運行管理者補助者制度が定着したことから基礎講習の受講需要は横ばい傾向が引き続き予測されることから、講習全体で前年度と同程度の開催回数を設定することとした。
- 自動車運送事業者を取り巻く経営環境に応じて適切に講習用テキストの改訂を行うこととした。
- 受診需要に適切に対応した受診機会を促進するため、契約事業者に導入されたi-NATS及び貸出i-NATSによる適性診断の利用促進を図ることとした。
- 事故防止に効果的なカウンセリング付一般診断の普及促進を図ることとした。
- i-NATSの機能を改良し、事業者の安全対策の充実を図ることとした。

◎ 当該年度における取組み

- 運行管理者等指導講習の受講需要に適切に対応した講習回数の設定
 運行管理者補助者制度が定着したことも踏まえて、前年度と同程度の受講者需要を見込み、基礎講習を236回開催する等適切な対応を図った。
 なお、一般講習等を含む講習全体では、1,006回の講習を開催した。



【講習実施風景】



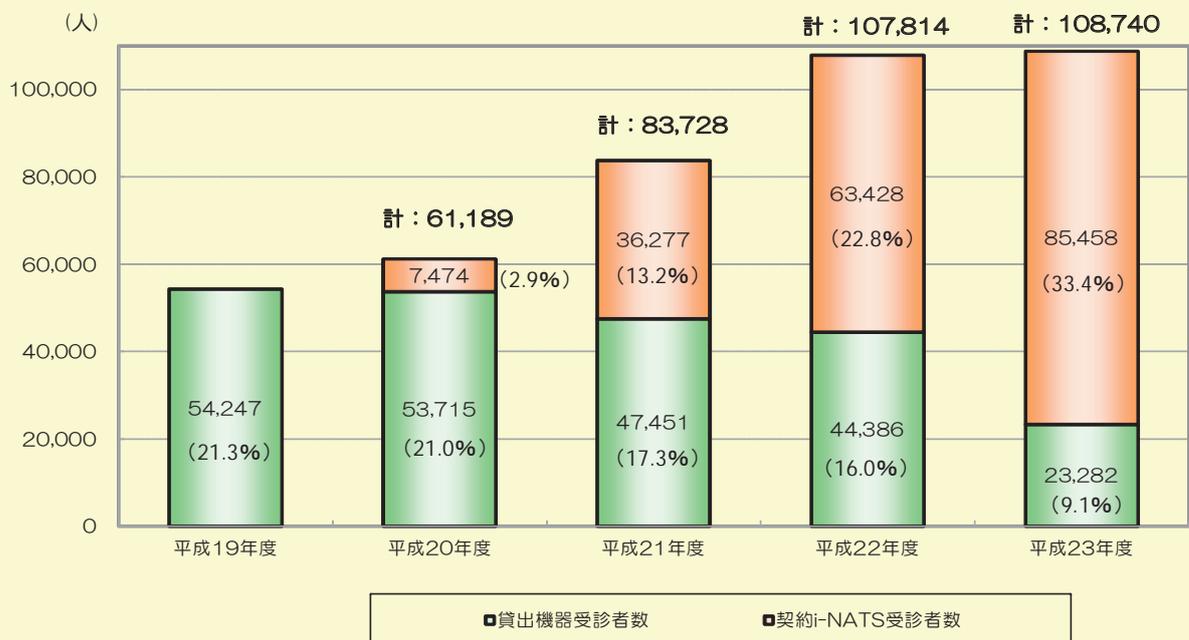
○ 講習用テキストの改訂について

東日本大震災発生時の緊急物資輸送、人員の輸送などの状況を具体的に記述し、災害発生時の対応について必要な情報提供を行った。

○ 契約事業者 i-NATS 及び貸出機器による適性診断の利用促進について

受診需要に適切に対応した受診機会を提供するため、契約事業者 i-NATS による診断の促進及び NASVA 支所から遠隔地にある事業者を中心に貸出機器による診断の促進を図ったことにより、NASVA 支所以外での受診者数は 108,740 人となり、一般診断受診者総数 (255,965 人) の 42.5% を占めるまでになった。

NASVA 支所以外での受診者数の推移



○ カウンセリング付一般診断の普及促進について

全支所において、トップセールスなど積極的な普及促進を図ったことにより、事故防止に効果的なカウンセリング付一般診断の受診者数が 4,085 人 (対前年度 63.5% 増) となった。

なお、全受診者を対象に行ったアンケートの結果、98% が「カウンセリングの内容は今後の安全運転に役立つ」、また、79% が「今後もカウンセリング付一般診断を受診してカウンセリングを受けたい」と回答があった。

(カウンセリング)

【受診者からのコメント】

「診断結果とカウンセリングにより客観的に自己の運転を見直すことで、自分の運転の問題点や注意点を再認識することができた。」「自分の事故の共通する原因に気付くことができた。」など

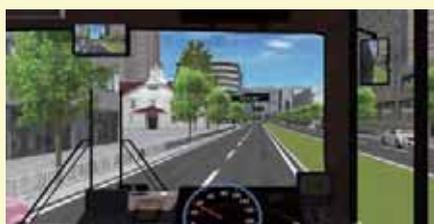


○ i-NATSの機能改良について

適性診断は、定期的に繰り返し受診することが一層の事故防止に効果的であることから、定期的な繰り返し受診の推進を目的として、安全運転態度及び危険感受性テストにおけるCGシミュレーションのコース拡充を図った。

[従来] 1コース → [新] 5コース

【拡充コースの例①】



【拡充コースの例②】



◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 運行管理者等指導講習において交通事故被害者による講義を実施

広島主管支所において、自動車運送事業者の運行管理者等を対象とする基礎、一般及び特別講習各1回の中で、NASVAの介護料を受給されている方を講師に迎え、交通事故被害の体験談を交えた講義を初めて実施した。

NASVAの被害者援護事業を利用する交通事故被害者の声を運行管理者等に直接伝える機会を設けたことによって、事故防止に対する運行管理者等の意識の一層向上を図った。

受講者アンケートの結果、90%以上の者が「交通事故防止の役に立つ」と回答があった。

【受講者からのコメント】

「被害者の気持ちがとても身にしみてわかりました。加害者側にもならないように、社内での運転の指導をしていきたいと思いました。」「運転する側、管理する側にとって、被害者の方の現実のお話を聞き、分かっていることをより厳しく指導していかなければと思いました。」「事故をなくすために必要なことですので、このような講演が多くなってほしい。」など



（中期目標）

- ② 職員の資質の向上を図るとともに、自動車の運行管理を適切に実施する安全確保体制の強化に資するため、運送事業者の安全マネジメント等の支援を実施する。

（中期計画）

- ② 行政の施策による安全マネジメントの支援を図るとともに、運送事業者に対し、事故防止に関する機構のノウハウを提供することにより、事故防止に貢献します。

（年度計画）

- ② 指導講習、適性診断等を行う職員の資質の向上を図るための研修を行います。
また、自動車運送事業者の安全マネジメント体制の構築を支援するため、安全マネジメントに関するコンサルティング、講習及び運輸安全マネジメント評価等を実施します。
さらに、従来の安全マネジメント講習に、IT機器の活用や交通事故の要因分析手法等に関する内容を盛り込んだステップアップ化した講習を実施します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 本部において、指導講習、適性診断等を行う職員の資質向上のために研修を実施することとした。
- 自動車運送事業者の安全マネジメント体制の構築を支援するため、以下の事業を実施することとした。
 - ・全支所において、安全マネジメントコンサルティングを実施する。
 - ・本部において、大規模セミナーを開催する。
 - ・全支所において、安全マネジメント講習会を開催する。
 - ・全支所において、安全マネジメント内部監査講習会を開催する。
 - ・全支所において、安全マネジメント支援ツール講習会として、IT機器の活用や交通事故の要因分析手法等に関する内容を盛り込んだステップアップ化した運行管理者講習を実施する。
 - ・運送事業者及び事業者団体等の要請に基づき安全マネジメント等に係る講師を派遣する。
 - ・運輸安全マネジメント評価事業を実施する。

◎ 当該年度における取組み

- 職員の資質の向上等を目的に、次のとおり研修を実施した。
 - ・安全マネジメント担当者等研修
新たに選任された安全マネジメント業務を担当する職員（39人）に対し、安全マネジメント制度に関する最新の情報提供及び知識の習得並びに技能向上を図る研修を実施した。（4月）
 - ・アドバイザー・資格取得研修
新たに選任されたコンサルティング業務を担当する職員（25人）に対し、コンサルティング手法の習得及び技術の向上を図る研修を実施した。（5月）
 - ・アドバイザー・スキルアップ研修
コンサルティング業務を担当した職員（34人）に対し、コンサルティングの手法及び技術の向上を図る研修を実施した。（5月、12月、3月）
 - ・指導主任者教育訓練研修
指導主任者（46人）に対して、指導主任者教育訓練研修を実施し、助言・指導の事例検討や交通心理学の講義により、指導の質の向上を図った。（各主管支所において半期毎に1回）

○ 安全マネジメントコンサルティング

トップセールス、講習会開催時等に積極的なPRを行い、自動車運送事業者における安全風土の確立を目的とした、安全マネジメントコンサルティングを全国で49件（バス19件、ハイタク10件、トラック18件、その他2件）当該事業所（本社、営業所等）で実施した。

【事業者からのコメント】

「管理者の意識や行動が変わった。」、「双方向のコミュニケーションがとりやすくなった。」、「改善する内容がわかった。」、「事故防止活動に活気が出てきた。」、「事故防止効果がある。」など

【コンサルティング実施風景】



○ 安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知及び浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組みに活かしていただけるよう、安全マネジメントに関する最新情報や取組事例、安全マネジメント支援ツールの活用等に関する講演及びISO39001制度の紹介等を主体とした大規模なセミナーを東京で開催した。

【経営者等からのコメント】

「物流・バス・タクシーと様々な業種の事例を知ることができて有益であった。」、「交通安全への取組み・研究に触れて、安全マネジメントの理解が深まりました。また、ISO39001の基本も学ぶことができて有意義でした。」など。

【セミナー実施風景】

・本部主催

『第6回 NASVA安全マネジメントセミナー』

日 時：平成23年10月28日（金）

11：30～17：30

会 場：東京国際フォーラム
（東京都千代田区）

参加者：経営者等791人（平成22年：851人）



【講習実施風景】

○ 安全マネジメント講習会

自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの取組みを支援することを目的とした、安全マネジメント講習会を全国47支所で94回開催し、3,007人の経営者等が受講した。

【経営者等からのコメント】

「安全マネジメントの取組内容が理解できた。」、「他社の取組みが参考になった。」など



○ 安全マネジメント内部監査講習会

事業所において、安全管理体制、運用体制等の検証を行い、経営者が適切な判断を行うための内部監査を支援することを目的とした内部監査講習会を全国39支所で57回開催し、891人の監査担当者等が受講した。

【監査担当者等からのコメント】

「ケーススタディが実践的で勉強になった。」、「グループ討議を行うことで理解が深まった。」など



【講習実施風景】

○ 安全マネジメント支援ツール講習会

運行管理の新技术としてデジタル式タコグラフ、ドライブレコーダー、睡眠時無呼吸症候群（SAS）関連機器、アルコール検知器等の事故防止関連のツールが普及拡大している状況等を踏まえ、活用方法、健康管理方法を紹介するとともに、運行管理者のスキルアップを目的として前年度試行的に行ったステップアップ化した安全マネジメント支援ツール講習について、テキストの刷新と併せて講習内容を充実させた。

具体的には、危険予知トレーニングによる事故防止教育手法、事故分析手法を盛り込み、営業所等において実践できる内容とし、加えて、グループ討議を導入した参加型の講習会として、全国37支所で65回開催し、1,387人の運行管理者等が受講した。

【運行管理者等からのコメント】

「具体的・実践的な事例、事故映像を用いて説明していてわかりやすかった。」、「事故分析・なぜなぜ分析の手法がよくわかり勉強になった。」、「座学、グループ討議が効果的に組み合わせられていた。」など

【講習実施風景】



（講習新テキスト）



○ 講師派遣

自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請により、輸送の安全意識の向上及び関係法令遵守等の専門的知見を広げるための「安全マネジメントの導入」、「適性診断結果の活用方法」等に関する講師として、NASVA職員を全国で481件派遣した。

【事業者等からのコメント】

「安全意識に対する考えが向上し、自信がついた。」、「管理者や乗務員の取り組む姿勢が前向きになった。」、「安全マネジメントの取り組み方、知識等が把握できた。」など

【講師派遣風景】



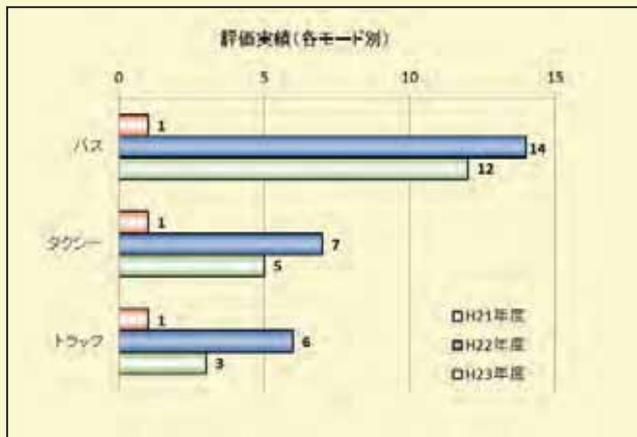
○ 運輸安全マネジメント評価事業

NASVA 運輸安全マネジメント評価事業は、自動車運送事業者の安全管理の状況等について、経営管理部門（社長、取締役等）への直接のインタビュー、文書・記録の確認等を通じ、取組みの優れている点を評価するとともに、改善の余地のある点などを助言し、安全管理体制の構築・改善を図ることを目的としたものであり、平成23年度は、全国で20事業者に対し実施した。

評価の実施については、選任された安全評価員が行うことから、平成23年度は新たに11人を国土交通省主催の研修に参加させるとともに、安全評価員候補者13人に対し、当機構主催の「運輸安全マネジメント評価スキルアップ研修」を受講させ、評価に係る最新の情報、評価に必要なとされる知識の習得及び向上を図り、要員の確保に努めた。

なお、現在選任されている安全評価員に対しては、評価実施時のOJTにより力量の維持・向上を図っている。

【実施風景】

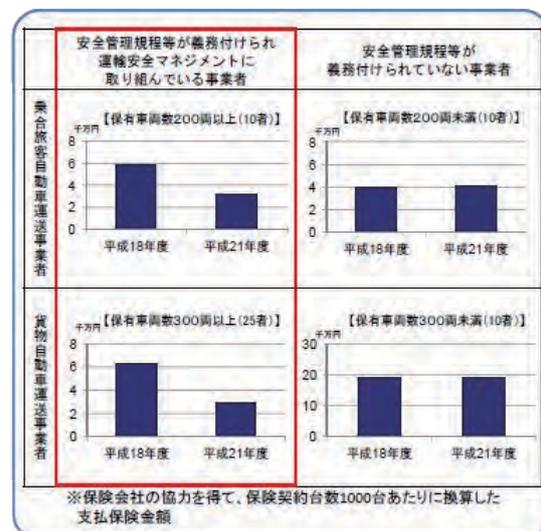


◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

国土交通省が平成23年12月にまとめた調査結果によると、事業者が支払う保険金額については、安全管理規程等が義務づけられた運輸安全マネジメントに取り組んでいる事業者はその額が半減し、安全管理規程等が義務づけられていない事業者は、あまり変化がないとしており、この現象は、必ずしも運輸安全マネジメントの取組の有無だけによる違いとは言えないとしながらも、運輸安全マネジメントの取組の効果を表す一つの事例と考えている。

このことから、運輸安全マネジメント制度の啓発・普及が必要な中小事業者に対しては、第三者認証機関としてのNASVAが実施する運輸安全マネジメント評価事業の役割はますます重要と考えている。

【国土交通省資料（「運輸の安全確保に関する政策ビジョン～特に、安全管理体制の確保について～」より）



(中期目標)

③ 以上により、事業者の安全対策の充実・改善を促進し、事故防止効果を高める。

(中期計画)

③ 以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

(年度計画)

以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成23年度）について、4.0以上とします。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

年度計画による施策を実施することにより指導講習受講者・適性診断受診者・事業者に対する安全対策への支援効果に関する5段階評価の調査を実施し、4.0以上の評価を獲得することとした。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

○ 受講者・受診者、事業者に対する安全対策への支援効果に関する調査を以下のとおり実施した。

【調査概要】

・調査期間：平成23年11月～平成24年3月

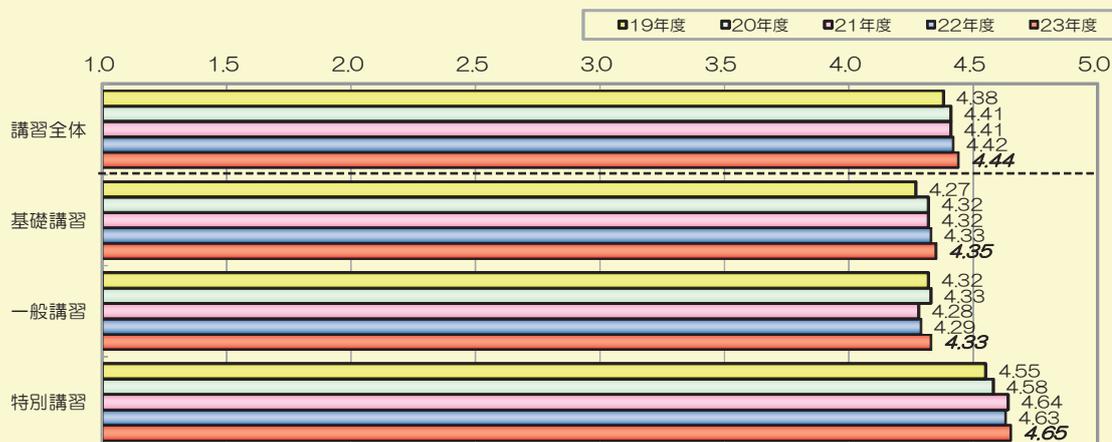
受講者・受診者・事業者に対する調査の回収率等

項目	基礎講習	一般講習	特別講習	適性診断	事業者
アンケート配布件数	5,650	5,200	350	2,710	2,000
回収件数	5,440	5,200	348	2,566	886
回収率	96.3%	100%	99.4%	94.7%	44.3%

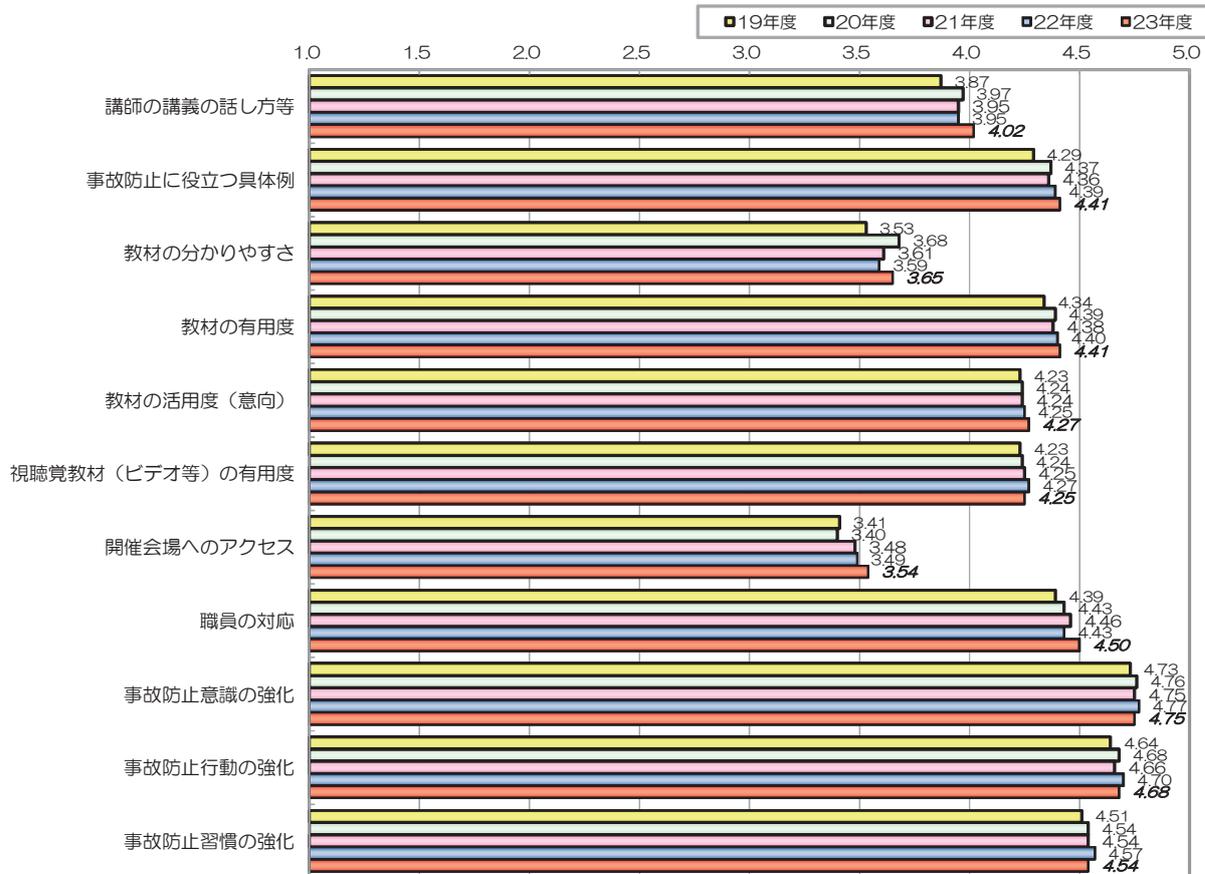
○ 受講者の評価度

講習全体で目標値の4.0を上回る4.44の評価を得た。

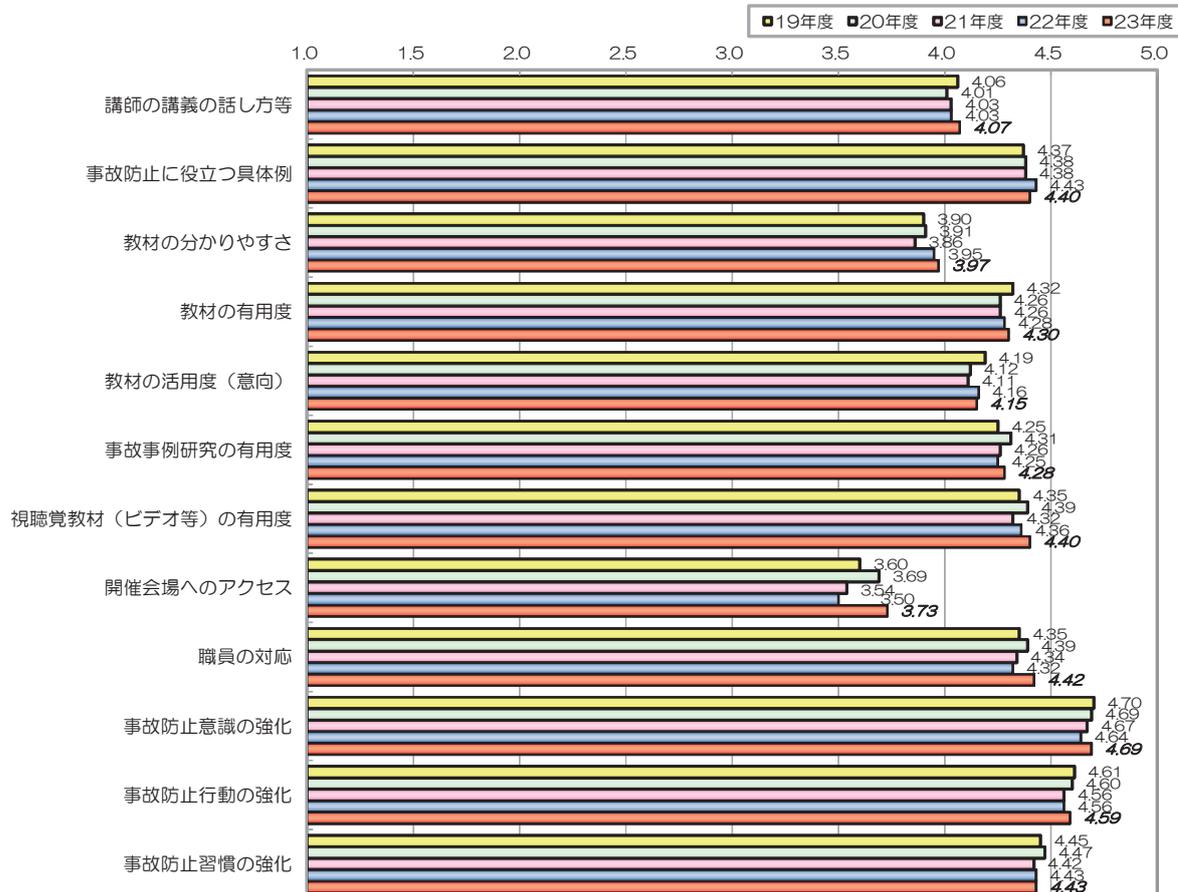
受講者における安全対策への支援効果に関する評価度



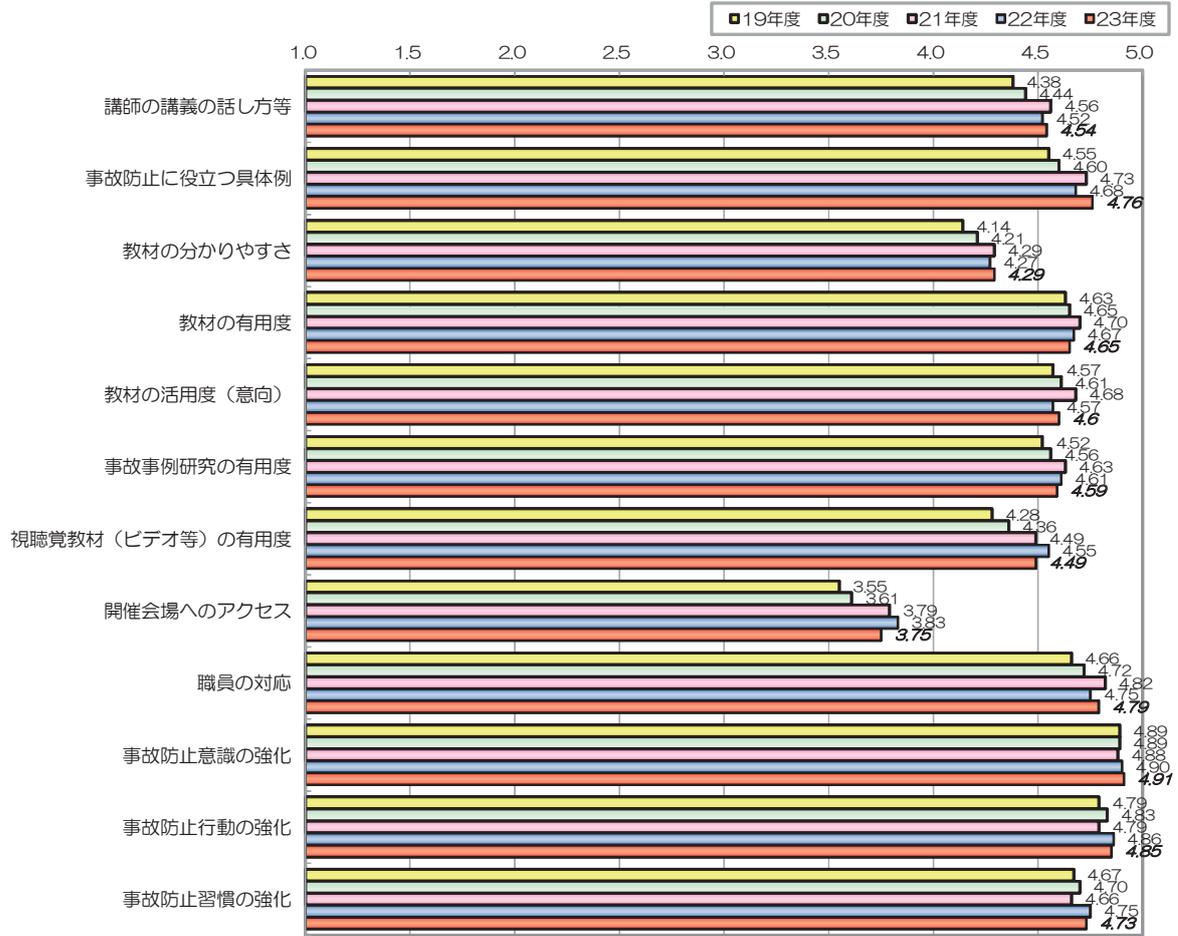
【基礎講習】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



【一般講習】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



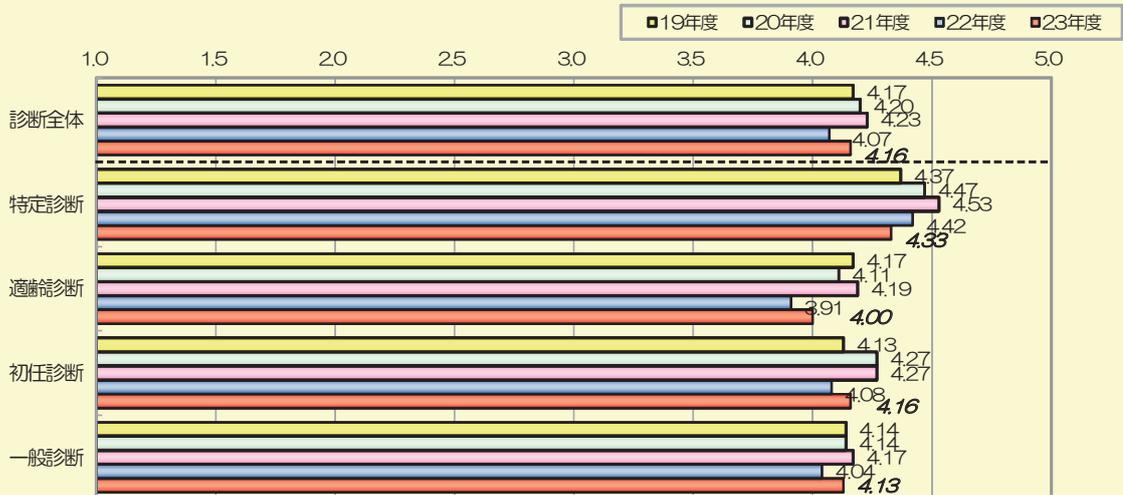
【特別講習】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



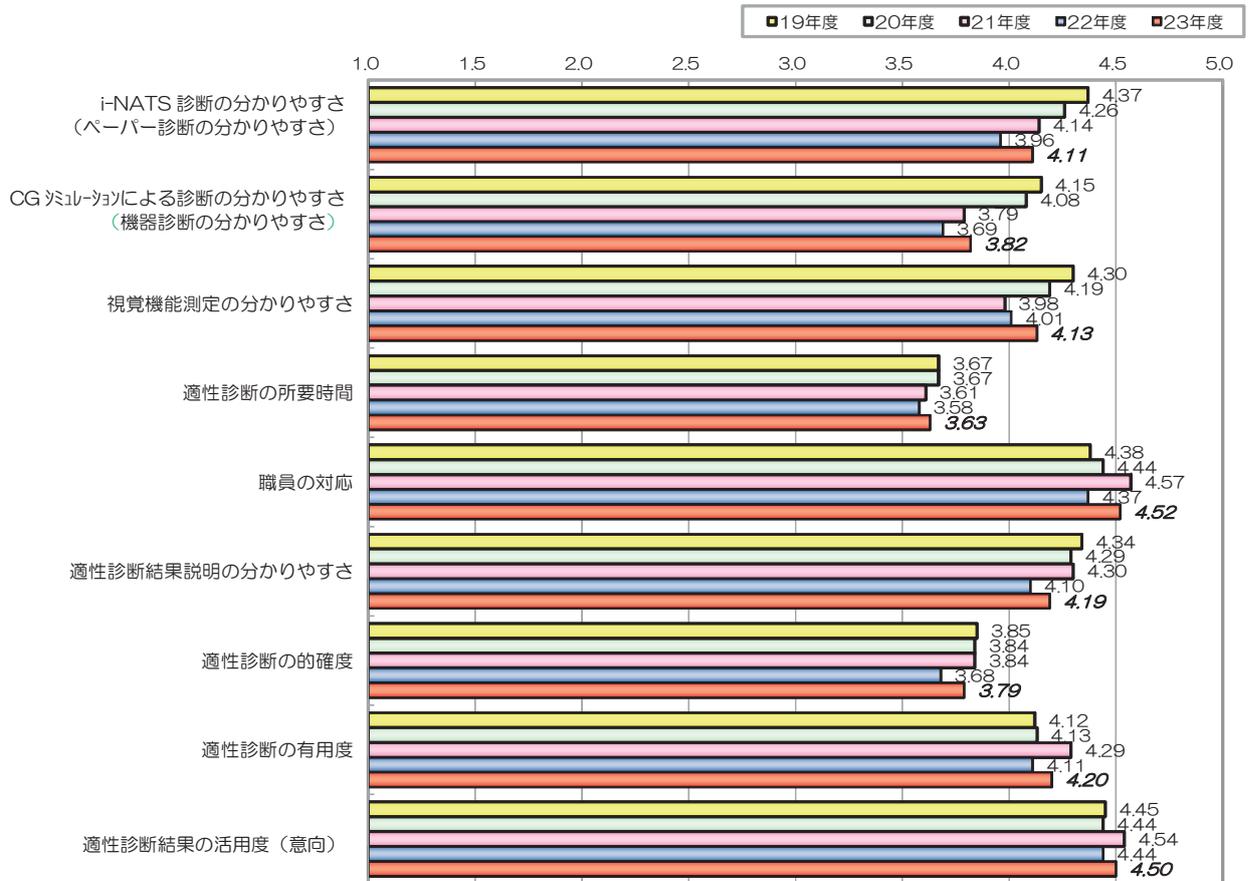
○ 受診者の評価度

診断全体で目標値の4.0を上回る4.16の評価を得た。

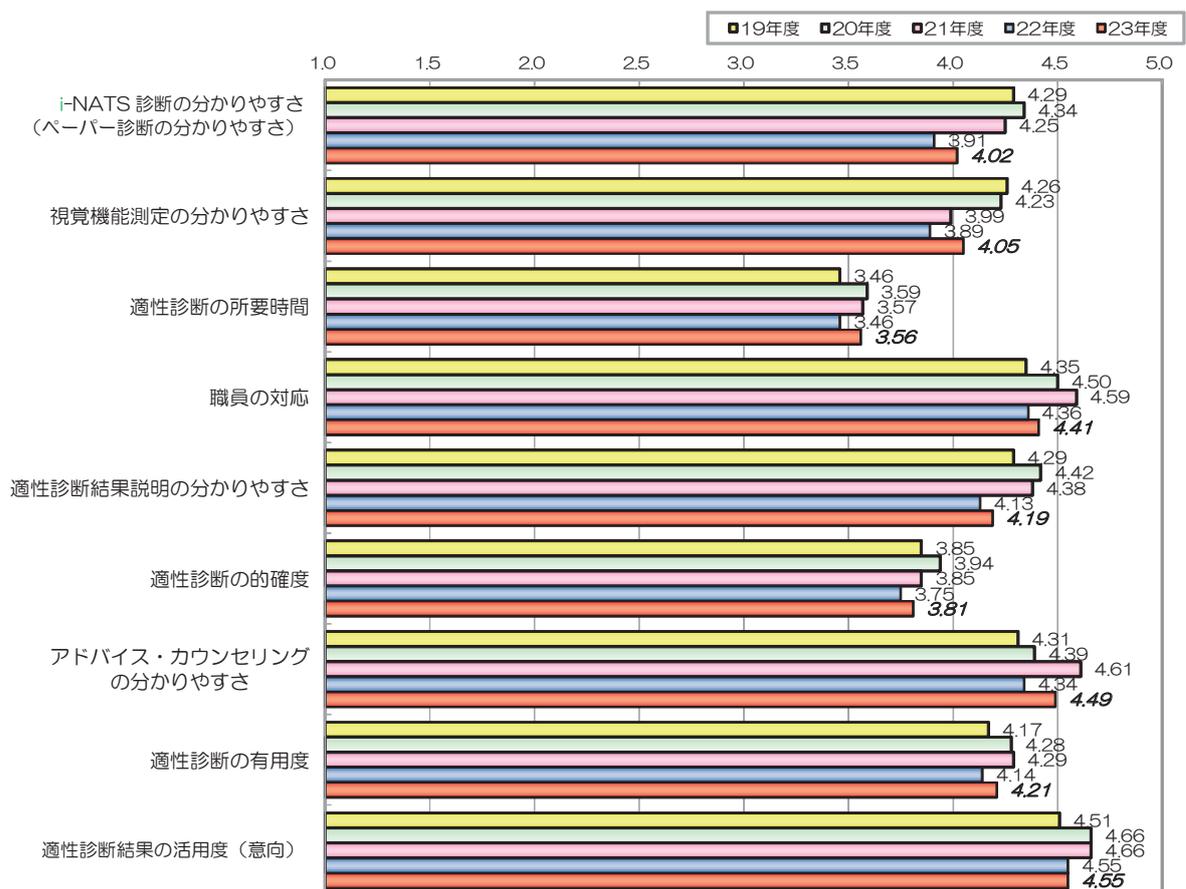
受診者における安全対策への支援効果に関する評価度



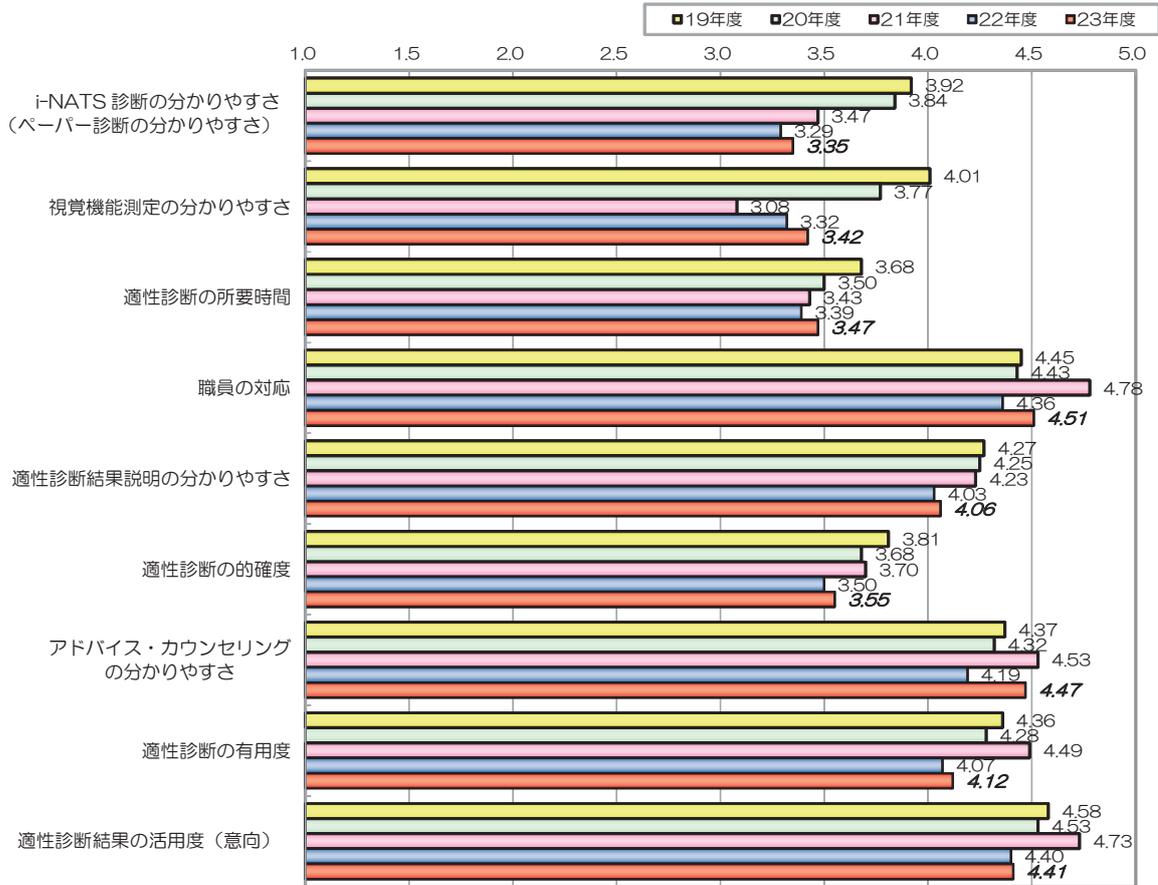
【一般診断】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



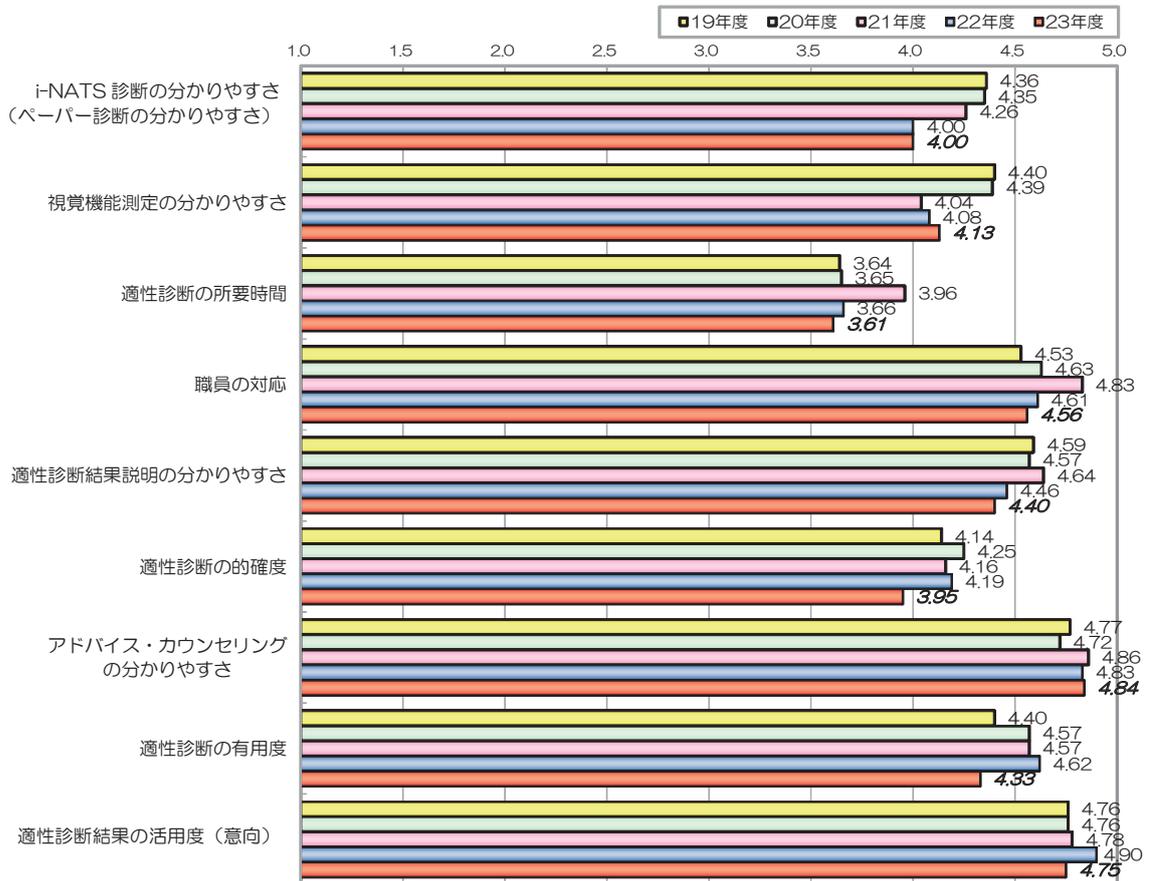
【初任診断】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



【適齢診断】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



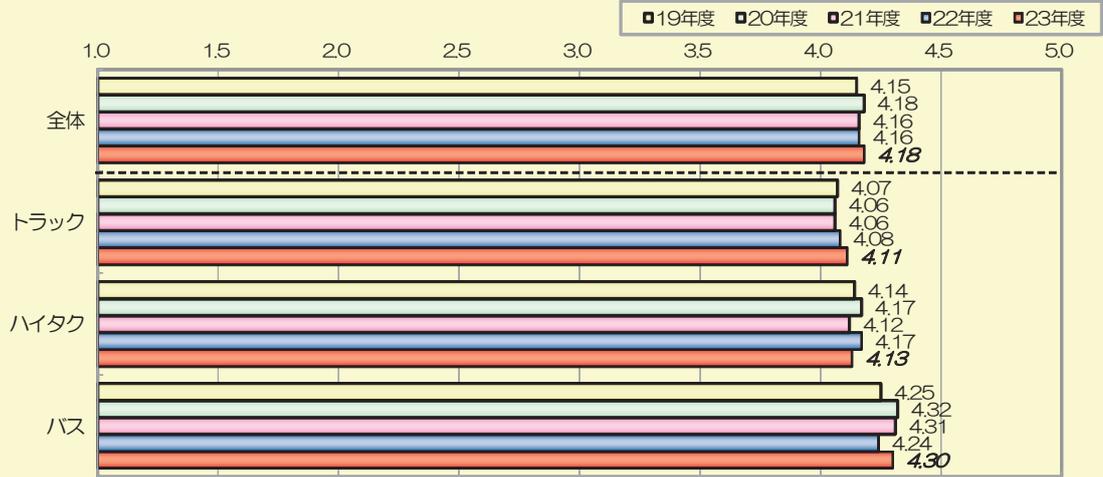
【特定診断】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



○ 事業者の評価度

指導講習・適性診断全体で目標値の4.0を上回る4.18の評価を得た。

事業者における安全対策への支援効果に関する評価度



◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(2) 指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援

(中期目標)

新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等について積極的に認定取得を支援する。

(中期計画)

新たに実施機関になろうとする民間団体等への機構の適性診断システムの提供や教育訓練を実施します。

(年度計画)

民間団体の参入の促進が図られるよう、新たに実施機関になろうとする民間団体等へ機構の診断機器等を含む適性診断に関する情報提供や適性診断員等への教育訓練を実施します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

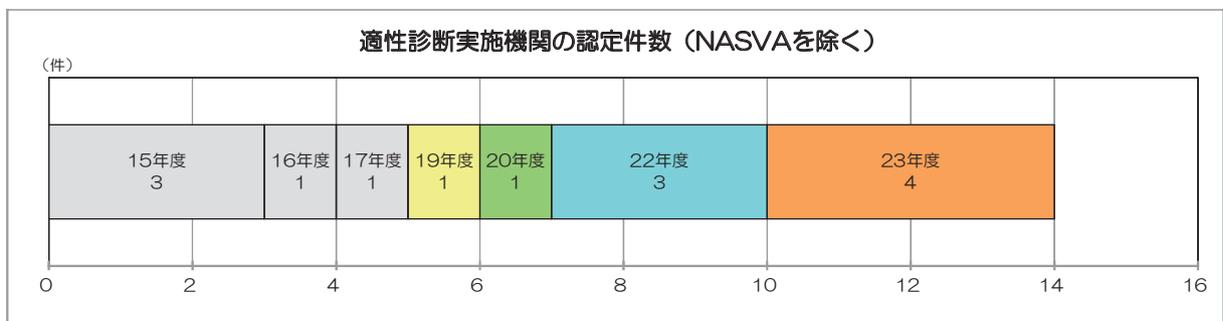
- 事業用自動車の事故防止の観点から、新たに実施機関になろうとする民間団体等に対し、適性診断に関する情報提供を行うなど積極的に支援する。また、既に実施機関となっている団体等については、適性診断員等に対する教育訓練の実施等診断レベルの維持・向上のための支援を行うこととする。

◎ 当該年度における取組み

- 新たに実施機関になろうとする民間団体に対して、以下の研修を実施した。
 - ・カウンセラー資格要件研修（2団体2名）
- 既に実施機関である民間団体に対して、以下の研修を実施した。
 - ・指導主任者教育訓練（1団体2名）
 - ・カウンセラー資格要件研修（1団体2名）

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成23年度においては、平成22年度にNASVAが研修を実施した8団体のうち4団体が新たに認定を受けるに至った。



(3) 療護施設の設置・運営

(中期目標)

- ① 療護施設においては、遷延性意識障害者に対し、質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から公平な治療機会の確保を図りつつ、必要な措置をハード・ソフト両面において実施し、治療効果を高める。

(中期計画)

- ① 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム^(注3)、プライマリーナーシング^(注4)や高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、中期目標期間の最終年度までに、脱却^(注5)者を75人以上とするとともに、患者の治療改善度を向上させます。またメディカルソーシャルワーカー^(注6)等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援の充実を図ります。

(年度計画)

- ① 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム^(注3)、プライマリーナーシング^(注4)や高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、平成23年度中の脱却^(注5)者の総数を15人以上とします。

また、引き続き、改善指標（ナスバスコア）を活用した治療改善度を公表するとともに、治療改善度の向上を図ります。

なお、療護施設機能の一部委託先病院においても、引き続き入院患者が脱却できるよう適切な治療・看護を行います。

また、引き続きメディカルソーシャルワーカー^(注6)等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援を行います。

さらに、療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とする看護プログラムを試験的に導入し、その効果について検証を行います。

(注3) 病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式

(注4) 継続した受持看護方式

(注5) 一定の意思疎通・運動機能の改善

(注6) 患者・家族が抱える諸問題の解決、調整を援助する専門家

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 療護センターにおける脱却者数を中期目標期間の5年間で75人以上とするため、年間15人以上とすることとした。
- 療護施設の入院患者の治療改善度を統一的に評価するナスバスコアにより、治療改善度を公表するとともに、治療改善度の向上を図ることとした。
- メディカルソーシャルワーカー等による転院先情報の提供等、患者家族に対するきめ細かい支援を実施することとした。
- 看護プログラムを療護施設に試験的に導入し、その効果について検証を行うこととした。

◎ 当該年度における取組み

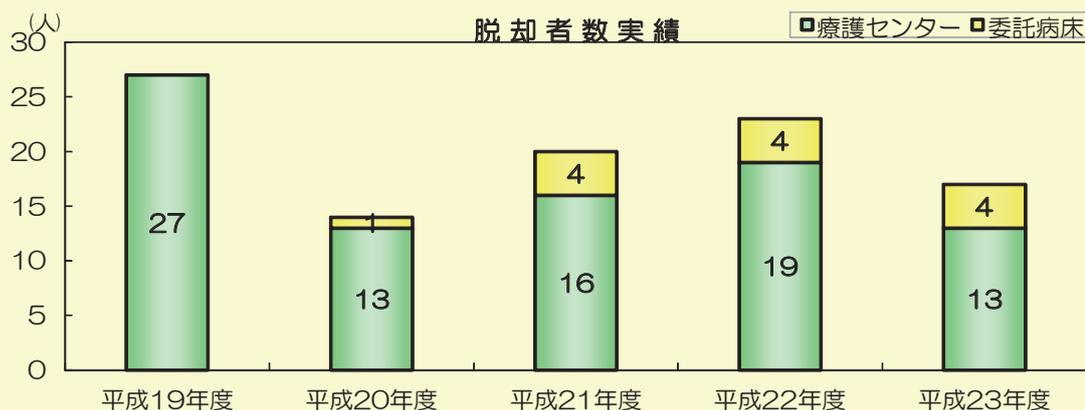
- 各療護センターにおいては、MRI、PET等の高度先進医療機器による高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察や同じ看護師が1人の患者を継続して受け持つプライマリーナーシング方式による質の高い看護を行った結果、平成23年度中の療護センターにおける脱却による退院患者数が13人となり、中期計画の75人以上の

目標に対し、88人となり目標を達成した。

また、委託病床においても療護センターに準じた適切な治療・看護を実施したことにより、平成23年度中の脱却による退院患者数が4人あった。

〔年度計画15人以上の目標値を達成できなかった理由〕

平成23年度末時点において、年度内の脱却による退院を予定していた患者3人が、受入先病院との入退院の調整や患者ご家族の都合等の理由により年度内に退院できなかったため、年度計画15人以上の目標値を達成することができなかった。



- 前年度に引き続き、4療護センター全体及び4療護センター別の治療改善効果分析を行い、分析結果の公表を行った。

分析結果においては、前回と同様にナスバスコア平均値の減少が認められ、治療改善効果が認められたところであるが、ナスバスコア平均値の改善点は、年々減少してきている状況にある。

ナスバスコア平均値の改善点が年々減少していることについては、「入院時のナスバスコア及び年齢の平均値が高くなってきていること」が影響を与えているものと考えられる。

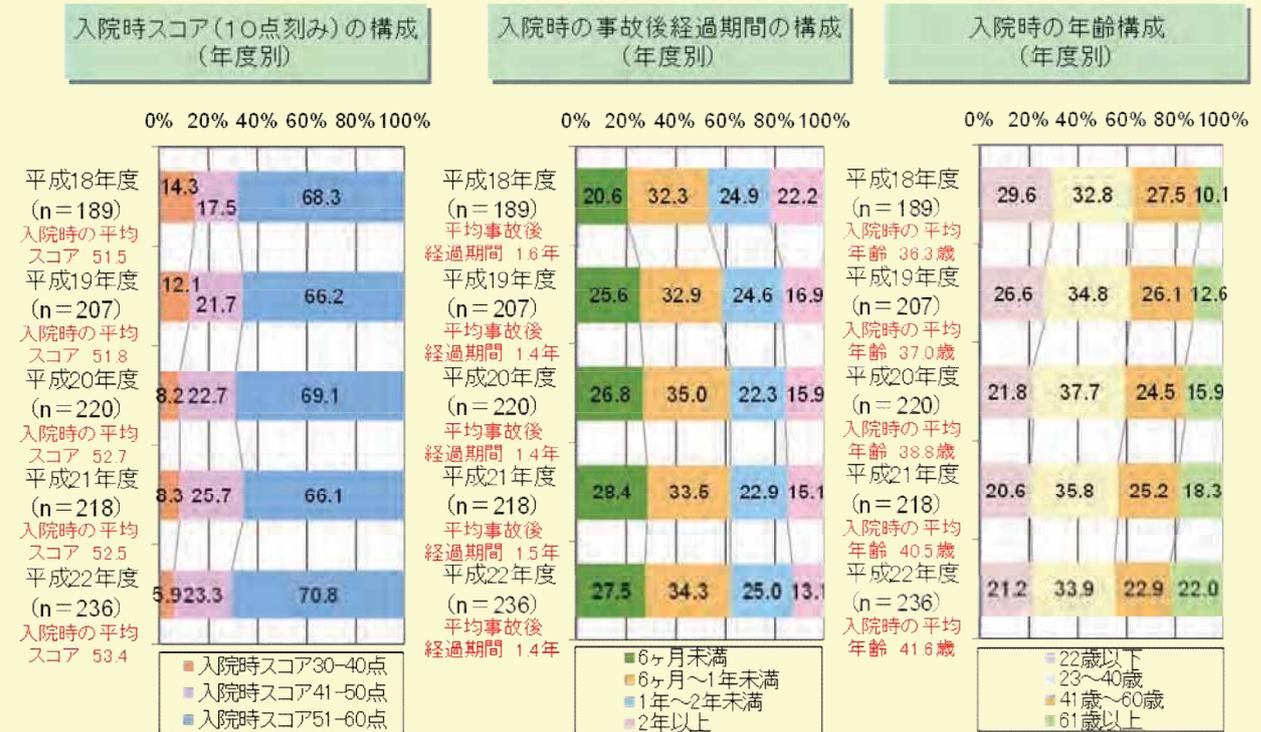
また、2委託病床についても、開設から4年と期間が短く、分析対象患者も少ないところであるが、参考として、4療護センターと同様の分析を行った。

なお、今までに得られたナスバスコア等の情報を症例検討やカンファレンス等の際に活用し、療護施設入院患者への治療改善効果の向上を図るために活用を行っている。

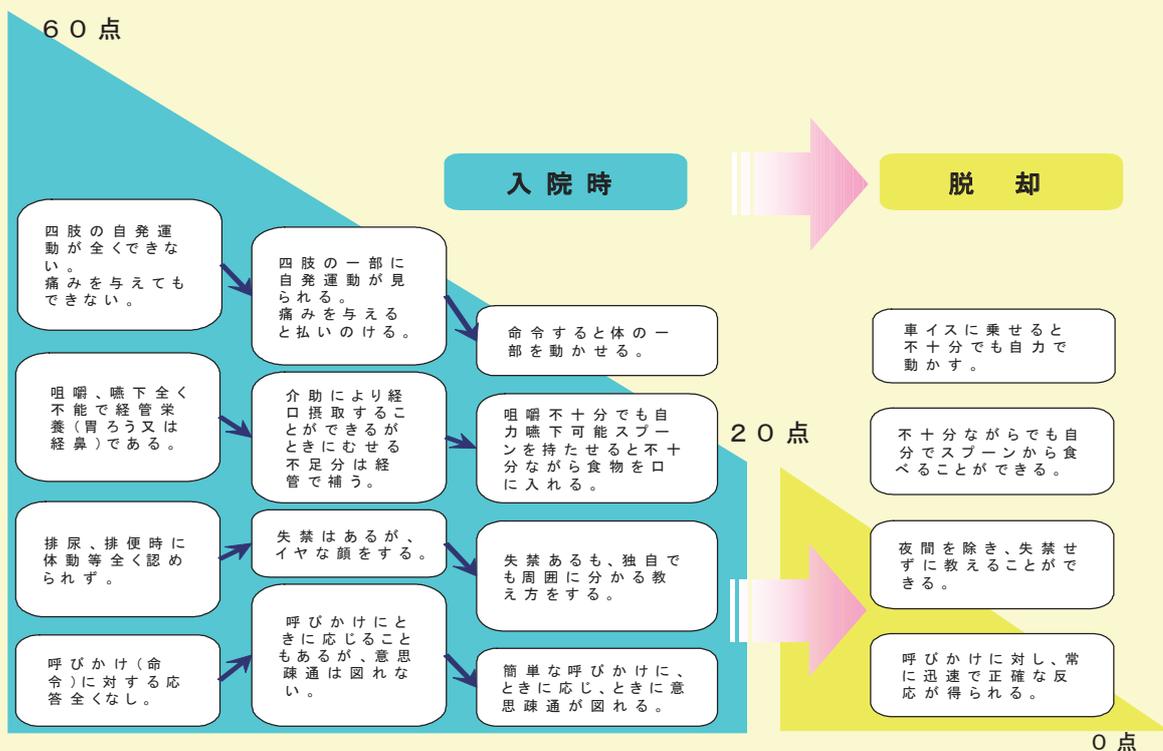
〔療護センターの年度別改善点の推移〕



〔療護センターの入院時におけるスコア、事故後経過期間及び年齢の構成比・平均値〕

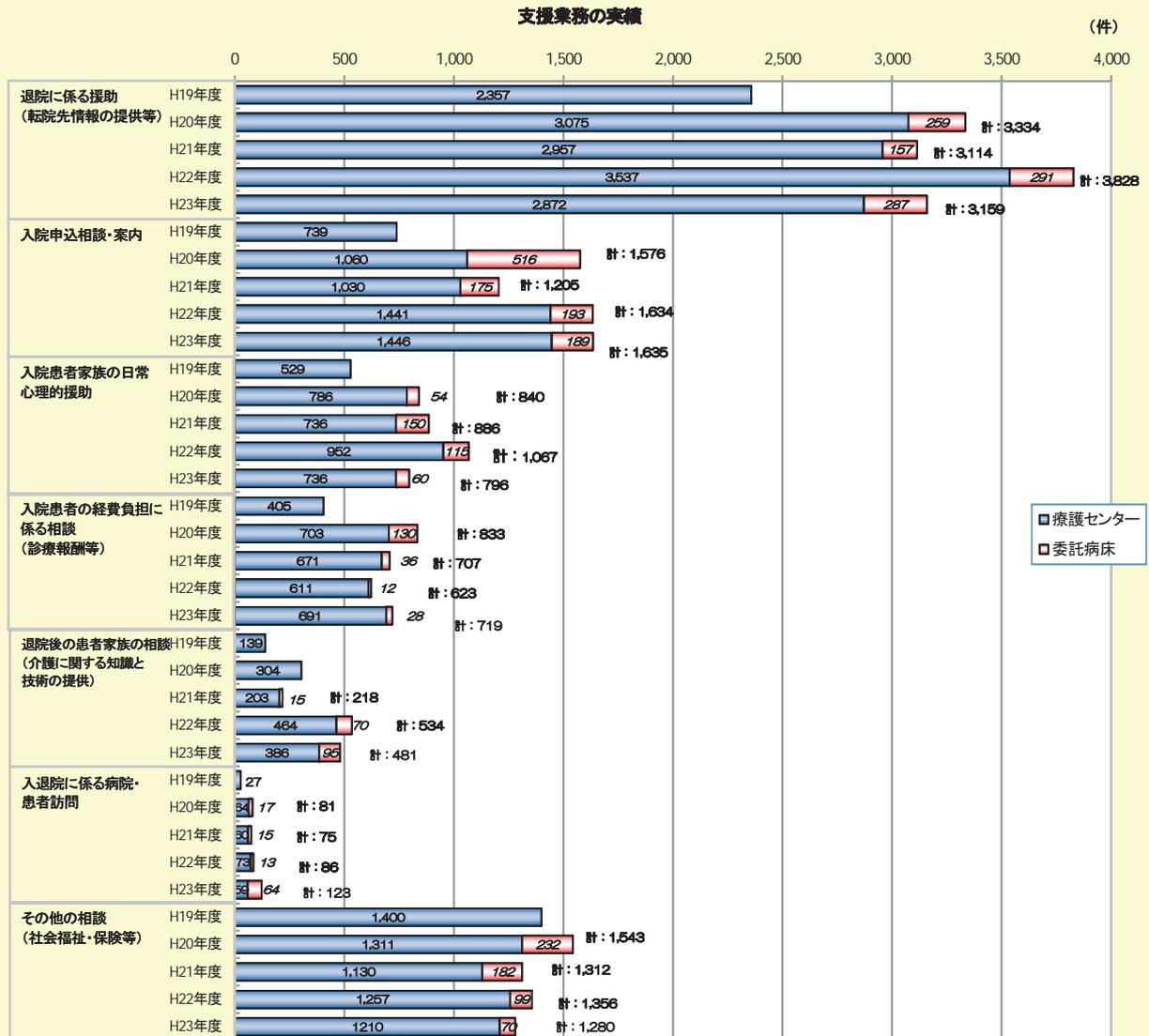


【参考】入院患者の脱却までの推移（患者の状態の例）



○ 各療護施設におけるメディカルソーシャルワーカーによる患者家族に対する転院先情報の提供や入院申込に係る相談・案内等の支援業務の実績は、8,193件（前年度比10%減）であった。相談内容としては、療護施設退院後の受入施設（転院先）の確保が容易でないことから、退院にかかる援助の件数が多く、支援業務全体の約4割を占めている。

なお、23年6月に各療護施設のメディカルソーシャルワーカーを集めた会議を開催し、各施設の現状や課題について情報交換、業務検討を行い、患者家族への助言等へ反映した。



平成20年度～23年度の実績は、委託病床の実績を含む。

○ 療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的とする看護プログラムを平成23年5月から段階的に、6か所すべての療護施設において試験的に導入した。

6療護施設全体で、平成23年度中に27人の患者に対してプログラムを実施し、実施した事例では、表情の変化、関節や筋肉の拘縮の改善、座位姿勢の安定などが見られるケースがあり、実施した患者の家族から感謝の声も届いている状況となっている。



【看護プログラム実施風景】

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- ① 療護施設においては、遷延性意識障害者に対し、質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から公平な治療機会の確保を図りつつ、必要な措置をハード・ソフト両面において実施し、治療効果を高める。

(中期計画)

- ② 治療効果を高めるため高度先進医療機器の整備を図るとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等により、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリーナーシングによる看護技術の開発・向上を図ります。

(年度計画)

- ② 設備の更新計画に基づき、中部療護センターのポジトロン（陽電子）断層撮影装置（PET）を更新するとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等により、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリーナーシングによる看護技術の開発・向上を図ります。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 中部療護センターのポジトロン（陽電子）断層撮影装置（PET）を更新することとした。
- 地元大学等と連携し、研究や研修員等の引き受けを行う。
また、療護センター長等の会議を開催し、情報交換、業務検討を行うとともに、療護センターにおいて職場内研修を実施し、治療・看護等へ反映することとした。

◎ 当該年度における取組み

- 中部療護センターのポジトロン（陽電子）断層撮影装置（PET）については、平成24年2月に機器の導入を完了した。

中部療護センター

ポジトロン（陽電子）断層撮影装置
（PET）



○ 遷延性意識障害者に対する治療及び看護に実績のある療護センターの蓄積されたノウハウを活かし、地元大学の医学部等との連携を図り、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等により医療に携わる人材育成や地域医療への貢献を行った。

各療護センターにおいては、入院患者の看護担当チームごとに、ケースレポート研修会や医療事故防止研修会等を定期的に行なうなど、療護センター特有の治療・看護技術の向上に向けた様々な職場内研修を実施した。

センター長、看護部長、リハビリ担当者、メディカルソーシャルワーカー等の会議をそれぞれ年1回開催し、療護施設間の連携を図るとともに、高度先進医療機器を活用した治療、看護やリハビリ、有効な生活支援等について情報交換、業務検討等を行った。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- ② 療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、専門的診療・看護体制と高度先進医療機器を活用した治療・看護技術の開発・普及を図るため、研究成果の公表や部外医師・看護師等に対する研修を実施する。

(中期計画)

- ③ 療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

(年度計画)

- ③ 引き続き、療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、引き続き、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、地元大学等との連携をとりながら、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において、15件以上の研究成果の発表を行うこととした。
- 短期入院協力病院の看護師等に対する研修を実施することとした。
- 連携大学院において、受入れ大学院生に対する研究指導等を行い、療護センターにおける治療・研究の更なる推進及び知見等を普及促進することとした。

◎ 当該年度における取組み

- 地元大学等と連携し、日本脳神経外科学会、日本意識障害学会において、32件の研究成果の発表を行った。
 - ・慢性期重症頭部外傷患者の長期予後
 - ・重症脳損傷後遺症患者の消費カロリー～実測値からの検討～
 - ・重症頭部外傷慢性期における症状改善度と視床糖代謝の関連～FDG-PETによる検討～
 - ・東日本大震災における千葉療護センターの被災状況～そのときの災害時看護～
 - ・遷延性意識障害患者に対する背面開放座位の表面筋電図による効果解析～第2報～
 - ・遷延性意識障害の看護プログラムの開発～生活の予後診断に基づく看護実施～(第3報)
 - ・視覚誘発磁界反応を用いた遷延性意識障害患者における視覚残存機能評価
 - ・理学療法での長期介入により慢性期において運動麻痺の改善を認めた遷延性意識障害症例
 - ・作成した「震災時対応マニュアル」は東日本大震災に活用できたのか
 - ・音楽とアロマセラピーによる五感刺激の有効性～唾液アミラーゼによる評価～
 - ・上下肢変形に対する手術を受けた患者家族の心理的变化～家族へのアンケート調査から～
 - ・遷延性意識障害患者の痙縮に対してITB療法とボツリヌス療法を併用した1例
 - ・遷延性意識障害患者のゴマ摂取による肝機能の変化

- ・外傷性遷延性意識障害患者の高気圧酸素治療による酸化ストレスと抗酸化力への影響
- ・頭部外傷による遷延性意識障害患者に対する背面開放座位の検討～車医椅子との比較～
- ・著明な改善を認めた遷延性意識障害患者の一事例を振り返る～看護は何かできたか～
- ・遷延性意識障害患者の角膜炎・結膜炎について
- ・高次脳機能障害患者における受傷時意識消失時間とADL・精神機能・DTIとの関係
- ・定量FDG-PET測定を用いた頭部外傷後遺症・意識障害患者の予後予測の検討
- ・頭部交通外傷後遷延性意識障害患者に対する鍼治療効果の検討
- ・遷延性意識障害患者の聴覚認知について聞き分け課題を用いたfMRIによる検討
- ・嚥下障害を呈した頭部外傷患者のカニューレ抜去に難渋した一例～看護部との連携～
- ・吸引式固定バックを用いたPET検査頭部用固定具の一考
- ・慢性意識障害患者のコミュニケーション獲得への一試策
- ・重症頭部外傷慢性期患者の改善度と視床糖代謝の関連～FDG・PETによる検討～
- ・FDG-PET-CTを用いた頸動脈プラークの炎症同定～103例の検討より～
- ・FDG-PETによる軽度脳損傷患者の高次脳機能障害の評価
- ・GBMにおけるMET-PETによる術後腫瘍評価と生命予後との相関について
- ・腫瘍周囲の¹¹C-methionineの集積の違いによるGBMとmetastation brain tumorとの比較
- ・社癆グリオーマの術前診断と病理診断のミスマッチについての検討
- ・部外傷後の高次脳機能障害診断に対するFDG-PETとECD-SPECTの有用性
- ・高度医療（第3項先進医療）「症候性脳放射線壊死に対する核医学的診断とベバシズマブの静脈内投与による治療」について

- 短期入院協力病院のスタッフへの研修として、千葉療護センターにおいて3病院5人、東北療護センターにおいて2病院3人、岡山療護センターにおいて4病院6人、中部療護センターにおいて5病院5人の合計14病院19人に対して実務研修を実施した。

短期入院協力病院に対する実務研修プログラム

項目	内容
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入院の流れ、入退院の方法 ・1日の患者プログラム ・看護計画、看護記録の作成方法 ・看護情報の収集と活用
療護センターの看護ケアの実習等	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔ケア、清潔ケアの仕方 ・食事、排泄、体位変換の仕方、検温等 ・介護器具、補助具等の使い方 ・入浴の仕方
家族への対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護者へのアドバイス ・負担の軽減方法、医療者との連携など ・家族のニーズの把握

○*「連携大学院」への参画

平成21年度から中部療護センターにおいて開設した「連携大学院」については、平成21年4月に1人、平成22年4月に1人、平成23年4月に1人の合計3人が入学し、平成23年9月に開催された第20回日本意識障害学会や同年10月に開催された（社）日本脳神経外科学会第70回学術総会の場において研究成果の発表を行っている。平成24年度においてもさらに2人の入学者が決定している。

※「連携大学院」とは大学院教育の実施にあたり、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つ。中部療護センターに開設した連携大学院は、「国立大学法人岐阜大学」、中部療護センターの運営委託先である「社会医療法人厚生会」及び「NASVA」の3者の連携によるもので、①脳神経科学分野及びその関連領域を専門とする医師及び医療従事者を育成、②重度脳神経障害者への診療技術の開発、病態解析と治療の開発を推進、③連携機関が持つ臨床データを活用して、大学院医学系研究科の研究内容の充実を図り、高度医療専門職業人の養成を推進、④療護センターの治療・研究の更なる推進及び知見等の普及促進等を目的とするものである。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- ③ 地理的要因等を勘案して一般病院に療護施設機能の一部について委託を行い、遷延性意識障害者の治療・看護の機会を拡充する

(中期計画)

- ④ 地理的要因等を勘案して一般病院に療護施設機能の一部について委託を行い、遷延性意識障害者の治療・看護機会の拡充を図ります。

(年度計画)

- ④ 療護施設機能の一部を一般病院へ委託することの拡充について、拡充する地区及び委託する規模（病床数）等の検討を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

療護施設機能の一部を一般病院へ委託することについて、拡充する地区及び委託する規模（病床数）等の検討をすることとした。

◎ 当該年度における取組み

- 平成23年2月に有識者を委員とする「委託病床の拡充にかかる検討委員会」を設置し、委託病床の拡充地区、拡充規模等について、患者の需要予測などをもとに検討がなされた結果、大阪を中心とする近畿地区に16床、関東西・南部地区に12床の委託病床を設置する必要があるとの結論を同年6月に得た。
平成25年1月からの患者の受け入れに向けて、「委託病床機能等審査委員会」を設置するなど、委託先病院の選定にかかる所要の手続きを行い、平成24年3月には委託先病院公募のための入札説明会を関東地区、近畿地区それぞれで開催した。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(4) 介護料支給等支援業務

(中期目標)

重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施するとともに、介護に関する指導助言等により、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

(中期計画)

① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給及び短期入院費用に係る助成を行うことにより効果的な被害者救済を図るとともに、受給資格者のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の見直しを実施します。

また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、在宅訪問サービスの実施により、受給資格者等に対する精神的支援を強化します。

さらに、機関誌やホームページの活用により介護に関する各種情報を発信します。

(年度計画)

① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給及び短期入院費用に係る助成を行うとともに、短期入院費用に係る助成について、ニーズを踏まえた制度の見直しを行い、効果的な被害者救済を図ります。

また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、新規認定者及び既存の認定者に対する訪問支援サービスを実施することにより、被害者の状況及び要望を把握し、受給資格者等が抱える在宅介護に関する相談事項への対応及び各種情報提供等を行うことで受給資格者等に対する精神的支援を強化します。

併せて、これらの介護に関する知識・技術等の各種情報を機関誌「ほほえみ」やホームページの活用により発信します。

さらに、介護料受給者及び介護者同士がお互いに交流できるインターネットを活用した情報ツールを構築するとともに、介護料受給者及び介護者を集めての交流会を実施します。

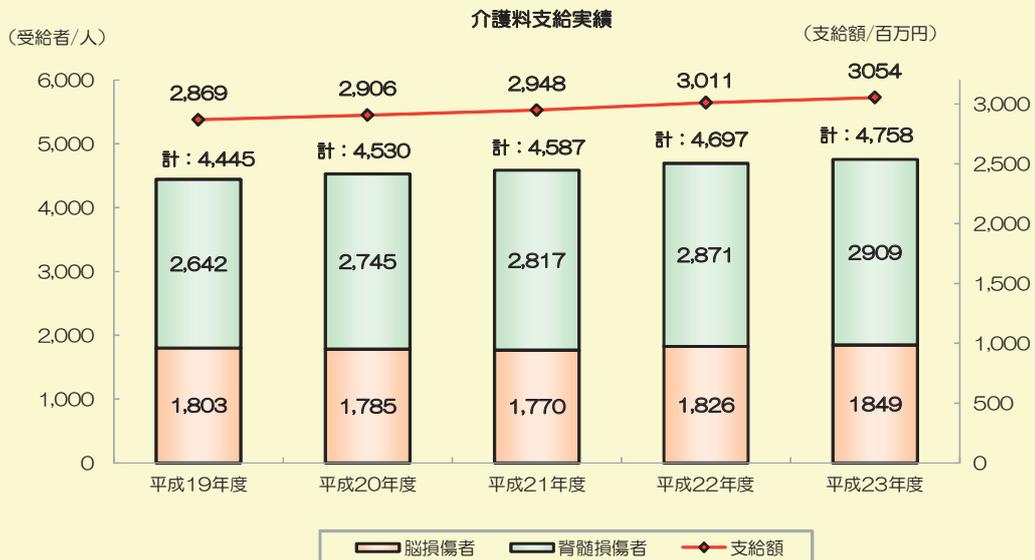
◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を行うこととした。
- 短期入院費用に係る助成について、ニーズを踏まえた制度の見直しを行い、効果的な被害者救済を図ることとした。
- 本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施することとした。
- 新規認定者及び既存の認定者に対する訪問支援を、各主管支所・支所において計画的に実施することにより、被害者の状況及び要望を把握し、受給資格者等に対する精神的支援を強化することとした。
- 機関誌「ほほえみ」やホームページを活用し、介護に関する知識・技術等の各種情報を発信することとした。
- 介護料受給者及び介護者同士がお互いに交流できるインターネットを活用した情報ツールの構築、介護料受給者及び介護者を集めての交流会を実施することとした。

◎ 当該年度における取組み

○ 介護料の支給について

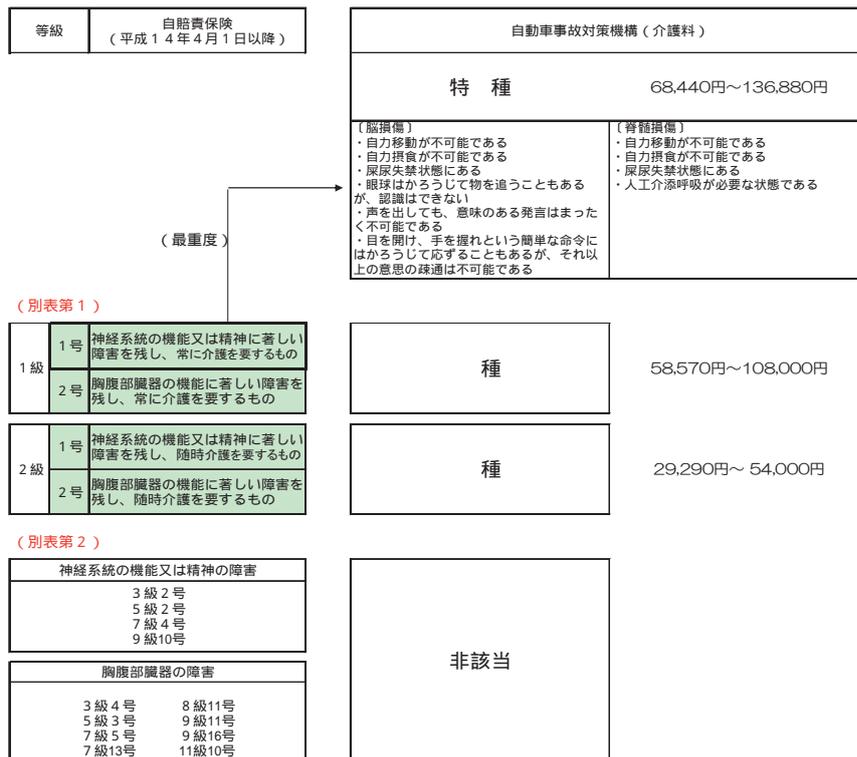
後遺障害の程度、介護の状況に応じて4,758人に対し、30億5,440万円を支給した。



介護料支給制度

介護の程度	障害の程度	支給額等
最重度	特Ⅰ種 Ⅰ種のうち「最重度」とであると認められた者	68,440円～136,880円/月
常時要介護	Ⅰ種 自賠法施行令別表第1の等級が第1級1号・2号	58,570円～108,000円/月
随時要介護	Ⅱ種 自賠法施行令別表第1の等級が第2級1号・2号	29,290円～54,000円/月

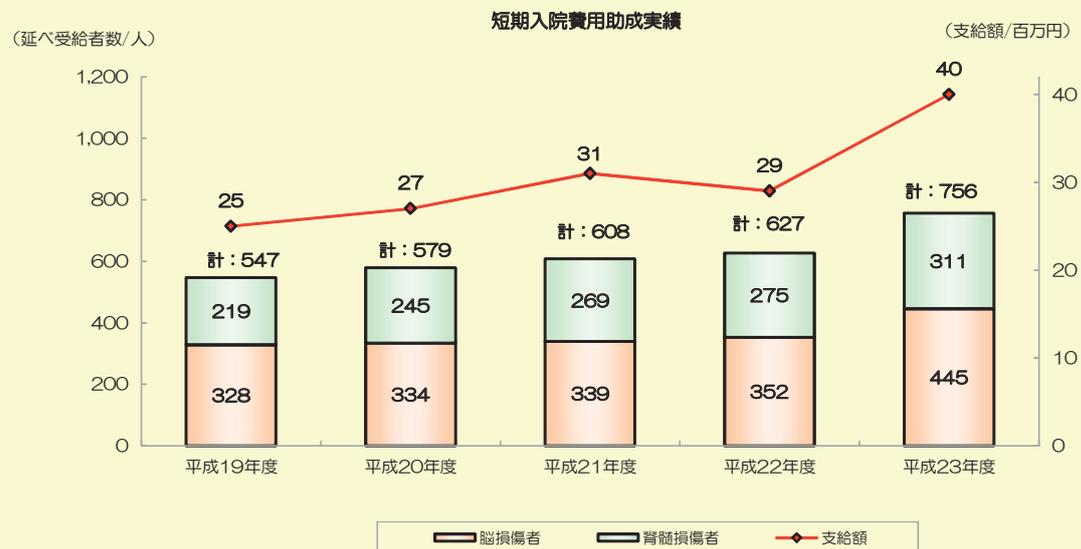
自賠責保険と当機構介護料との関連について



注) 緑色部分は介護料支給対象となる後遺障害を表している。

○ 短期入院費用に係る助成について

短期入院費用に係る助成について、年間の対象日数・対象額の拡充及び患者移送費の別枠助成等に係る介護料受給者等からのニーズを踏まえ、平成23年9月に短期入院費用の助成制度を改正した。また、短期の治療等を目的として病院等に入院・入所した756人の短期入院（入所）者に対して、患者移送費、室料差額負担金及び食事負担金の費用の助成を行った。



短期入院費用の助成制度(平成23年9月から)

原則として1回あたり、2日以上14日以内の期間で病院や施設に入院(入所)した場合の、

- ① 入退院(所)時における患者移送費としての自己負担額
- ② 室料差額及び食事負担額としての自己負担額

※②については合計額を1日あたり1万円として換算した額を上限

①②の合計額を年間※45日以内かつ45万円以内の範囲内で助成。

※年間とは、「当年9月1日～翌年8月31日」の1年間をいう。

①移送費の 自己負担額	+	②室料差額・食事負担額の 自己負担額 (1日あたり1万円を上限)	≦	年間45日以内 かつ 年間45万円以内
----------------	---	--	---	---------------------------

参考

短期入院費用の助成制度(平成23年8月まで)

原則として1回あたり、2日以上14日以内の期間で病院や施設に入院(入所)した場合の、

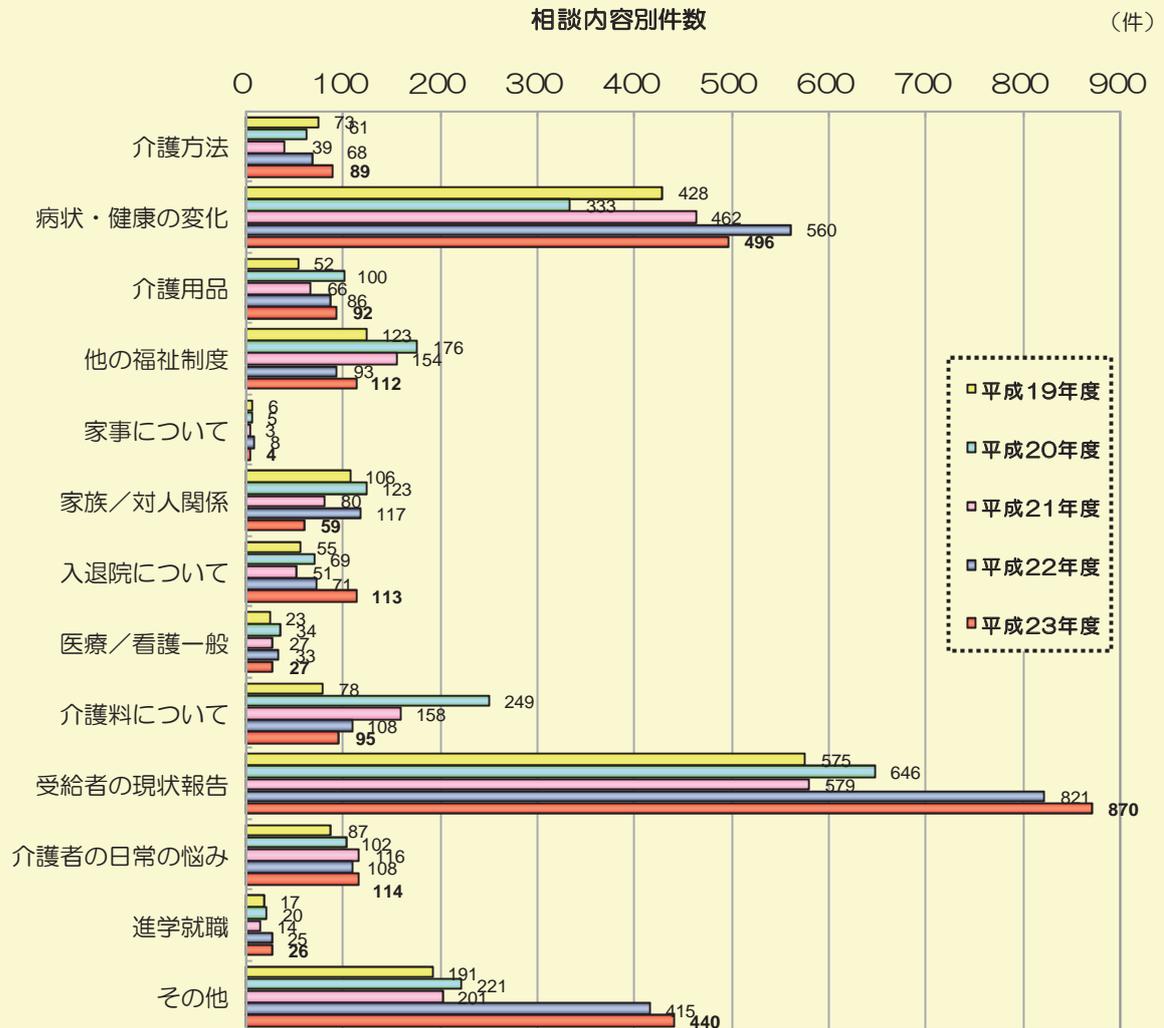
- ① 入退院(所)時における患者移送費としての自己負担額
- ② 室料差額及び食事負担額としての自己負担額

①②の合計額を1日あたり1万円として換算した額を上限とし、年間※30日以内かつ30万円以内の範囲内で助成。

※年間とは、「当年9月1日～翌年8月31日」の1年間をいう。

①移送費の自己負担額 ②室料差額・食事負担額の自己負担額 (1日あたり1万円を上限)	≦	年間30日以内 かつ 年間30万円以内
--	---	---------------------------

○ 主管支所に設置した「在宅介護相談窓口」において、介護料受給者及び家族の相談に対応し、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等を、2,537件行った。



○ 訪問支援について

各主管支所及び支所において、介護料受給者宅を訪問し、介護料受給資格者及び家族による介護に関する相談への対応、各種情報の提供等を行う訪問支援を、1,940件実施した。



〔訪問支援の実施内容〕

① 主な相談内容

- ・ 将来における経済的不安（努力しても就労できない、就労できても低賃金 等）
- ・ 高次脳機能障害者に対する周囲の理解・受け入れ先がないことについての不安
- ・ 在宅介護を続けるにあたってのストレス、健康面、体力等の不安
- ・ 災害時への不安（逃げられない、避難場所で生活するのは難しい 等）
- ・ 自治体によって格差（介護サービスや福祉の量、自治体の担当者の質 等）があるため、在宅介護生活が難しい地域がある。
- ・ 介護者の体調不良や急用等の緊急時、受給者の受け入れ先がない。
- ・ 短期入院協力病院を利用してみたいが、どういうところか分からないので不安。 他

② 主な提供情報の内容

- ・ 医療機関（疼痛に関する専門医、リハビリ、訪問看護等）の案内
- ・ 介護サービス（訪問介護、デイサービス、ショートステイ）事業者の案内
- ・ バリアフリー旅行・飲食店やスポーツ施設・賃貸物件の情報
- ・ 緊急通報システム機器やサービス業者、各自治体の要援護者支援制度の紹介
- ・ 短期入院協力病院や助成制度の具体的な案内
- ・ 障害者専門の就職・転職支援事業者の紹介
- ・ 自動車改造に関する自治体の助成制度、改造業者、運転免許取得方法等 他

〔受給資格者等からの感想〕

【訪問支援で介護者の相談にのっているナ斯巴職員】

- ・ 地震後の不安な時期にきてもらって助かった。
- ・ 電話相談で話している人が来てくれたので、より一層嬉しく、顔が分かって相談しやすくなった。
- ・ 一時とはいえ、こころが軽くなり、いい気分転換になった。
- ・ 障害に理解ある人と話せて元気が出た。話し相手がいないので、たくさん話ができて良かった。
- ・ 介護料はもちろんありがたいが話を聞いてくれる相談員をなくさないでほしい。
- ・ 書類を送ってもらっても詳細には読めず、請求や短期入院制度のことを理解できていなかったのので、詳しい説明を聞かせてもらえて良かった。
- ・ 団体や会、サークル等に所属しながら若い人が増えているので、こうした訪問による情報提供はとても意味があると思う。 他



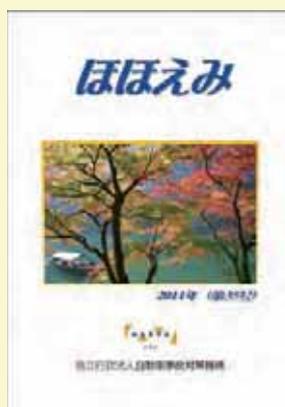
○ 機関誌「ほほえみ」の発行

6月、9月、12月及び3月の年4回発行し、介護料受給者を対象に配布。介護相談ゼネラルアドバイザーが有する専門的見地からの有益な情報を提供するとともに、受給者の要望を踏まえた有益な記事を掲載した。

「ほほえみ」を通じて提供した内容

テーマ	内容
患者・ご家族とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護を行っている方々からの自由な投稿を「ふれあい広場」に掲載し、家族間相互のコミュニケーションを図った。 ※ 介護のアイデア紹介（寝たきりで拘縮の強い人でも脱着させやすいパジャマ） ※ 受給者の活動・作品紹介（絵手紙、ガラスアート、詩、絵、絵本） ※ 障害を負う前に料理人だった経験から、車いすでも調理しやすい店を建てて飲食店を営業している受給者を紹介（主に写真による紹介） （ほほえみの読者である他の受給者からも「感銘を受けた、是非その店に行きたい。」との問い合わせあり。）
ナスバからの情報	<ul style="list-style-type: none"> 岩手支所より、東日本大震災後の被災地域のレポート ※ 電話不通の中、新聞やインターネット、避難所を回っての情報収集等により、受給者の安否確認を行った様子の紹介 短期入院（入所）費用助成制度の改正について ※ 平成23年9月から改正された制度のポイントと請求例を紹介
介護に活用できる有益な情報及び日常の介護への活用度	<ul style="list-style-type: none"> 療護センターからの事例紹介 ※ 中部療護センターから、現在取り組んでいる針治療について（鍼灸師から具体的な針や治療の様子、安全性やその効果について紹介） ※ 東北療護センターから、災害時の介護に役立つ知恵について（ビニール袋で作るオムツ、ペットボトルを使った吸引方法、介護ベッドの注意点等の紹介）
短期入院協力病院	<ul style="list-style-type: none"> 全国短期入院協力病院一覧 短期入院協力病院の個別紹介 短期入院協力病院を利用した方の感想

【機関誌「ほほえみ」】



○ インターネットを活用した情報ツールの構築について

特に症状が重く外出が困難な受給者及びその家族に対する交流会による情報交換に代わるツールとして、インターネットを活用した専用掲示板を構築し、平成24年1月から運用を開始した。

○ 介護料受給者・介護者の交流会の実施について

訪問支援による個々の家庭での相談対応及び情報提供に加え、同じ境遇にある各家庭の介護者等の交流の場を設けることにより、介護における悩みについての意見交換による孤独感の軽減、講習会、勉強会等の同時開催による情報提供及び情報交換の一層の推進を目的に、受給者及び介護者による交流会を開催した。

交流会では、療護センター、短期入院協力病院、更には行政等関係機関の協力を得ながら、全国43支所において、延べ48回にわたり開催。受給者及び介護者の情報・意見交換と療護施設、短期入院協力病院その他関係機関との連携強化に大きな効果が認められた。

【交流会の様子】



◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成23年度より被害者援護業務に係る専門的かつ高度な業務を専従的に行うため、被害者支援専門員（コーディネーター）を5主管支所（東京、名古屋、大阪、広島、高松）に配置。主管内の各支所業務への支援を含め、被害者援護業務を推進するための体制が強化された。

【コーディネーター研修の様子】



(中期目標)

重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施するとともに、介護に関する指導助言等により、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

(中期計画)

② ①の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最終年度までに4.0以上とします。

(年度計画)

② 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度（平成23年度）について4.0を目標とします。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査を行い、介護支援効果に関する評価度について、4.0以上とした。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

- 重度後遺障害者の家族における介護支援効果に関する評価度
調査の結果、目標値の4.0を上回る4.23の評価を得た。



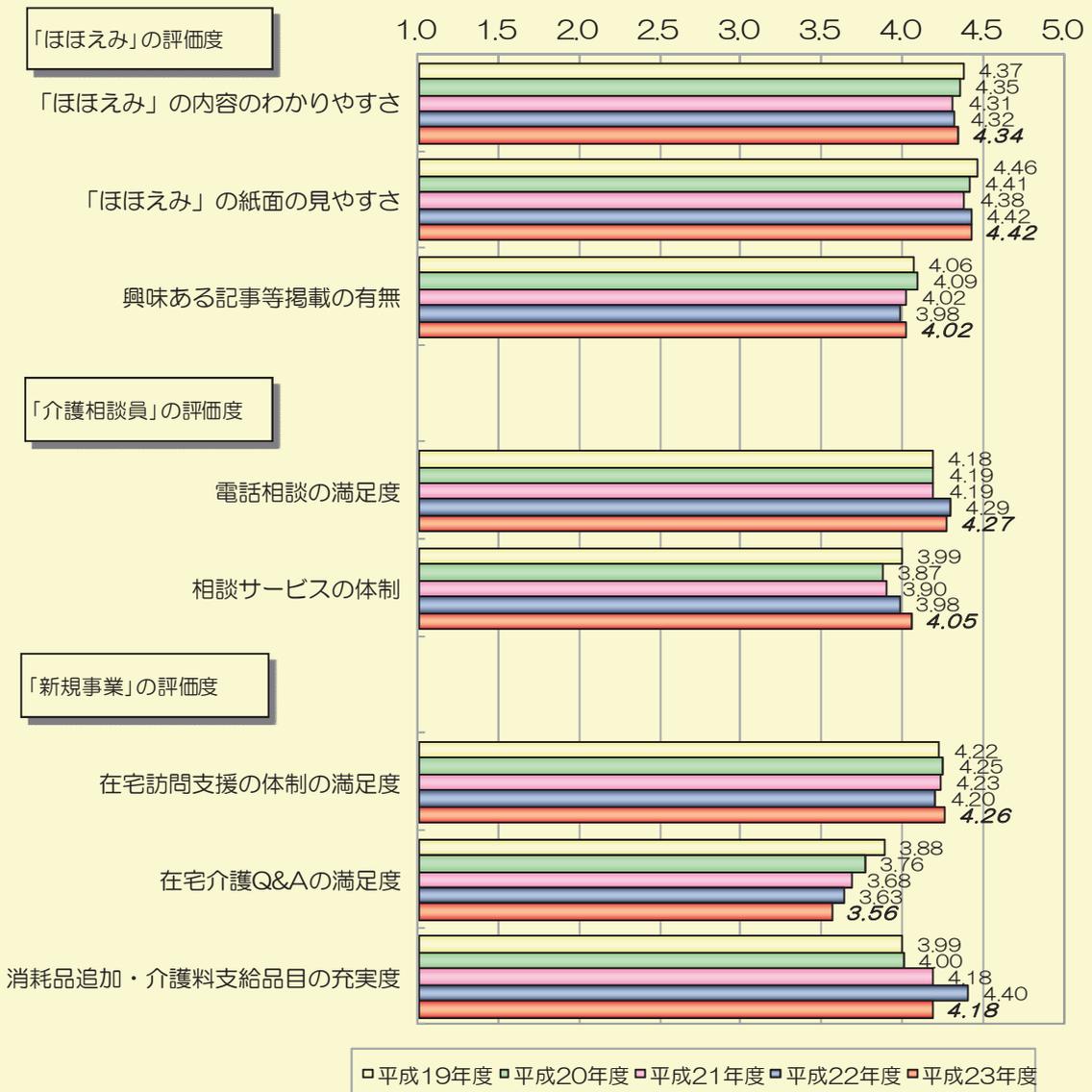
【調査の概要】

- ・ 調査期間：平成24年3月
- ・ 調査対象：平成24年2月末現在の介護料受給者の家族
- ・ 調査数：4,575件
- ・ 回収数：2,827件
- ・ 回収率：61.8%

【主な評価結果】

- ・ 評価項目のうち、「相談サービスの体制」や「在宅訪問支援の体制の満足度」などが前回は上回る評価が得られた。

介護支援効果に関する項目別評価度



◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(5) 交通遺児等への生活資金の貸付

(中期目標)

被害者や交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付けを行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

(中期計画)

① 被害者のニーズに応じた生活資金の貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図ります。

また、被害者に対する相談支援の充実を行うとともに、被害者家族同士の交流を促進するなどして、自動車事故被害者に対する精神的支援を効果的に実施します。

(年度計画)

① 引き続き、被害者のニーズに応じた生活資金貸付けの見直しを検討します。

また、被害者に対する相談支援の充実を図るため家庭相談員が適切な指導、助言を行えるような研修を実施して、その資質の向上を図ります。

さらに、被害者家族同士の交流の場の拡充を行うためコミュニケーションをより一層図った集いの実施により交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

以下の考え方により実施することとした。

- 経済的支援を目的とした無利子貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図る。
- 被害者のニーズに応じた生活資金貸付けの見直しを検討する。
- 被害者に対する相談支援の充実を図るため※家庭相談員が適切な指導、助言を行えるような研修を実施して、その資質の向上を図る。
- 被害者家族同士の交流の場の拡充を行うためコミュニケーションをより一層図った集いの実施により、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化する。

※家庭相談員とは、交通遺児等家庭に係る教育、医療、就職等生活上の問題について相談に応じ、必要な助言等を行う者。全支所に配置され、電話、メール等による相談対応。

◎ 当該年度における取組み

- 交通遺児等426人に対し、103百万円の無利子貸付けを行った。
また、新規貸付けについては、前年度より30人少ない39人に行った。



○ 交通遺児等貸付制度については、引き続き保護者等の意見を聞きながら見直しの必要性を検討する。

○ 被害者に対する相談支援の充実を図るため、例年各主管支所単位で実施している家庭相談員に対する研修を平成23年6月に本部において実施し、外部講師によるカウンセリングマインド向上のための講義と複数の課題研究テーマを班別に討議させるとともに、討議結果の発表と質疑応答を行い、家庭相談員の資質の向上を図った。



外部講師による講義



課題研究テーマ毎の班別討議



討議結果の発表

○ 交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり健全育成のための精神的支援を実施した。

〔友の会の集い〕

・全50支所の家庭相談員のサポートのもと、被害者家族同士の交流の場として「友の会の集い」を実施し、957人が参加した。

そのうち41支所においては、被害者家族同士の一層のコミュニケーションを図ることを目的として、1泊2日の行程で実施し、779人が参加し好評を得た。

・保護者交流会については、友の会の集い実施時も含め60回実施し、延べ615人が参加した。



【1泊2日での「友の会の集い」】



【「友の会の集い」での保護者の交流会の様様】

◇参加したご家族の感想

(保護者)

- ・「毎年楽しく参加させてもらっています。お友達になった家族とも会えて、本当に嬉しいです。毎年企画していただきありがとうございます。」
- ・「主人が亡くなり二人だけでお泊まりの旅行に行く勇気も元気もなく、友の会での1泊旅行が唯一の泊まり旅なのでとても楽しみ待ちわびていました。」

- ・「元気をたくさん頂きました。そして、亡くなった主人へ想いを馳せる時、主人の両親、主人が残してくれた子供達に心から感謝の思いになりました。毎年このような企画を作って下さり本当にありがとうございました。このご恩は子供達が社会に役立つ子に育てられることだと思います。そのためには私がその後姿を見せられるように周りの方々に感謝して笑顔で生きて行きます。」
- ・「今回はお母さん達とお話しする機会が多く、同じ思い考え悩みで頑張ってきたんだなぁと感じました。毎年、会える事が楽しみで子供達の成長を見れ、お互い気持ちの余裕ができたのか笑顔が多くなったように思います。意見交流会では、子供を想う気持ち、夫を亡くした悲しみなど今回はつくづく共感しました。」

(お子様)

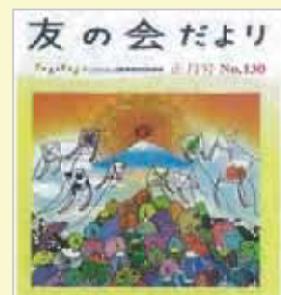
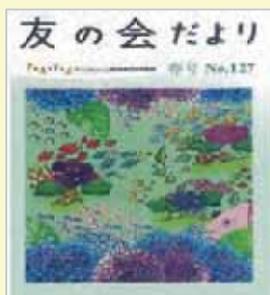
- ・「2日間とても楽しかったです。初めて参加しましたが、みんなとても仲良くしてくれてうれしかったです。身の回りにこんなにもたくさんの人が同じ思いをしているんだなと、がんばらなきゃと思いました。」
- ・「最近は母や祖母と一緒に行動することも少なくなっていたので、久しぶりに良い機会でした。家族の大切さを強く感じる2日間でした。この感謝の気持ちを今度は社会の方々にお返し出来る人間になりたいと思います。」

〔友の会だより〕

・第127号（春号）から第130号（正月号）を四半期ごとに各3,700部発行し、各家庭に送付した。

「友の会だより」の内容

テーマ	内 容
「集い」と「コンテスト」	全国の各支所で行われた友の会の集いやコンテスト（書道）の特集号や次回コンテスト（写真）の募集要領を掲載している。
自己PRコーナー	友の会の会員が今夢中になっていること、将来のことなどを自由に書けるコーナー ・小6の女の子からは「公文の英語で中学課程修了の認定テストに合格しました。今、高校1年生の教材をしています。英検3級を目指してがんばります!」といった投稿がありました。
相談広場	全国50支所に配置している家庭相談員からの自己PRや体験談、友の会会員からの相談を紹介するお便りコーナーやQ&Aを掲載するコーナー
その他	ゲームコーナーや子供たちの書いたイラストを掲載するイラストコーナーなどを設けており、子供たちを中心に好評を得ている。 また、各種イベントの開催案内や、他の機関の援護制度を紹介している。



〔写真コンテスト〕

・平成23年11月1日～平成24年1月27日を募集期間として、応募作品延べ705点の中から75点の入賞作品を選考し、本部及び各支所において受賞者に対する表彰式を実施した。優秀作品等については、国土交通省1階ロビーでの展示をはじめ、各主管支所でも展示を行った。



【写真コンテスト表彰式の模様（本部）】

写真左は国土交通大臣賞（最優秀賞）を受賞した濱口裕平さんの表彰模様。写真右は最優秀賞と優秀賞の受賞者。

< 最 優 秀 賞 >

< 優 秀 賞 >



（国土交通大臣賞）
香川県 中学校3年生
濱口裕平さん
「雪だるまと狛犬」



（自動車事故対策機構理事長賞）
徳島県 小学校6年生
平岩稜真さん
「チワックス」



（交通遺児等育成基金会長賞）
岡山県 小学校4年生
高田旺紳さん
「また、あした・・・」



（交通遺児育英会会長賞）
長崎県 高校1年生
辻川真澄さん
「壱岐の柱 左京鼻」



（全国トラック交通共済協同
組合連合会会長賞）
滋賀県 小学校2年生
杼木綾香さん
「私の妹」

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

NASVAが、積極的に企業や団体に対し支援を要請した結果、友の会会員約400人が各種イベント等に招待された。

例えば、コスモ石油(株)やマツダ(株)等の支援を得て、友の会会員をスポーツ観戦やキャンプ等に招待することにより、同じ境遇者同士のコミュニケーションを通じて精神的支援の充実を図った。なお、今後とも、企業等の支援を得ながら更なる精神的支援の充実を図っていく。



コスモ石油株式会社様のご招待により友の会会員32名が参加した「コスモわくわく探検隊」
(H23.8.4~8.6 山梨県都留市 宝の山ふれあいの里)



マツダ株式会社様のご招待により友の会会員45名が参加した「マツダオールスターゲーム2011プロ野球観戦」
(H23.7.22 ナゴヤドーム)

(中期目標)

被害者や交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付けを行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

(中期計画)

② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

(年度計画)

② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成23年度）について、4.0以上とします。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、4.0以上とすることとした。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

○ 友の会会員の評価度

目標値の4.0を上回る4.51の評価を得た。

（平成20年度より調査対象を交通遺児貸付利用世帯から交通遺児友の会会員世帯へ拡大。）

評価項目のうち、特に、「家庭相談員の評価度」について、前回を上回る評価が得られた。

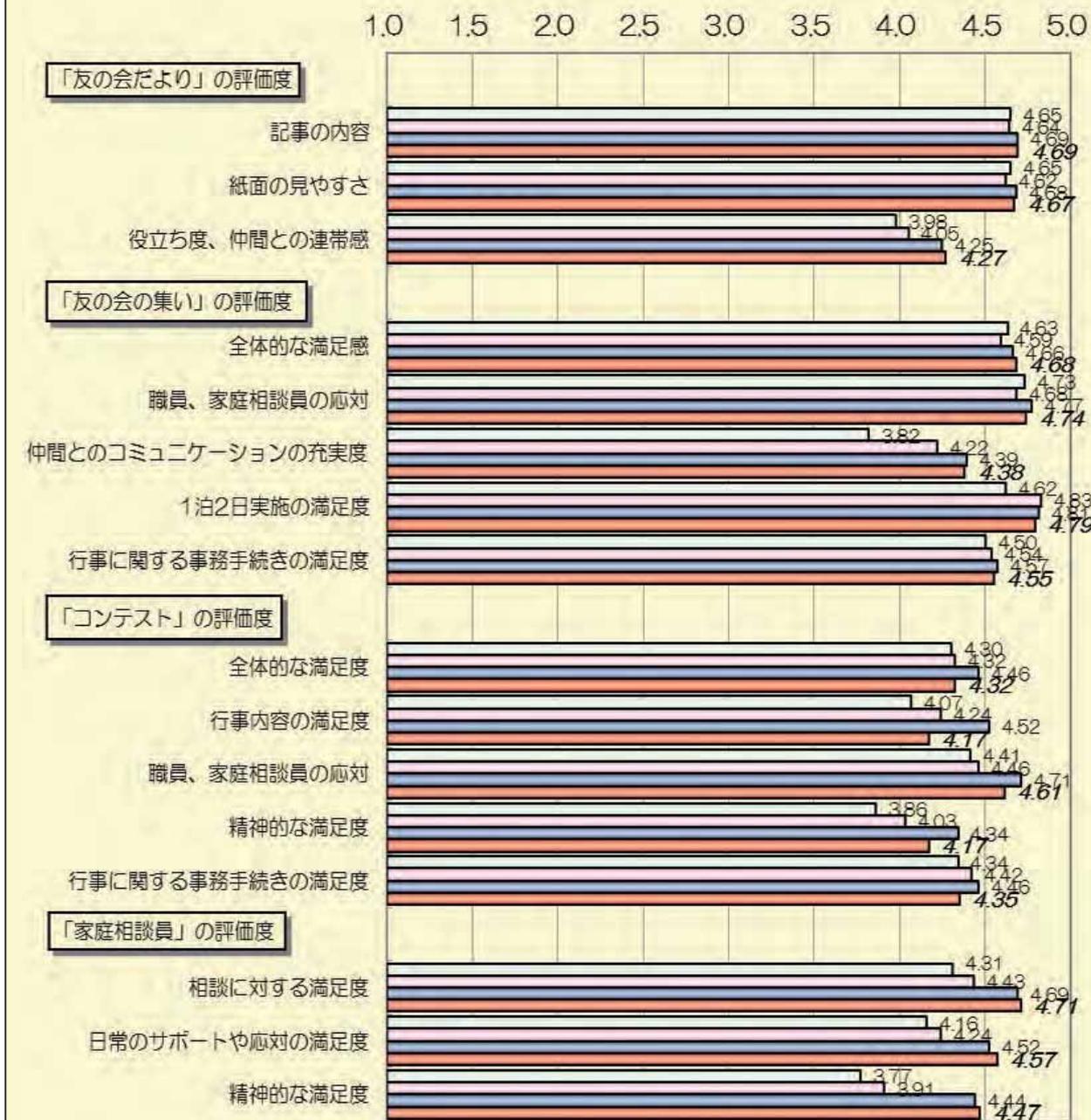


【調査の概要】

- ・調査期間：平成24年3月
- ・調査対象：交通遺児友の会会員世帯（1,227世帯）
- ・回収数：569世帯
- ・回収率：46.4%

精神的支援に関する項目別評価度

□平成20年度 □平成21年度 ■平成22年度 ■平成23年度



◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(6) 自動車事故による被害者への情報提供の充実

(中期目標)

自動車事故による被害者等の相談窓口の機能を充実するとともに、提供できる情報の内容を拡充する。

(中期計画)

情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。

(年度計画)

情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。

また、情報案内サービスの利用向上のための積極的な広報を行います。

さらに、情報提供機能の水準を高めるため、従事する者への適切な研修等を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」（平成18年6月30日）において、被害者救済対策の一環として、全国の相談窓口の機能を充実するとともに、提供できる情報の内容を拡充すべきと指摘された。これを踏まえ、平成19年10月1日より、自動車事故被害者に対する情報案内サービスとして、「NASVA交通事故被害者ホットライン」を開始し、平成23年度も引き続き運営することとした。

また、ホットラインの利用向上のための積極的な広報を行うとともに、情報提供機能の水準を高めるため、オペレーターへの適切な研修等を行うこととした。

◎ 当該年度における取組み

○ 平成19年10月1日より運用を開始した「NASVA交通事故被害者ホットライン」の更なる周知を図り、より多くの交通事故被害者の方々に利用してもらうことを目的として、広報活動を行った。

平成23年度は新たに、

- ・ 政府広報の視覚障害者向け音声広報CD「明日への声」にホットラインの案内を収録
 - ・ 首都高速道路のパーキングエリアにおいてホットラインの案内リーフレットラックを設置
- の広報活動を行うとともに、これまでに引き続き、以下の広報活動を行った。
- ・ 鉄道、バス事業者の協力を得て、車両内外への広報周知を実施
 - ・ 自賠償保険及び自賠償共済に請求のあった被害者等に送付する書類に被害者援護制度とホットラインの案内リーフレットの同封を実施
 - ・ 自動車安全運転センターの発行する「交通事故証明書」の郵送用封筒にホットラインの案内を印刷

相談者からの相談内容について適切な紹介先を案内できるようにオペレーターと意見交換を行うとともに、情報提供機能の充実を図るため被害者援護業務の現況等の研修を実施した。

【政府広報の音声広報CDにホットラインの広報を収録】



【鉄道・バス事業者の広報周知】



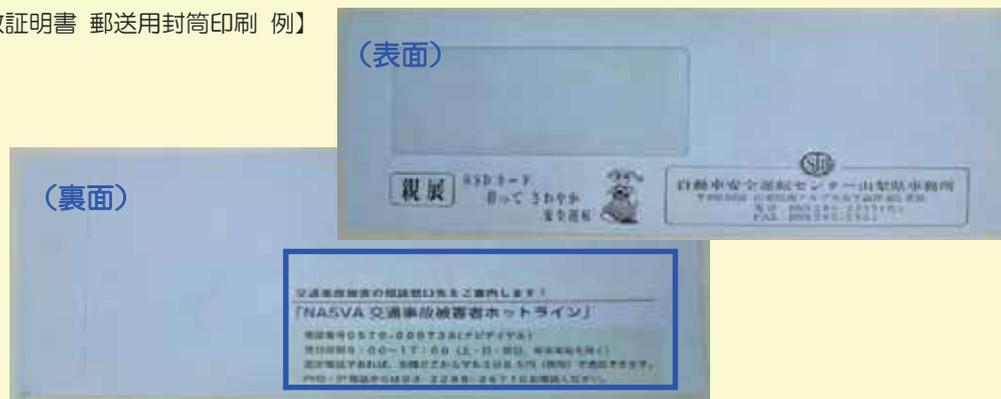
【首都高速道路パーキングエリアにリーフレットを配置】



【自賠責保険等に請求のあった者に送付した案内リーフレット】



【交通事故証明書 郵送用封筒印刷 例】



○「NASVA交通事故被害者ホットライン」の利用実績

受付件数 2,745件
 相談窓口紹介件数 3,843件
 複数の相談窓口を紹介することがあるため、受付件数と一致しない。



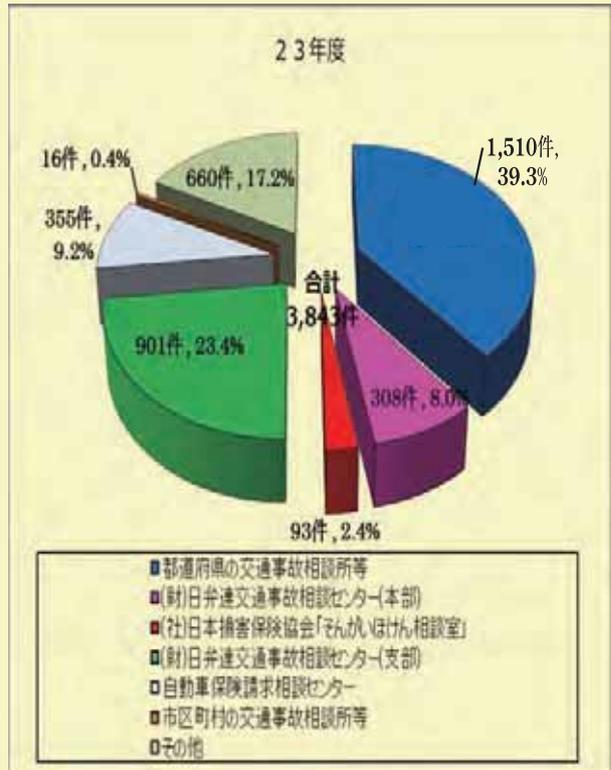
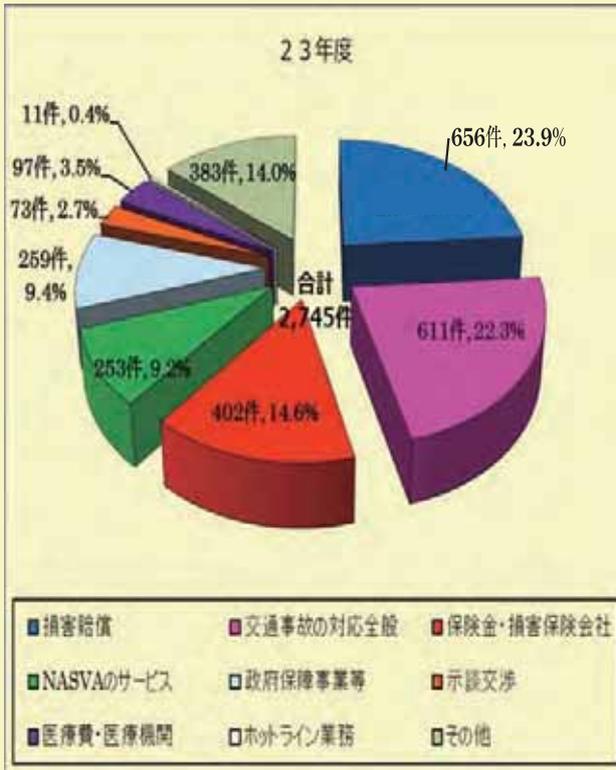
※ 19年度は10月から運用開始のため後期のみの実績である。

【相談者からの問い合わせ内容】

「損害賠償」及び「交通事故の対応全般」に関連する問い合わせが9割弱

【紹介した相談機関の相談窓口】

都道府県の交通事故相談所及び(財)日弁連交通事故相談センター(本部・支部)への紹介が7割



◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(7) 自動車アセスメント情報提供業務

(中期目標)

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供をより効果的に行うことにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高める。

(中期計画)

- ① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。

これにより安全性能に係る指標(乗員保護性能は総合評価の☆の数^(注7)及び歩行者頭部保護性能は評価レベル)について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。

(年度計画)

- ① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。

これにより安全性能に係る指標(乗員保護性能は総合評価の☆の数^(注7)及び歩行者頭部保護性能は評価レベル)について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。

(注7) 総合評価の得点率を☆の数6段階で表示

◎ 年度計画における目標設定の考え方

安全性能に係る指標(乗員保護性能は総合評価の☆の数及び歩行者頭部保護性能は評価レベル)について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるよう、広報等によりユーザーの安全性への関心を高めるとともに、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めることで、安全性の高い自動車の普及を図る。

◎ 当該年度における取組み

- 自動車アセスメント試験の結果、後継車種(3車種)について、運転席の乗員保護性能評価及び歩行者頭部保護性能評価は、旧車種の評価指標の平均値以上となった。

なお、助手席の乗員保護性能評価については、平成23年度は、例年と比べてモデルチェンジが行われた車種が3車種と少なく(19年度~22年度平均:7.5車種)、3車種のうち1車種について、評価指標の基となる点数の減少は少なかったものの評価指標が1段階下がったことから、旧車種の評価指標の平均値に達しなかった(他の2車種については評価指標の変動はなかった。)



◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供をより効果的に行うことにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高める。

(中期計画)

- ② パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。

(年度計画)

- ① よりわかりやすい情報の提供
 - ア よりわかりやすいパンフレットを配布します。
 - イ よりわかりやすくホームページを改善します。
 - ウ 自動車アセスメント試験結果発表会を開催し、併せて自動車アセスメントグランプリ車及びアセスメント優秀車の発表を行います。
 - エ メディアに対して自動車アセスメントの公開を行う等、メディアを積極的に活用しユーザーに対しわかりやすい情報提供を行います。
 - オ モーターショーへ出展をします。

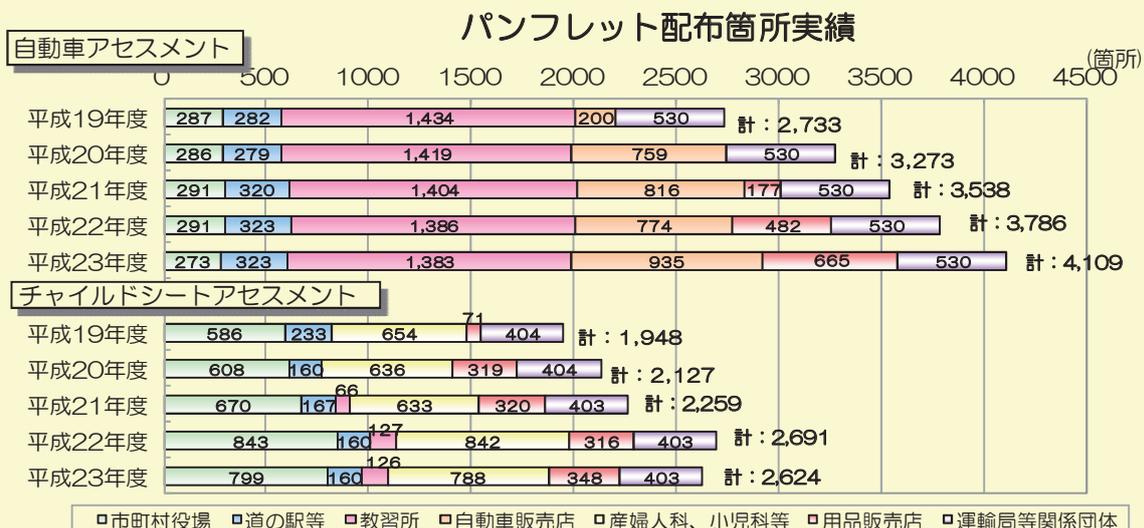
◎ 年度計画における目標設定の考え方

- ユーザーへの情報提供をより効果的に行うため、パンフレットの配布箇所については、前年度（22年度）実績を上回ることとした。
- 前年度実施したホームページに関する満足度等の調査結果に基づきホームページを改善した。
- 自動車アセスメント試験結果を広く周知するため、発表会を開催し、併せて自動車アセスメントグランプリ車及びアセスメント優秀車の発表を行うこととした。
- メディアに対して自動車アセスメント試験の公開を行うなど、メディアを積極的に活用しユーザーに対しわかりやすい情報提供を行うこととした。
- モーターショーに出展し、自動車アセスメントについて広報することとした。

◎ 当該年度における取組み

- パンフレットの配布

東日本大震災の影響で、一部の被災地（約 100 箇所）にはパンフレットの発送を見送ったものの、自動車アセスメントについては、軽自動車販売店（量販店等）へ、チャイルドシートアセスメントについては、乳幼児用品販売店へ配布箇所を拡大した。

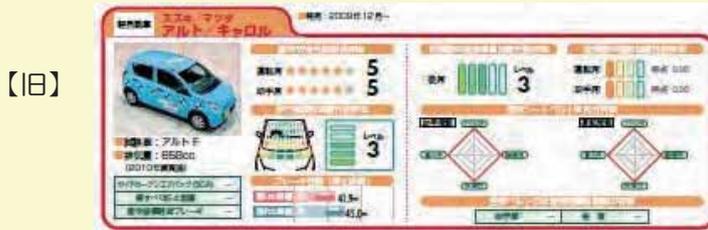


○ パンフレットの改善

歩行者脚部保護性能試験、新・安全性能総合評価が平成 23 年度から導入されたことを契機にパンフレットの表紙及び評価結果デザインを全面的に見直し、見やすいパンフレットとした。

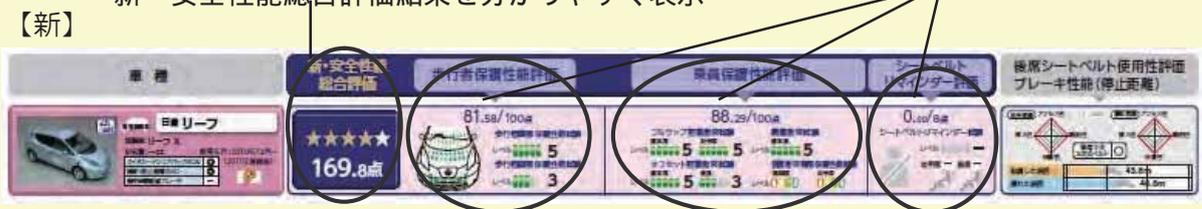
なお、見直しにあたっては、モーターショーの入場者を対象にパンフレットに関するアンケートを実施し、その結果を参考とした。

【評価結果デザインの変更】



それぞれの分野の評価を分かりやすく表示

新・安全性能総合評価結果を分かりやすく表示



○ ホームページの改善

歩行者脚部保護性能試験、新・安全性能総合評価が平成 23 年度から実施されたことから、結果表示の項目を追加するとともに、平成 22 年度のアンケート調査で指摘のあった「階層が深く、探しにくい」等の意見を踏まえ、アセスメントトップページにアイコンを設け最新情報へ直接接続するように改善した。

【アセスメントトップページの改良】

【新・安全性能総合評価による個別の表示】



最新のアセスメント実施車両に直接アクセスできる案内を追加

JNCAPファイブスター賞の案内を追加

新・安全性能総合評価、歩行者保護性能評価等の追加

○ 自動車アセスメント結果の発表

自動車アセスメント等を一般ユーザーに広く周知するため、平成24年4月25日(水)にベルサール秋葉原にてメディアを対象に「自動車アセスメント結果発表会」を実施するとともに、試験車両の一般公開を実施した。

また、新・安全性能総合評価の導入に伴い、今まで、安全な自動車の普及を促進することを目的として実施してきた「自動車アセスメントグランプリ」等を廃止し、新・安全性能総合評価において最高レベルの評価車種を「JNCAP ファイブスター賞」として表彰した。

平成23年度は、「レクサスCT200h」、「スバル レガシィ」、「日産 エルグランド」が受賞した。

【概要】

(1) 自動車アセスメント結果発表会

- ・平成23年度自動車アセスメント試験結果の発表
- ・JNCAP ファイブスター賞等の表彰
- ・メーカーの技術担当者による安全技術の紹介

(2) 試験車両の一般公開

- ・JNCAP ファイブスター賞受賞車及び話題性の高い試験車の展示
- ・話題性の高いチャイルドシート等の展示
- ・パンフレットの配布
- ・平成23年度から評価を開始した歩行者脚部保護性能試験、新・安全性能総合評価等パネルの展示

(3) その他

- ・結果発表会に報道関係者等130人を超える参加があった。



【発表会における取材】



【JNCAPファイブスター賞の表彰：テレビ放映】

【参考：報道の実績】

- ・テレビ(4局)：NHK、テレビ朝日、TBS、フジテレビ(4月25日)
- ・新聞(17社)：日刊自動車新聞、交通新聞社(4月26日、27日、5月1日)他15社
- ・雑誌(9社)：自動車工学(6月号)ホリデーオート、ベストカー、ル・ボラン他5社
- ・Web(33サイト)：Car Watch、Yahoo!ニュース、マイナビニュース、LivedoorHOME、@niftyニュース、gooニュース、マピオンニュース 他26サイト

○ メディアを活用した情報提供

公開試験の実施

平成24年1月19日（木）、平成23年度から導入した衝突後の感電保護性能評価試験、歩行者脚部保護性能試験及びチャイルドシートの前面衝突試験等をメディア関係者に公開した。

この結果、フジテレビ等2社で試験の様子が放映された他、新聞・雑誌等で掲載された。



【試験車両を確認する参加者】

公開試験に係る報道の実績

・テレビ（2社）

フジテレビ、テレビ朝日（1月19日）

・新聞（3社）

日刊自動車新聞（1月20日）、保険毎日新聞（2月2日）、R&I（2月15日）

・雑誌（3誌）

自動車セミナー（2月号）、CarGoodsMagazine（4月号）、ルポラン（4月号）

・web（1サイト）

Carwatch（1月21日）



【放映された公開試験の様相】

○ モーターショーへの出展

平成23年12月に東京ビッグサイトにて開催された第42回東京モーターショーにおいてブースを出展し、試験車両等の展示、新・安全性能総合評価による平成23年度前期評価結果、紹介パネルの展示及び試験映像の放映を行うとともに、パンフレット等を32,390部配布した。

また、同会場で公開放送したFM東京の番組「シンクロのシティー」に当機構の理事長が出演し自動車アセスメント等NASVAの業務について広報した。



【NASVAブースの状況】



【公開放送中の理事長】

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 自動車メーカーのファイブスター賞受賞活用例

【テレビコマーシャル】



【チラシ】



【インターネットでの告知】

LEXUS、CT200h が JNCAP 新・安全性能総合評価で最高ランクの「ファイブスター賞」、「大賞」を獲得

LEXUSは、CT200hが自動車の安全性能を試験・評価する平成23年度自動車アセスメント(以下、JNCAP)において、最高ランク5★のアルファにとられる「JNCAP新・安全性能総合評価ファイブスター賞」を獲得したと発表しました。更に、CT200hが対象車のうち最も安全性能が高いアルファと評価され、「JNCAP大賞」も獲得したと発表しました。平成23年度から導入された新・安全性能総合評価に基づく対象車の受賞はCT200hが初となります。

CT200h

新・安全性能総合評価は、乗客側の乗員保護性能と歩行者保護性能を合わせた、車両の総合的な安全性を点検に心こもる5★の5段階で評価。CT200hは、衝撃吸収ボディと高強度キャブの採用、むらむら構造軽減シート、3種のエアバッグなどにより、高い乗員保護性能を実現。さらに、最新の歩行者保護機能LEDヘッドライトの採用により、優れた歩行者保護性能を実現することで、最高成績を獲得した。

LEXUSは、今後も日本市場「最高のドライバー体験」を目指して、安全と安心を追求し続ける。

【ご参考】
 自動車アセスメント(JNCAP)
 国土交通省と独立行政法人自動車事故対策機構が、安全な自動車の普及を促進する目的で、平成7年度より公表している自動車安全情報。現在公表されている自動車の安全性能については衝突安全性能試験、歩行者保護、乗員保護性能試験、ブレーキ性能試験などによる評価を行い、結果を公表している。

頁 上

(中期目標)

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供をより効果的に行うことにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高める。

(中期計画)

- ③ 以上の施策を行うことにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

(年度計画)

- ③ 以上の施策を行うことにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度に関する評価度（23年度）について、4.0以上とします。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

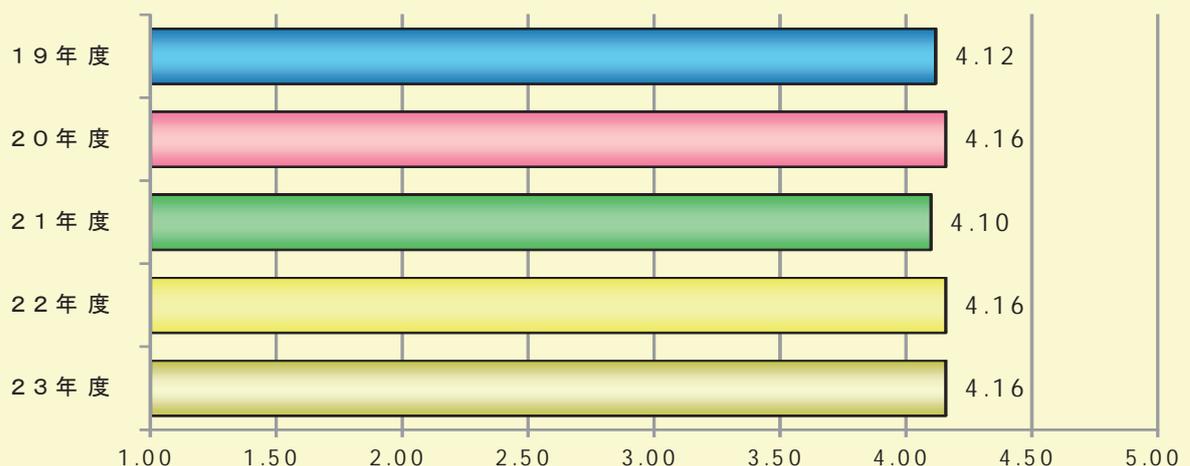
ユーザーに対する満足度調査を行い、5段階評価による評価度について4.0を上回ることを目標とした。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

○ ユーザーの評価度

目標値の4.0を上回る 4.16の評価を得た。

利用度・満足度に関する評価度



【調査の概要】

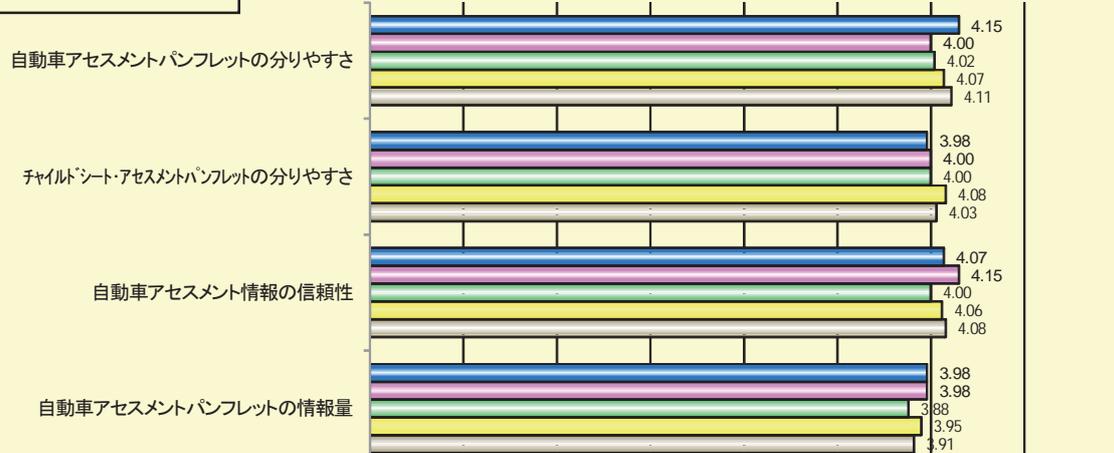
- ・調査期間：平成23年10月15日～23年10月30日
- ・調査対象：自動車ユーザー団体機関誌アンケート回答者及び^{*}スクリーニング調査（運転免許保有者）によるモニター回答者

*アンケートを行うにあたって、指定された条件にあう対象者を選ぶ調査

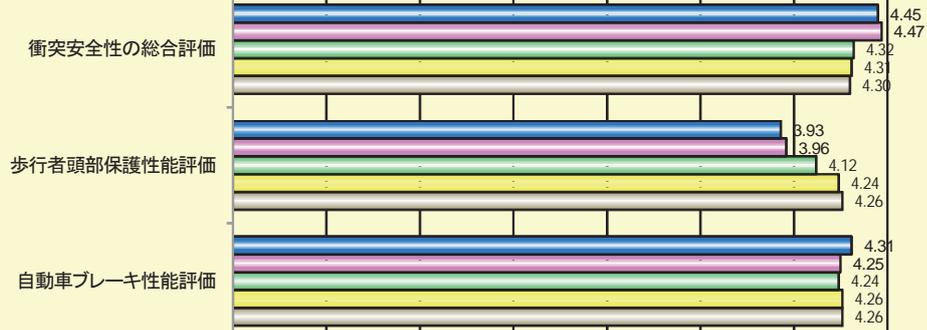
- ・有効回答数：504件

利用度・満足度に関する項目別評価度

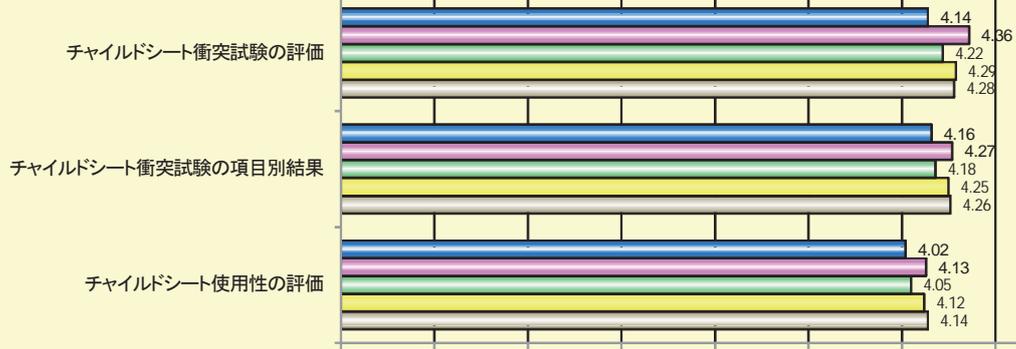
アセスメント全体



自動車アセスメント



チャイルドシートアセスメント



1.00 1.50 2.00 2.50 3.00 3.50 4.00 4.50 5.00

■ 19年度 ■ 20年度 ■ 21年度 ■ 22年度 ■ 23年度

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- ② 質の高いアセスメント試験を行うとともに、アセスメントをより効果的なものとするため、実事故との相関を分析し、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。

(中期計画)

- ④ 予防安全性能、衝突時の乗員対策及び歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。

また、後遺障害者数が多い実態を踏まえ、後遺障害対策にも取り組みます。

(年度計画)

- ④ Flexインパクトを利用した歩行者脚部保護性能試験を導入します。
- ⑤ 歩行者保護 GTR(世界統一基準)の国内導入に係る頭部保護性能試験速度等の見直しについて、アセスメントへの反映のための調査研究を行います。
- ⑥ 衝突試験評価を包括した新安全性能総合評価を導入します。
- ⑦ 交通事故を未然に防止するため予防安全装置の効果評価のための基礎調査を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

○ Flexインパクトを利用した歩行者脚部保護性能試験を導入することとした。

○ 歩行者保護GTR(世界統一基準)の国内導入に係る頭部保護性能試験速度等の見直しについて、アセスメントへの反映のための調査研究を行うこととした。

○ 衝突試験評価を包括した新安全性能総合評価を導入することとした。

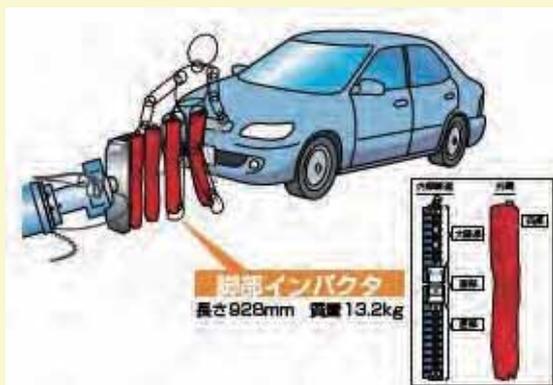
○ 交通事故を未然に防止するため予防安全装置の効果評価のための基礎調査を行うこととした。

◎ 当該年度における取組み

○ 歩行者脚部保護性能試験の導入

歩行者の死傷者の減少を図るため、平成18年度～平成22年度の調査研究の結果を踏まえ、平成23年度から歩行者脚部保護性能試験を導入した。

【試験のイメージ】



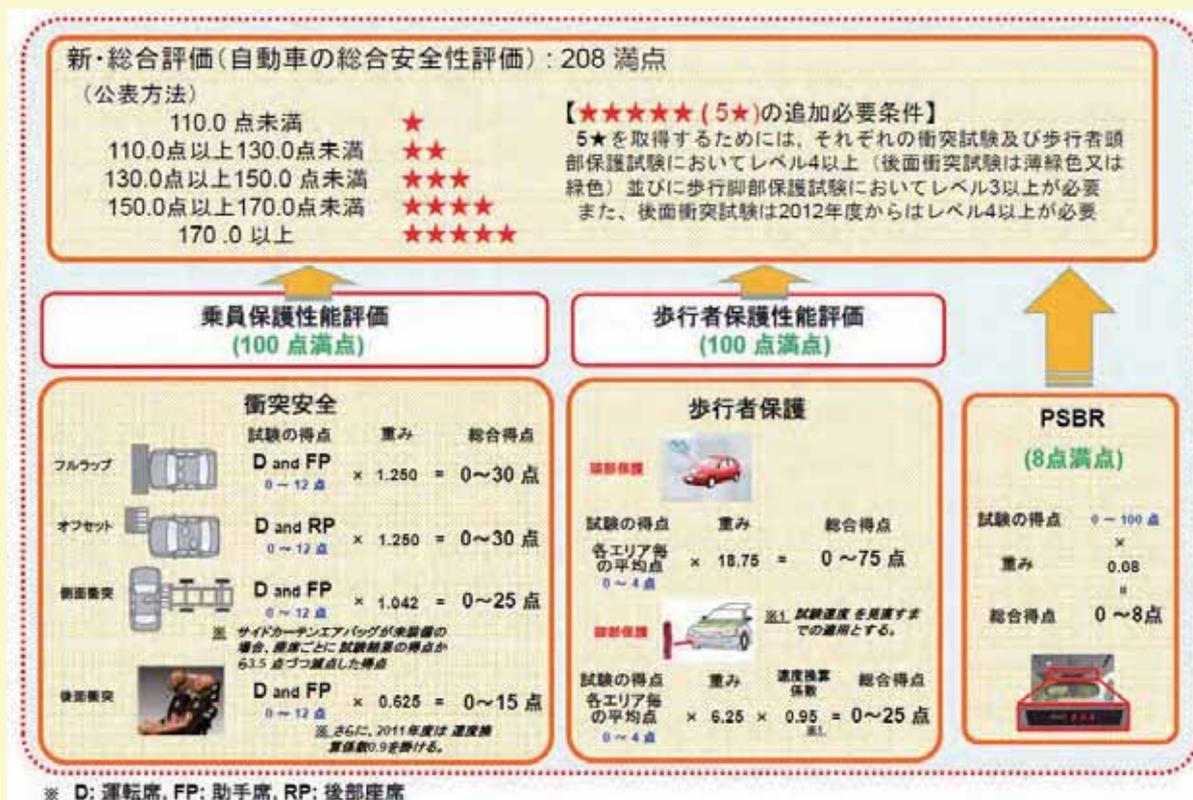
【Flex インパクトを使用した試験】



○ 基準等の国際調和を目的とした歩行者保護GTR(世界統一基準)の国内導入については、道路運送車両の保安基準において、平成23年6月に歩行者保護に関して導入されたところであるが、GTRでは日本からの提案で採用されなかった項目がいくつかある。このため、アセスメントへの反映のための調査研究は行わず、歩行者GTR(世界統一基準)の国内導入に伴う頭部保護性能試験の見直しについては、改めて検討することとした。

- 新たに自動車アセスメントに導入された評価項目（後面衝突頸部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験、シートベルトリマイnder評価試験（PSBR））を考慮した新・安全性能評価の導入について検討し、平成21年、平成22年度の調査研究の結果を踏まえ、「新・安全性能総合評価」を取りまとめるとともに、平成23年度から導入した。

【新・安全性能総合評価方法】



- 予防安全技術に関する評価を自動車アセスメントに導入するための基礎調査を実施した。基礎調査では、交通事故データを分析して予防安全技術による事故低減効果（カバー率）を把握するとともに、諸外国のアセスメント機関が実施している予防安全技術についての試験方法、評価方法の検討状況を調査した。

また、予防安全技術のうち、既に装備の普及が進んでいる横滑り防止装置（ESC）については、性能評価のための各種の試験を実施し当該試験の特徴を整理した。

今後、調査結果を踏まえ、学識経験者等から構成される予防安全技術ワーキンググループにおいて平成27年度（2015年度）の導入を目指し、予防安全技術に関する評価を自動車アセスメントに導入していくためのロードマップの作成を予定している。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 感電保護性能評価試験の導入

電気自動車等の普及に伴い、衝突事故を起こした際に高電圧により感電しないことを確認するため、フルラップ前面衝突試験等の実施後に行う試験方法及び評価方法を策定した。



【感電保護性能評価試験実施マーク】

(中期目標)

③ 海外のアセスメント関係機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図る。

(中期計画)

⑤ 専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。

(年度計画)

⑧ 海外の関係機関との情報交換等

ア 海外のアセスメント関係機関との情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法等の改善に役立てます。

イ 世界NCAP会議等に参加し、我が国が新たに導入する歩行者脚部評価試験等について情報提供を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

各国アセスメント関連機関、専門家等と継続的に討論及び情報交換を行い、試験法、評価法等の開発に資するために、各種国際会議に参加する。

◎ 当該年度における取組み

○ 海外のアセスメント関係機関との情報交換

- 平成23年6月にワシントンDC（アメリカ合衆国）において開催された、*E SV国際会議及び世界NCAP会議にNASVAがJNCAP代表として参加し、平成23年度から実施している歩行者脚部保護性能試験について情報提供を行うとともに、世界各国の自動車アセスメント機関との間で試験等の動向に係る情報交換を行った。

*世界規模で唯一の自動車安全に関する国際会議。国際調和のための技術的検討、新技術や新試験法に関する発表等を実施。

- 平成23年12月にEuroNCAPの事務局長が来所し、JNCAPにおいて本年度から導入した歩行者脚部保護性能試験及び新・安全性能総合評価について情報提供を行うとともに、EuroNCAPの現状及び今後の予定等について情報交換を行った。

【E SV国際会議】



【世界NCAP会議】



- 平成23年11月にデリー（インド）において開催されたiCAT衝突セミナーに出席し、JNCAPが実施している試験方法及び評価方法の紹介を行った。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

④ 外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

(中期計画)

⑥ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

(年度計画)

⑨ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。

◎ 当該年度における取組み

平成23年度の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表した。

タスクフォースによる外部評価結果

(1) 安全性の向上

安全性の向上については、「運転席の乗員保護性能」及び「歩行者頭部保護性能」に係る指標について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値は旧車種の評価指標の平均値を上回っており、後継車種における安全性の向上が認められるものの、「助手席の乗員保護性能」については、後継車種の評価指標の平均値が旧車種の評価指標の平均値を下回っている。

今後、ユーザーにわかりやすい広報活動を積極的に行い、自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に寄与することを期待する。

(2) 交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

歩行者の交通事故被害の軽減のための調査研究及び新たに自動車アセスメントに導入された評価項目を考慮した評価手法について調査検討した結果、平成23年度より「歩行者脚部保護性能試験」、「感電保護性能評価試験」及び「新・安全性能総合評価」を導入したことは評価できる。

また、予防安全技術に関する評価を自動車アセスメントに導入するための基礎調査を実施する等、平成27年度の導入を目指した取組みは努力が認められる。

海外のアセスメント関係機関とは、JNCAPの取組み、試験等の動向について意見交換するなど積極的に情報交換しており、努力が認められる。

今後も、交通事故被害の軽減及び交通事故を未然に防止する観点から、交通事故の現状を把握し、交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討・見直しを進めるとともに、予防安全技術のアセスメント評価への平成27年度の導入を目指すなど、今後、更なる充実を図る必要がある。

(3) 情報提供方法についての改善と広報の拡大

自動車アセスメント結果発表会の開催、自動車アセスメント試験の公開、東京モーターショ

への出展等積極的に広報活動を行った結果、テレビ放映を含め多数のメディアによる自動車アセスメントに関する報道が行われた。

また、アセスメント情報をわかりやすく、比較しやすくするためパンフレットの全面的見直しを行うとともに、ユーザーがパンフレットを入手しやすいように配布先・配布箇所の拡大を行っており努力が認められる。

今後も「新・安全性能総合評価」を踏まえ、わかりやすいパンフレット作成及び効率的な配布を図るとともに、ホームページの改善等によりユーザーにとって分かりやすい広報手法について検討を進めることを期待する。

【「業績評価のための特別なタスクフォース」
における審議の様子（H24.6.21）】



◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(8) 自動車事故対策に関する広報活動

(中期目標)

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度と機構業務について効果的に広報活動を行う。

(中期計画)

事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。

交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施します。

(年度計画)

後席シートベルト着用推進・飲酒運転の根絶等の事故防止対策事業や被害者への各種情報提供等の被害者援護対策事業、さらには自動車損害賠償保障制度の周知など機構業務の認知度向上のため、各種イベントへの参画、国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動、また、ポスター、パンフレット、インターネット、マスメディア等を活用した国民・関係機関（者）への周知宣伝活動により、積極的な広報活動を推進します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 被害者援護、事故防止及び自動車損害賠償保障制度に関し、組織一体となった広報活動を実施することとした。
- 国等と協力した周知宣伝活動やインターネット・マスメディア等を活用した広範な広報活動を着実に実施するとともに、交通安全関係各種イベントへ積極的に参加することとした。

◎ 当該年度における取組み

- NASVA被害者援護業務についてCMを制作し、「マツダスタジアム広島」のアストロビジョンで放映された。また、同制度広報ポスターを作成し、バス・鉄道事業者等において掲出して頂いた。

〔CM 放映の様子（マツダスタジアム）〕



〔被害者援護制度ポスター〕



- 全国交通安全運動の一環として、各種イベントへ参画し、また、東京主管支所においては「事故防止推進キャンペーン」を開催するなど、被害者保護、事故防止対策、自動車損害賠償保障制度等のPR活動を実施した。

〔i-NATS 体験受診の様子〕



〔事故防止推進キャンペーン（東京主管支所）の様子〕



- 平成23年12月、東京ビックサイトで開催された第42回東京モーターショーにおいて、自動車アセスメント等NASVAの事業を広く紹介するため、以下の広報を行った。

- ・ ラジオ番組の公開放送（会場）に出演
- ・ 自動車アセスメント等のパンフレットの配布
- ・ 自動車アセスメント実施車両等の展示 など



〔出展ブースの様子〕

- 平成23年度では、療護センターをはじめとする被害者援護業務やカウンセリング付き適性診断等の安全指導業務について広報を行った結果、専門紙に取り上げられた。

- ・ 安全対策を支援（NASVA）（東京交通新聞 平成23年5月16日掲載）
- ・ カウンセリング適性診断～評価高く実績倍増～（東京交通新聞 平成23年9月26日掲載）
- ・ 業務の効率化を図るNASVA自動車事故対策機構【全3回】（週刊 交通界21）

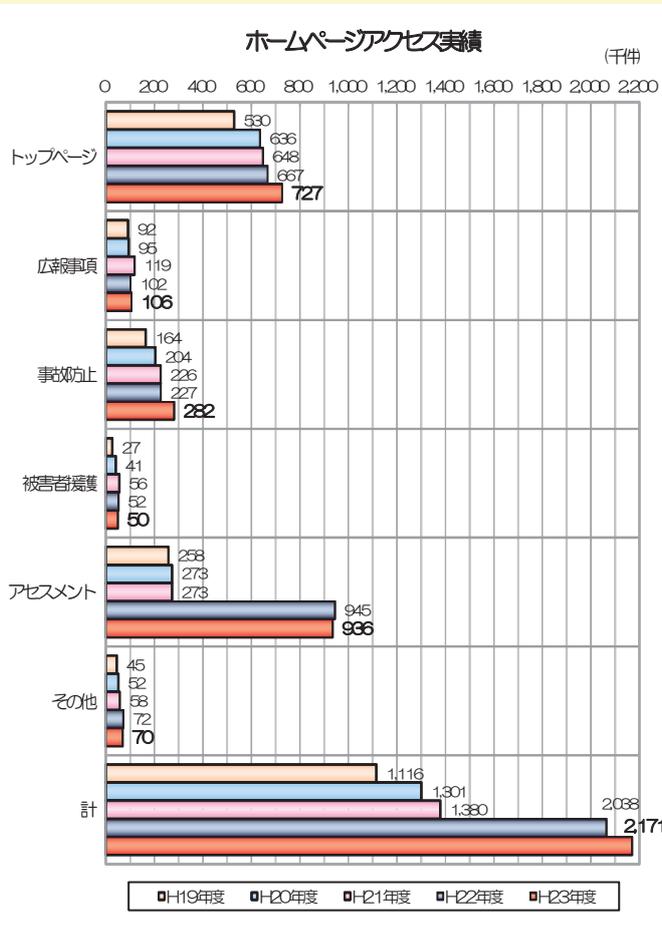
※第1回：平成23年9月12日号、第2回：平成23年9月26日号、第3回：平成23年11月7日号

○ ホームページの活用

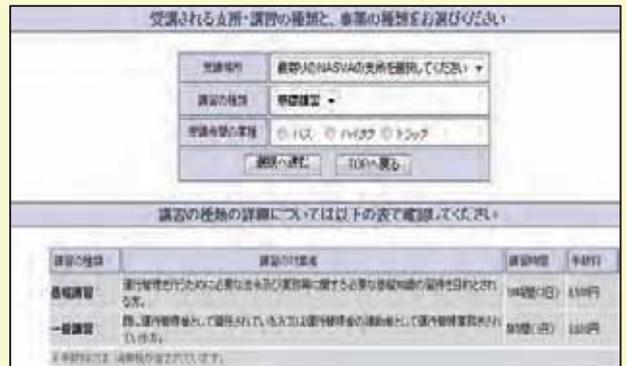
NASVA一体とした広報活動を推進するため、ホームページについてはアクセスしやすい、わかりやすいサイトを目指して、情報の充実、並びに迅速なデータの追加・更新を行った。

また、自動車アセスメント試験車両の一般公開日の広報等、タイムリーな情報提供や、平成23年度より運行管理者等の指導講習がインターネットからも予約可能となることなど、利便性の向上を図った。

その結果、ユーザーの視点に立った見やすい、わかりやすいホームページを目指し、インターネットを活用した講習等の予約申込みを可能とするなど、随時メンテナンス等を行った結果、約217万件のアクセスを記録し、前年度に比べ10万6千件（5%）の増加となった。



【講習・診断のインターネット予約のページ】



◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

（中期目標）

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

（中期計画）

(1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画については以下のとおり
 中期計画予算 (平成 19 年度～平成 23 年度)

予算		収支計画		資金計画	
(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区	分 金額	区	分 金額	区	分 金額
収入		費用の部	68,231	資金支出	84,391
政府借入金	0	経常費用	68,229	業務活動による支出	73,425
運営費交付金	42,556	人件費	17,590	投資活動による支出	3,107
施設整備費補助金	2,409	業務費	42,896	財務活動による支出	5,438
政府補助金	17,487	管理関係業務費	7,728	次期中期目標の期間への繰越金	2,421
回収金等収入	4,273	一般管理費	5,632	資金収入	84,391
業務収入	7,751	減価償却費	2,096	業務活動による収入	74,176
その他収入	254	財務費用		運営費交付金による収入	42,556
		支払利息	16	政府補助金による収入	17,487
計	74,730	臨時損失	2	業務収入	12,027
支出		固定資産除却損	2	その他収入	2,105
人件費	17,590	貸倒損失	0	投資活動による収入	4,219
業務経費	44,494			有価証券の償還による収入	1,810
施設整備費	2,409	収益の部	68,883	施設整備費による収入	2,409
一般管理費	5,771	運営費交付金収益	41,858	投資その他の資産の精算による収入	0
貸付金	1,368	政府補助金	17,487	その他収入	0
借入金償還	4,786	業務収入	7,751	財務活動による収入	0
計	76,419	その他収入	299	政府借入金による収入	0
		寄付金収益	0	前期中期目標の期間よりの繰越金	5,995
		資産見返運営費交付金戻入	1,327		
		資産見返補助金戻入	120		
		資産見返物品受贈額戻入	4		
		貸倒引当金戻入	37		
		臨時利益	0		
		純利益	652		
		前期中期目標期間繰越積立金取崩額	0		
		総利益	652		

（予算の説明）

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額 13,882 百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

（運営費交付金の算定ルール）
 次頁のとおり。

運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

19年度…18年度×0.97

20年度以降…対前年度×0.99

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額

－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年退職の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等（20年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課、事務所借料の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：新規・拡充事業費など特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：平成19年度は対前年度0.93、平成20年度以降は対前年度0.98として推計

業務経費の効率化係数（ β ）：平成19年度は対前年度0.93、平成20年度以降は対前年度0.99として推計

消費者物価指数（ γ ）：中期計画期間中は1.00として推計

政策係数（ δ ）：中期計画期間中は1.00として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は0として推計

特殊要因：中期計画期間中は積み上げ方式で推計

(年度計画)

(1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画については以下のとおり
 中期計画予算 (平成23年度)

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
政府借入金	0
運営費交付金	7,144
施設整備費補助金	380
政府補助金	3,210
回収金等収入	722
業務収入	1,889
その他収入	58
計	13,402
支出	
人件費	3,341
業務経費	7,803
施設整備費	380
一般管理費	1,114
貸付金	269
借入金償還	1,190
計	14,096

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	12,390
経常費用	12,390
人件費	3,341
業務費	7,614
管理関係業務費	1,429
一般管理費	1,100
減価償却費	330
財務費用	7
支払利息	7
臨時損失	0
固定資産除却損	0
貸倒損失	0
収益の部	16,457
運営費交付金収益	11,004
政府補助金	3,210
業務収入	1,889
その他収入	72
寄付金収益	0
資産見返運営費交付金戻入	278
資産見返補助金戻入	4
資産見返物品受贈額戻入	0
貸倒引当金戻入	0
臨時利益	0
純利益	4,066
前中期目標期間繰越積立金取崩額	15
総利益	4,082

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	18,909
業務活動による支出	12,314
投資活動による支出	545
財務活動による支出	1,237
翌年度への繰越金	4,813
資金収入	18,909
業務活動による収入	13,024
運営費交付金による収入	7,144
政府補助金による収入	3,210
業務収入	2,612
その他収入	58
投資活動による収入	388
有価証券の償還による収入	0
施設整備費による収入	380
投資その他の資産の精算による収入	8
その他収入	0
財務活動による収入	0
政府借入金による収入	0
前年度よりの繰越金	5,497

(予算の説明)

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額2,641百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

(運営費交付金の算定ルール)

平成23年度運営費交付金の算定ルールのとおり。

平成23年度 運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

17年度人件費（決算額）2,909,116千円×0.908

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額

－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価

委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課、事務所借料の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：新規・拡充事業費など特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 平成23年度算定の前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：対前年度 0.96

業務経費の効率化係数（ β ）：対前年度 0.98

消費者物価指数（ γ ）：1.00

政策係数（ δ ）：1.00

人件費（2）前年度給与改定分等：0

特殊要因：積み上げ方式

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

中期計画実績（平成23年度）

予算

（単位：百万円）

区	分	計 画	実 績	差
収入				
運営費交付金		7,144	7,144 (注1)	0
施設整備費補助金		380	485	▲105
政府補助金		3,210	3,135	75
回収金等収入		722	730	▲8
業務収入		1,889	2,227	▲338
その他収入		58	74	▲16
計		13,402	13,795	▲393
支出				
人件費		3,341	3,086 (注2)	255
業務経費		7,803	7,550 (注3)	252
施設整備費		380	447	▲67
一般管理費		1,114	1,110	4
貸付金		269	103	166
借入金償還		1,190	1,190	0
計		14,096	13,487	610

※ 各々、百万円未満を四捨五入

(注1) 補正予算（特第1号）で措置された128百万円を含む。

(注2) (注1)のうち38百万円を含む。

(注3) (注1)のうち90百万円を含む。

収支計画

（単位：百万円）

区	分	計 画	実 績	差
費用の部		12,390	11,733	657
経常費用		12,390	11,697	693
人件費		3,341	3,086 (注2)	255
業務費		7,614	7,292	322
管理関係業務費		1,429	1,313	117
一般管理費		1,100	963	137
減価償却費		330	350	▲20
財務費用				
支払利息		7	7	0
臨時損失		0	36	▲36
固定資産除却損		0	36	▲36
貸倒損失		0	0	0
収益の部		16,457	17,567	▲1,110
運営費交付金収益		11,004	11,758	▲754
政府補助金		3,210	3,094	116
業務収入		1,889	2,264 (注2)	▲375
その他収入		72	100	▲28
寄付金収益		0	0	0
資産見返運営費交付金戻入		278	343	▲65
資産見返補助金戻入		4	6	▲3
資産見返物品受贈額戻入		0	0	0
貸倒引当金戻入		0	0	0
臨時利益				
固定資産売却益		0	2	▲2
純利益		4,066	5,834	▲1,767
前中期目標期間繰越積立金取崩額		15	15	0
総利益		4,082	5,848	▲1,767

資金計画

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差
資金支出	18,909	26,389	▲7,480
業務活動による支出	12,314	11,434 ^(注2)	880
投資活動による支出	545	5,846 ^(注3)	▲5,302
財務活動による支出	1,237	1,227	10
翌年度への繰越金	4,813	7,882	▲3,069
資金収入	18,909	26,389	▲7,480
業務活動による収入	13,024	13,307	▲283
運営費交付金による収入	7,144	7,144	0
政府補助金による収入	3,210	3,135	75
業務収入	2,612	2,955	▲343
その他収入	58	74	▲16
投資活動による収入	388	5,533	▲5,145
有価証券の償還による収入	0	5,045 ^(注1)	▲5,045
施設整備費による収入	380	485	▲105
投資その他の資産の精算による収入	8	3	5
その他収入	0	0	0
財務活動による収入			
政府借入金による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	5,497	7,549	▲2,052

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 当期総利益5,848百万円の発生要因

当期総利益5,848百万円は、当期純利益5,834百万円に前中期目標期間繰越積立金取崩額15百万円を加えたものであり、それぞれの発生要因等は以下のとおりである。

- ① 当期純利益は、主として運営費交付金債務未使用額の全額収益化額である。
- ② 前中期目標期間繰越積立金取崩額は、国土交通省から第2期中期目標期間における業務の財源とするために承認を受けた142百万円のうち、当期費用の財源に充てるために取崩したものであり、主として貸倒引当金である。

このため、当該総利益については、「独立行政法人会計基準」及び総務省行政管理局「独立行政法人の経営努力認定」(H19.7.4)において示されている経営努力基準に該当しないため、独法通則法第44条第1項の規定に基づき、積立金として処理することとしている。

4. 短期借入金の限度額

(中期目標)

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

(中期計画)

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,400百万円とします。

(年度計画)

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,400百万円とします。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

短期借入は行わなかった。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

(中期目標)

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

(中期計画)

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画
なし

(年度計画)

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画
なし

◎ 年度計画における目標設定の考え方

中期計画のとおりなし

◎ 当該年度における取組み

なし

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

6. 剰余金の使途（目的積立金として承認された場合）

（中期目標）

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

（中期計画）

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

（年度計画）

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

◎ 年度計画における目標設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

◎ 当該年度における取組み

なし

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

(中期目標)

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

(中期計画)

施設整備費は、業務の適正かつ効率的な実施を確保するため、療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化等に伴う整備改修等を計画的に行う。

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
千葉療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)の更新	407	施設整備費補助金
千葉療護センター コンピュータ断層撮影装置(CT)の更新	191	同上
東北療護センター 脳磁計(MEG)の更新	510	同上
東北療護センター 核医学画像診断装置(RI)の更新	158	同上
岡山療護センター 医療パネル及び空調機器の改修	176	同上
岡山療護センター 核医学画像診断装置(RI)の更新	158	同上
中部療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)の更新	409	同上
中部療護センター 陽電子断層撮影装置(PET)の更新	400	同上

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

(年度計画)

施設整備費は、業務の適正かつ効率的な実施を確保するため、療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化等に伴う整備改修等を計画的に行う。

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
中部療護センター 陽電子放射断層撮影装置(PETカメラ)の更新	380	施設整備費補助金

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

平成23年度は、中期計画に基づき、以下の整備を行うこととした。

中部療護センター 陽電子放射断層撮影装置（PETカメラ）の更新

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	実績額
中部療護センター 陽電子放射断層撮影装置（PETカメラ）の更新	380	357

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○平成23年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

中部療護センター 陽電子放射断層撮影装置（PETカメラ）更新

→ 一般競争入札（総合評価方式）

○平成23年度特別会計補正予算(特第1号)により措置された東日本大震災復旧費は以下のとおりである。

①千葉療護センター	施設修復工事	37百万円
②東北療護センター	自家発電設備復旧工事	91百万円（うち固定資産の取得額90百万円）
合計		128百万円

(2) 人事に関する計画

(中期目標)

人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに平成17年度における額の5%以上を基本とする削減を着実に実施するとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(中期計画)

人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行います。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続します。

〔参考〕

- 1) 期初の常勤職員数
334人
- 2) 期末の常勤職員見込み
334人

(年度計画)

人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度予算比で1%以上の削減を行います。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

人件費（退職手当等を除く。）について、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づき、平成22年度比1%以上の削減を行う。

また、国家公務員の給与改正等を踏まえた給与の見直しを行う。

◎ 当該年度における取組み

○ 平成23年度は、以下の削減方策を講じたこと等により、年度計画（前年度予算比1%削減）を上回る人件費（退職手当等を除く。）の削減（▲6.7%）を達成

- ・平成21年度に実施した役職員俸給5%削減等の施策の経年効果（▲4.8%）
- ・国家公務員の給与構造改革及び人事院勧告を踏まえた給与体系の見直し効果等（▲1.9%）

削減目標額	削減実績額	
	対前年度予算比	
▲ 27百万円	▲ 183百万円	▲ 6.7%
削減目標額 ▲ 27百万円 = 前年度予算額 2,714百万円 × 削減目標率 ▲ 1.0%	削減実績額 ▲ 183百万円 = 平成23年度決算額 2,531百万円 - 前年度予算額 2,714百万円	対前年度予算比 ▲6.7% = 削減実績額 ▲183百万円 ÷ 前年度予算額 2,714百万円

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

■ 役職員の給与水準について

1) 平成23年度の給与水準（ラスパイレス指数）

平成23年度は（年齢勘案）105.1となり、国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った。

105.1（前年度 104.7 前々年度 104.2）

2) 1) の給与水準となった理由

① 国家公務員より管理職員数割合が高いこと

・全国同一水準のサービス機会を確実に提供するため、全国に50支所を設置。それぞれに専門知識と経験を有する管理職員を配置しているため。

② 国家公務員より大卒者割合が高いこと

・業務遂行上、高度な知見、専門性を必要とするため。

③ 国家公務員より地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員割合が高いこと

・利用者（運送事業者等）が都市部に集中していることから、業務遂行上、職員を都市部に多く配置せざるを得ないため。

3) 給与水準の適正化に向けた取組み

① 平成21年度初より全職員の俸給月額5%の引き下げを実施した。

② 管理職員数の削減（194人→163人 ▲31人）を実施したほか、人事院勧告（俸給の見直し等）を踏まえた給与体系の見直しを行った。

今後も、引き続き、総人件費について、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行うとともに、給与水準については対国家公務員指数が年齢勘案で100.0以下に引き下げよう、給与水準を見直す。

II. その他事項

1. 内部統制に関する取組み

- ・ 役職員に対するミッション（中期目標含む）については、理事長による強力なリーダーシップの下、全国支所長会議や職員研修等機会ある毎に、ミッションの趣旨・内容の周知を徹底するなど、組織全体として取り組むべき重要な課題として浸透させている。
- ・ 支所の職場環境の把握、職員とのコミュニケーションを図るため、毎年理事長の現場巡視を行っており、平成23年度は20支所を巡視し、業務遂行上の課題やサービス向上のための新たな取組などの意見交換を行った。出された課題については、理事長から担当役員、担当部長を通じ、具体的な取組について指示がなされている。
- ・ リスク（阻害要因）管理については、原則、毎月2回開催している理事会（監事も出席）において業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況の把握、達成にリスクがないか洗い出しを行うなど、機構の業務運営に関する重要事項を審議・決定し、又は報告を受け、ミッション達成のため取り組んだ。また、理事会資料、議事概要については、理事会終了後速やかに本部職員の他主管支所を通じ全職員に情報提供し、共有化を図った。
- ・ ミッションを果たすために必要な情報は、適宜組織内イントラネットや電子メールを活用し、全職員が閲覧可能になっているほか、支所における地域情報についても、随時イントラネットに掲載されており、本部・支所間、支所・支所間における情報共有が円滑に行われている。
- ・ さらに、内部統制のモニタリングのため本部及び全国支所への監事監査を実施しており、平成23年度は、本部及び19支所に対して行い、監査結果については理事長に報告し、リスク管理の徹底及び前年度の監査結果に対する対応状況のフォローアップなど、業務改善・サービス改善に役立てている。

2. 職員による不正経理について

【事件の概要】

- 当機構の神奈川支所職員（男性、51歳）が、平成23年4月1日から5月16日の間に支所の経理事務処理に際し、日々の事業用ドライバーに対する適性診断の手数料等現金収入を所定の取引銀行に入金せず私的に流用している事実が同年5月30日に判明した。
着服された金額は、4,783千円である。
- 当該職員については、平成23年6月17日付で懲戒免職処分とするとともに、当該職員を監督する立場にあった職員（支所長）について、同日付で懲戒処分とした。

【告訴等の状況】

- 刑事訴訟
平成23年 7月11日 神奈川県警本部捜査第二課長あて告訴状を提出した。
平成23年12月 5日 当該職員は業務上横領容疑で逮捕された。
平成24年 2月20日 横浜地方裁判所において本横領事件にかかる公判が開廷された。
平成24年 3月 5日 判決（懲役1年10月）
- 民事関係
平成23年 7月12日 当該職員から委任を受けた代理人弁護士に対して不当利得金の返還請求を行い、請求金額4,783千円のうち100千円の返還がなされたところであるが、引き続き当該職員に対しての返還請求を行う。

【不正経理事件が起きることとなった原因】

- 本来、会計原則を遵守し、相互牽制（チェック体制）を機能させ、支所長及びマネージャーが指導・監督を実施するべきところ実施しておらず、当該職員任せとなっていた。
当該職員は在職3年目にあたり、業務に精通していたことから、支所長及びマネージャーからも信頼を得ていたことが、当該職員任せとなった原因と考えられる。

【再発防止対策】

- 本事件を受け、速やかに全支所に対して調査を実施、神奈川以外の支所では問題のないことを確認した。
- 平成23年6月24日に職員に対するコンプライアンスの徹底等及び再発防止策について国土交通省へ報告した。
- 経理関係における対応
平成23年6月23日 全支所長に対して、
 - ① 収入金の収納事務に係る*^①チェックリストの整備
 - ② 研修、会議等を通じて会計事務に対する責任と重要性を認識させる*^②職員の意識向上
 - ③ 内部監査対象を増加する等の*^③会計内部監査体制の強化を柱とする再発防止対策を通知するとともに、内部監査等においてチェックリスト実施状況のフォローアップを行う。
平成23年9月27日 「支所長経理業務マニュアル」を制定し、全支所長に送付し、

不正行為再発防止の再徹底を図った。

***①チェックリストの整備**

主管支所長は、収入金の収納業務に係るチェックリストを整備することで確認の徹底と相互牽制を促し、経理事務担当者のみならず収入金を取り扱う総ての職員に対して不正防止の徹底を図る。

***②職員の意識向上**

(1) 会計事務担当者に対しては、研修・会議において不正行為防止の講義を行うこととし、会計事務に対する責任と重要性の認識を図る。

(2) 主管支所長は、主管・支所における会計手続きの現状と問題点、その解決策を策定し、日々その徹底と継続を図るものとする。

***③会計内部監査体制の強化**

本部による会計内部監査は当面の間、主管支所及び年間収入額が5千万円以上の支所については2年に1回、5千万円未満の支所については3年に1回実施するものとする。

【平成23年度会計内部監査実施箇所：6主管、11支所】

【平成22年度会計内部監査実施箇所：1主管、14支所】

○ 監事監査の強化においては、上記視点も踏まえ実施した。

【平成23年度監事監査実施箇所：5主管、14支所、本部】

【平成22年度監事監査実施箇所：4主管、14支所、本部】

○ コンプライアンスの徹底のための対応

① コンプライアンス実践マニュアルの周知徹底

「主管支所長会議」等において、コンプライアンス意識の高揚を図るため、同マニュアルを再度配付するとともに、職員への周知徹底を指示した。

② コンプライアンス実践マニュアルにおける遵守事項の自己確認

同マニュアルの周知徹底をより確実にするため、全役職員に対して同マニュアルにおける遵守事項等を項目ごとに確認するチェック表を配付し、コンプライアンス意識の持続を促した。